

令和元年度

包括外部監査結果報告書

及び報告書に添えて提出する意見

消費税等に関する財務事務の執行について

鹿児島県包括外部監査人

1 外部監査の概要	1
1.1 監査の種類	1
1.2 選定した監査テーマ	1
1.3 監査テーマ選定の理由	1
1.4 監査実施期間.....	2
1.5 監査担当者とその資格	2
1.6 利害関係	2
2 消費税の概要	3
2.1 消費税とは	3
2.2 課税対象	5
2.3 納税義務者	8
2.4 仕入税額控除.....	9
2.5 申告及び納税等	13
2.6 地方公共団体及び公益法人等の取扱い.....	15
2.7 消費税改正	22
2.8 地方消費税	27
3 鹿児島県と消費税	30
3.1 鹿児島県と消費税等の関係	30
3.2 歳入及び地方消費税等の推移	32
4 監査の方針及び監査の対象事業	35
4.1 監査の方針	35
4.2 監査の対象	36
4.3 監査手続（消費税申告・納付）	38
5 一般会計	39
5.1 地方消費税	40
5.2 地方消費税清算金	41
5.3 地方消費税交付金	43
5.4 地方消費税の使途の開示	45
6 特別会計	47
6.1 港湾整備事業特別会計	47
【指摘 1】 港湾空港課 課税区分の誤りについて	56
（意見 1） 港湾空港課 作成要領の整備の必要性について	57
【指摘 2】 鹿児島地域振興局 係船料、港湾施設使用料及び目的外使用 料の課税区分誤りについて	58

【指摘 3】 港湾空港課及び鹿児島地域振興局 消費税等関係書類の保存 期間について	58
(意見 2) 鹿児島地域振興局 徴収資料記載内容の正確性について	59
(意見 3) 鹿児島地域振興局 事務処理要領について	59
(意見 4) 鹿児島地域振興局 集計作業の効率化について	60
6.2 「免税事業者」の 8 特別会計	61
7 地方公営企業	62
7.1 病院事業	63
【指摘 4】 消費税等関係書類の保存期間について	68
7.2 工業用水道事業	69
【指摘 5】 消費税等関係書類の保存期間について	74
(意見 5) 会計処理変更と消費税課税区分の取り扱いについて	74
(意見 6) 県一般会計との取引における消費税課税区分の検討	75
(意見 7) 令和元年度以降の消費税申告の留意点	75
8 地方公社及び第 3 セクター	76
8.1 (公財)鹿児島県文化振興財団	76
8.2 (一財)鹿児島県環境技術協会	82
8.3 (公財)鹿児島県環境整備公社	88
【指摘 6】 消費税等関係書類の保存期間について	92
【指摘 7】 課税区分ごとの取引内訳について	92
(意見 8) 消費税の適切な申告体制の持続について	93
8.4 (公財)鹿児島県林業担い手育成基金	94
(意見 9) 消費税課税区分検討対象の網羅性について	97
【指摘 8】 課税売上割合の算定について	97
8.5 (公財)鹿児島県民総合保健センター	99
8.6 鹿児島県信用保証協会	104
8.7 (公社)鹿児島県農業・農村振興協会	107
【指摘 9】 鹿児島 6 次産業化サポートセンター運營業務事業収益 (以 下、「6 次産業化事業収益」とする) について	111
【指摘 10】 農林水産物認証受取手数料の徴収について	112
(意見 10) 消費税の届出・申告の承認について	113
8.8 (公財)鹿児島県地域振興公社	114
8.9 (一社)鹿児島県種豚改良協会	120
8.10 (公社)鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会	126
【指摘 11】 消費税等関係書類の保存期間について	131

【指摘 12】 全国団体等受託事業の課税区分について	131
【指摘 13】 特定収入の集計方法について	132
【指摘 14】 固定資産の取得に係る仕入税額控除の金額の集計について	132
8.11 (公財)鹿児島県建設技術センター	133
8.12 鹿児島県住宅供給公社	139
9 外部監査の結果.....	146
9.1 個別の監査結果	146
9.2 総合監査結果.....	148
(総合意見 1) 内部統制の整備・運用の必要性について	148
(総合意見 2) モニタリング部門の今後の対応について	149
(総合意見 3) 適切な人員の配置について.....	149
(総合意見 4) 県の消費税申告等に対する対応について	150
(総合意見 5) 帳簿及び請求書等の保管について.....	150
参考文献	152
包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見	153
3年間の包括外部監査期間を振り返って	154
 巻末資料 消費税申告チェックシート<国、地方公共団体及び公共法人用>	

1 外部監査の概要

1.1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

1.2 選定した監査テーマ

監査対象

消費税等に関する財務事務の執行について

監査対象期間

平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）

ただし、必要な範囲で他の年度についても対象とした。

1.3 監査テーマ選定の理由

消費税等の中には、地方消費税が含まれており、地方消費税は、平成 9 年に創設されて以降、消費税率の引上げとともに歳入に占める割合は大きくなっている。また、県は地方消費税の 2 分の 1 相当額を県内の市町村に交付している。

他方で、県(特別会計)、地方公営企業、地方公社及び第 3 セクターは、消費税等の納税義務者であり、歳入と同様、消費税の税率の引上げとともにその重要性も増している。

県(特別会計)、地方公営企業、地方公社及び第 3 セクターが行う事業活動は、公共性が強く、法令上の制約を受け、国や県の財政的援助を受けることが多いこと等、営利法人と比較して特殊な面が多いことから消費税法上特例が設けられており、消費税の計算は、営利法人と比較してより複雑な仕組みとなっている。

令和元年 10 月から、消費税率の引上げと軽減税率制度が導入されており、さらに歳入・歳出の重要性や複雑性が増している。

このように、消費税等の重要性が増す中で、正しく消費税計算が実施されているか、さらに歳出については、それが納税有利な計算となっているか、確認することは有意義と考え、監査テーマと選定した。

1.4 監査実施期間

平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月まで

1.5 監査担当者とその資格

包括外部監査人 公認会計士 堀下 聖仁

補助者 公認会計士 古川 康郎
公認会計士 松野下 剛市
公認会計士 松枝 千鶴
公認会計士 大野 竜也

なお、堀下聖仁、古川康郎、松野下剛市及び大野竜也は、税理士登録している。

1.6 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、鹿児島県と包括外部監査人及びその補助者との間には、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(端数処理について)

端数は切り捨てで表示している。そのため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。なお、公表資料等を使用している場合には、原則として公表数値をそのまま使用している。

(法令等の省略について)

法・・・消費税法
地法・・・地方税法
令・・・消費税法施行令
規・・・消費税法施行規則
新法・・・平成 35 年 10 月 1 日施行消費税法
新令・・・平成 35 年 10 月 1 日施行消費税法施行令

2 消費税の概要¹

2.1 消費税とは

消費税は、消費に着目して課された税金であり、平成元年4月に導入された。消費税の負担者は、商品を購入したり、サービス等を利用したりする消費者であるが、申告及び納税の義務は商品の販売やサービス等を行う事業者にある（間接税）。

生産・流通・販売等の各段階において、他の事業者や消費者に商品の販売やサービス等を行う事業者を納税義務者とし、その売上に対して課税を行っている（多段階課税）。ただし、税の累積を排除するために、事業者は、売上に係る税額から仕入れに係る税額を控除し、その差し引き額を納付する（仕入税額控除）。

事業者には課される消費税は、商品やサービス等の販売価格に上乗せされることにより転嫁され、最終的に消費者が負担する仕組みになっている。



図 2.1.1 消費税及び地方消費税の負担と納付の流れ²

¹ 平成 31 年 3 月 31 日現在の法令により、必要に応じてその後の施行を追記している

² 国税庁 パンフレット「暮らしの税情報」

消費税の国税及び地方税に占める割合は以下のとおりである。

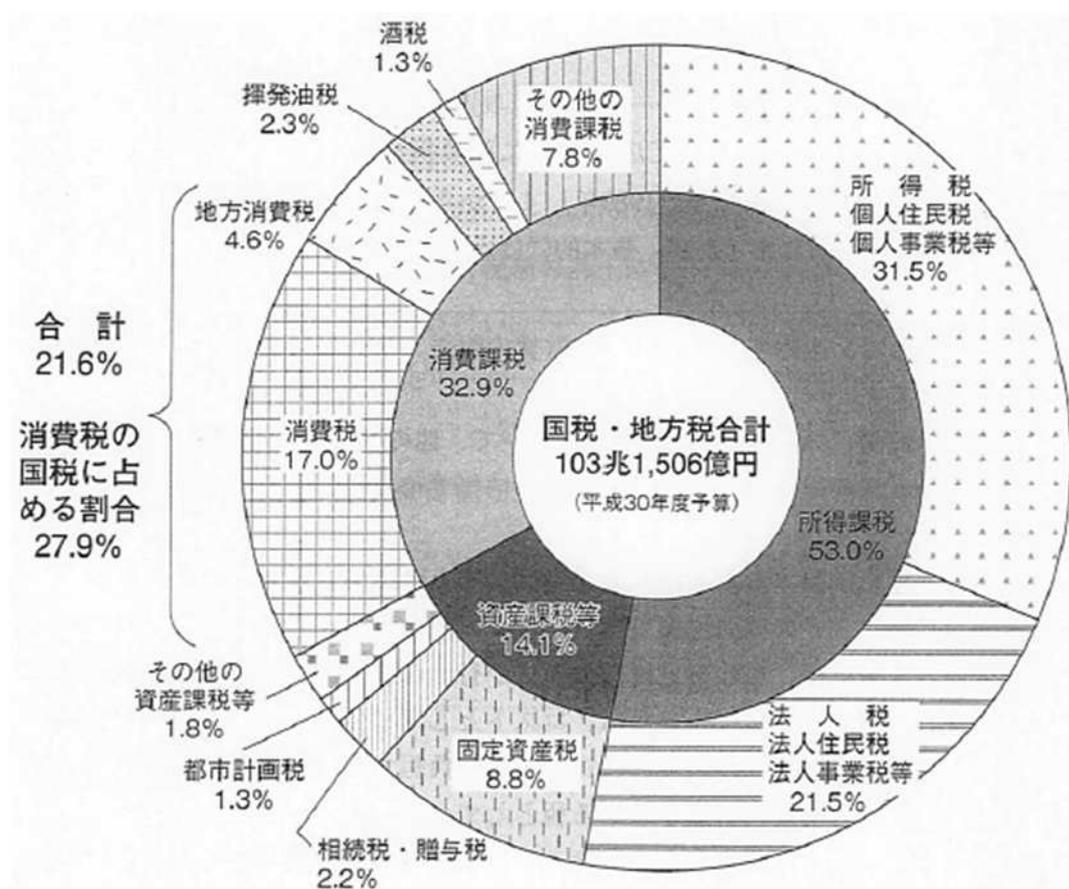


図 2.1.2 消費税の国税・地方税に占める割合(平成 30 年度当初予算額)³

国税及び地方税の税収は、平成 30 年度当初予算額で、約 103 兆円である。この中で消費税等（21.6%）は、所得税等（31.5%）に次ぎ法人税等（21.5%）に並ぶ地位を占めており、税率の引上げや年金制度改革などの社会保障の財源としての議論が高まるなど⁴、その重要性はますます増大する傾向にある。

³ 森田修編「図解消費税 令和元年版」

⁴ 松本正春著「消費税法 理論と計算」

2.2 課税対象

消費税が課税されるか否かの判定は、次の手順で行われる。

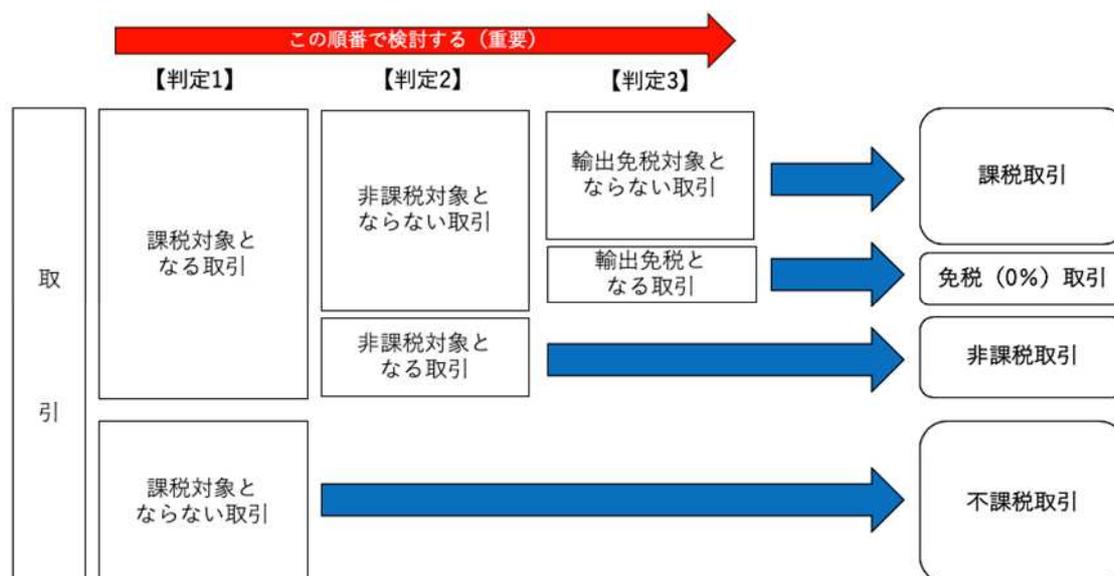


図 2.2.1 課税取引⁵

その判定について、

【判定1】課税対象となる取引なのか

【判定2】非課税対象となる取引なのか

【判定3】輸出免税対象となる取引なのか

上記の順序で検討する必要がある。

課税対象【判定1】

以下の4つの要件をすべて満たす取引が消費税の対象となる⁶（法4①②）。

- 資産の譲渡及び貸付並びに役務の提供であること
- 国内において行われる取引
- 事業者が事業として行う取引
- 対価を得て行う取引

事業者が事業として行う取引について、法人の行為は事業として行う取引に該当する。この判定において課税対象とならない取引を、「不課税取引」という。

⁵ あいわ税理士法人編 「新しい消費税 完全マスター」

⁶ 4要件を満たす取引以外で特定仕入（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等）及び外国貨物が課税対象となる。

非課税対象【判定2】

課税対象となる取引の中には消費に負担を求める税としての性格上、課税の対象としてなじまないものや社会政策的な配慮から以下の取引が非課税対象となっている（法6）。

- 消費に負担を求める税としての性格上、課税の対象としてなじまないもの
 - ①土地等の譲渡及び貸付け（契約期間が1か月未満を除く）
 - ②有価証券等及び支払手段の譲渡
 - ③預貯金の利子及び保険料を対価とする役務の提供等
 - ④日本郵便株式会社などが行う郵便切手類の譲渡、印紙の売渡し場所における印紙の譲渡及び地方公共団体などが行う証紙の譲渡
 - ⑤商品券、プリペイドカードなどの物品切手等の譲渡
 - ⑥国等が行う一定の事務に係る役務の提供（住民票の交付等）
 - ⑦外国為替業務に係る役務の提供
- 社会政策的な配慮から、課税しないこととしているもの
 - ⑧社会保険医療の給付等
 - ⑨介護保険サービスの提供
 - ⑩社会福祉事業等によるサービスの提供
 - ⑪医師、助産師等による助産に関するサービスの提供
 - ⑫火葬料や埋葬料を対価とする役務の提供
 - ⑬一定の身体障害者用物品の譲渡や貸付け
 - ⑭学校教育
 - ⑮教科用図書の譲渡
 - ⑯住宅の貸付け（契約期間が1か月未満を除く）

非課税となる取引は、消費税法別表第1に列挙されているものに限定されていることに留意する必要がある。この判定において非課税対象となる取引を、「非課税取引」という。

輸出免税対象【判定3】

【判定1】で課税対象となる取引で、【判定2】で非課税取引に該当しないもののうち、輸出される物品等については、外国で消費されるため、輸出免税対象となり「免税（0%）取引」となる。また、輸出免税対象とならない取引が「課税取引」となり、消費税の課税対象となる取引となる。

「不課税取引」、「非課税取引」、「免税（0%）取引」の区分

「不課税取引」、「非課税取引」、「免税（0%）取引」は、いずれも消費税を課されないという点では同じであるが、その性質は次の表のとおり大きく異なる⁵。よって、これらの取引を適切に区分することが必要となる。

表 2.2.2「不課税取引」、「非課税取引」、「免税（0%）取引」の区分

取引	性格	課税標準	基準期間における課税売上高	課税売上割合	
				分子	分母
不課税取引	そもそも消費税の課税の対象とならない取引				
非課税取引	社会政策的や消費税になじまないという理由から消費税を課さない取引				○
免税(0%)取引	外国で消費されるため、消費税を課さない取引		○	○	○
課税取引	消費税が課税される取引	○	○	○	○

○=含む

2.3 納税義務者

消費税の納税義務者は、以下のとおりである（法 5）。

表 2.3.1 納税義務者

取引区分	納税義務者
国内取引	課税資産の譲渡等を行う事業者*
輸入取引	課税貨物を保税地域から引き取るもの

* 特定課税仕入を行う事業者も含む

地方公共団体及び公益法人等も、これらの取引を実施する限り消費税の納税義務者となることに留意する必要がある。

しかし、その年度の基準期間⁷における課税売上高及び特定期間⁸における課税売上高等が 1,000 万円以下の事業者は、課税事業者となることを選択した場合⁹を除き、原則としてその課税期間の納税義務が免除される（この報告書では納税義務が免除された法人等を「免税事業者」という）（法 9、9 の 2）。ここで課税売上高とは、課税資産の譲渡等の対価の額（「課税取引」及び「免税（0%）取引」）から売上に係る対価の返還等の金額を差し引いたものである。

この規定趣旨は、小規模事業者の納税手続等に要する事務負担等に配慮して設けられたものである。「免税事業者」となると、消費税の納税義務が免除されるため、結果的に消費税は事業者の手元に残る。これがいわゆる「益税」であり、財務省によると免税事業者がなくなりすべての事業者が消費税を納めると仮定すると、消費税収は国・地方合わせて約 4,500 億円増えるとされている¹⁰。

なお、その年度の基準期間がない法人は、原則として免税事業者となるが、基準期間がない法人であっても、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上である法人は、納税義務は免除されず、「課税事業者」となる。

基準年度等の課税売上高等が 1,000 万円以下のため免税事業者となるわけであって、免税事業者が実施する取引が免税取引ではないことに留意する必要がある。

⁷ 法人は原則として前々事業年度

⁸ 法人は原則としてその前事業年度開始の日以降 6 月の期間

⁹ 申告すれば還付となる場合であっても、課税事業者でないと申告することができないため、申告して還付を受けるためには、あらかじめ課税事業者になることを選択する必要がある。

¹⁰ 日本経済新聞電子版「消費税で儲かる？「益税」5000 億円のなぜ」

平成 28 年 8 月 8 日

2.4 仕入税額控除¹¹

税の累積を排除するために、事業者は、売上に係る税額から仕入れに係る税額を控除し、その差し引き額を納付する。仕入れに係る税額を控除することを、「仕入税額控除」という。仕入税額控除の対象となる取引は、「課税取引」である。つまり、販売側で「課税取引」となるものが、購入者側からは「課税仕入」となり、仕入税額控除の対象となる(法 30)。

仕入税額控除の全体像は以下のとおりである。

表 2.3.1 仕入税額控除の全体像

課税仕入等に係る消費税額	原則課税適用者	その課税期間における課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上	全額控除	仕入税額控除
		その課税期間における課税売上高が5億円以上、又は、課税売上割合が95%未満	個別対応方式又は一括比例配分方式 ^{*2} で計算	
	簡易課税適用者 ^{*1}	課税標準額に対する消費税額にみなし仕入率を乗じて計算		

*1 簡易課税の適用は、基準期間の課税売上高が5,000万円以下であり、一定の届出書を提出することにより認められる。

また、簡易課税をやめようとする場合、選択後2年間は選択不適用届出書を提出することはできない。

*2 一括比例配分方式を適用した事業者は、2年間以上継続した後でなければ、個別対応方式に変更できない。

仕入税額控除の計算方法は、原則課税と簡易課税で大きく異なり、納付税額は次の計算式により計算した金額となる。

納付税額 = 課税売上に係る消費税額 - 仕入税額控除

原則課税の仕入税額控除・課税仕入に係る消費税額をもとに計算

簡易課税の仕入税額控除・課税売上に係る消費税額 × みなし仕入率

¹¹ 地方公共団体（特別会計）、地方公営企業及び公益法人等は、特例があるため留意する（2.6 地方公共団体及び公益法人等の取扱い）参照。

原則課税

原則課税の計算方法は、全額控除、個別対応方式又は一括比例配分方式があり、課税売上高及び課税売上割合で適用される方式が異なる。

課税期間における課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合に、全額控除が採用される（法30①）。非課税売上には消費税が転嫁されないため、非課税売上に要した課税仕入については、仕入税額控除から除く必要があるが、課税売上高に対する重要性やその事務負担等を勘案して、全額控除を認めている。

その課税期間における課税売上高が5億円以上、又は、課税売上割合が95%未満の時、課税売上に対応する課税仕入の消費税が仕入税額控除の対象となる。

・個別対応方式

課税仕入等に係る消費税額を「①課税売上のみに対応するもの」、「②非課税売上のみに対応するもの」、「③課税売上と非課税売上に共通するもの」に区分する（法30②一）。

仕入税額控除 = ① + ③ × 課税売上割合

で計算され、「①課税売上に対応するもの」は全額仕入税額控除の対象であり、「②非課税売上のみに対応するもの」は仕入税額控除の対象とはならない。「③課税売上と非課税売上に共通するもの」については課税売上割合分が仕入税額控除の対象となる。

・一括比例配分方式

仕入税額控除 = 課税仕入等に係る消費税額 × 課税売上割合

で計算される（法30②二）。

この方式を適用した事業者は、2年間以上継続した後でなければ、個別対応方式に変更できない。

個別対応方式と一括比例配分方式の選択については、一括比例配分方式は課税仕入等に係る消費税額を区分する必要がないため事務負担は軽減されること、両方式で仕入税額控除の金額が異なるため有利不利が生ずること、一括比例配分方式は一定期間の継続適用が求められること等を勘案して決定する必要がある。

課税売上割合

課税売上割合は、以下の算式で計算される（法30⑥）。

課税売上割合 = (課税売上 + 輸出免税売上) / (課税売上 + 非課税売上 + 輸出免税売上)

留意点は、

- ① 不課税取引（国外取引、配当金収入、保険金収入等）は、計算の際に分母、分子に含めない。
- ② 非課税売上のうち、有価証券等及び金銭債権の譲渡対価は、その5%相当額を分母に算入する。

である。この他にも注意すべき点があり、国税庁が作成している「消費税申告チェックシート〈国、地方公共団体及び公共法人用〉等を用いて、適切に算定する必要がある。

なお、「たまたま土地の譲渡があった場合」、課税売上割合に準ずる割合の承認申請ができる¹²。

簡易課税

簡易課税は、基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下であり、一定の届出を行うことにより認められる（法 37）。この計算方法では、仕入税額控除は

$$\text{仕入税額控除} = \text{課税売上に係る消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

により算定するため、実際に仕入に係る消費税額を計算する必要がなくなる。

このように、一定の中小企業者について、事務負担を軽減する目的から、簡易課税制度が設けられている。

みなし仕入率は、以下のように事業区分ごとに定められている（令 57）。

表 2.4.2 みなし仕入率

種類区分	事業の種類区分	みなし仕入率
第1種	卸売業	90%
第2種	小売業	80%
第3種	製造業等*	70%
第4種	その他事業	60%
第5種	サービス業等 (飲食業を除く)	50%
第6種	不動産業	40%

* 製造業等には農業・林業・漁業も含むが、令和元年10月から農業・林業・漁業のうち飲食料品の譲渡を行う部分は、第2種(80%)となる。

簡易課税を採用する場合、みなし仕入率で計算した仕入税額控除よりも、実際に支払っている消費税等が小さければ、いわゆる「益税」の問題が生ずる¹³。免税事業者制度による「益税」と簡易課税制度による「益税」を合わせると、約 5000 億円と

¹² 国税庁 質疑応答事例「たまたま土地の譲渡があった場合の課税売上割合に準ずる割合の承認」

¹³ 会計検査院 「消費税の簡易課税制度について」に関する会計検査院法第 30 条の 2 の規定に基づく報告書 平成 24 年 10 月

推計されている。消費税率 1%分の税収 2.7 兆円の 2 割弱に相当する¹⁰。また、消費税率が上昇すると、「益税」は増加すると考える。

帳簿と請求書の保存¹¹

簡易課税の適用を受けない事業者は、仕入税額控除を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び請求書¹⁴を保管する必要がある（法 30⑦）、課税期間末日の翌日から 2 月経過した日から 7 年保管しておかなければならない（令 50①）。

¹⁴ 課税仕入れの税込対価の額が 3 万円未満等の場合は、帳簿の保存のみで仕入税額控除の適用を受けることができる（法 30⑦、令 49①）。

2.5 申告及び納税等

確定申告¹¹

消費税の課税事業者は、課税期間ごとに、確定申告書の提出及び納付を、課税期間終了の日の翌日から2月以内に実施しなければならない（法45、49）。

中間申告

中間申告は、消費税の課税事業者は、直前の課税期間の年間確定消費税額により、申告及び納付しなければならない（法42、43、48）。

表 2.5.1 中間申告の回数及び納付額

直前の課税期間の 年間確定消費税額 (国税のみ)	48万円以下	48万円超 400万円以下	400万円超 4,800万円以下	4,800万円超
中間申告の回数	不要	年1回	年3回	年11回
納付額	—	前課税期間の確定消 費税額×6/12	前課税期間の確定消 費税額×3/12	前課税期間の確定消 費税額×1/12

消費税率及び地方消費税率

消費税率及び地方消費税率等の推移は以下のとおりである。監査対象となる平成30年度の消費税率は6.3%であり（法29）。また、地方消費税率は消費税額を課税標準額とし、その税率は17/63（消費税率換算1.7%）であるので、消費税と地方消費税とを合わせた税率は8%となる（地法第72条の83）。

表 2.5.2 消費税率及び地方消費税率の推移

適用開始日	消費税	地方消費税	合計	
平成元年4月1日	3%		3%	
平成9年4月1日	4.0%	1.0%	5%	
平成26年4月1日	6.3%	1.7%	8%	
令和元年10月1日	7.8%	2.2%	10%	標準税率
	6.24%	1.76%	8%	軽減税率

消費税は平成元年4月以後、数度に渡って引き上げられている。また、施行以来単一税率であったが、令和元年10月の消費税引上げに伴い、軽減税率制度が導入され複数税率となった。

地方消費税は、平成9年4月から施行され、消費税率引上げに伴い地方消費税率も引き上げられている。

令和元年 9 月までの消費税率と軽減税率は、ともに合計 8%であるが、消費税と地方消費税の内訳が異なっているため、令和元年度以降の消費税申告のために両者に係る課税売上を区分して集計する必要がある。

帳簿の保存

課税事業者は、帳簿に資産の譲渡等や課税仕入等に関する事項を記録し、保存しなければならない（法 58）。保存期間は、課税期間末日の翌日から 2 月経過した日から 7 年である（令 71）。

2.6 地方公共団体及び公益法人等の取扱い

消費税は、国内において資産の譲渡等を行う法人等を納税義務者としており、地方公共団体及び公益法人等も国内において資産の譲渡等を行う限り、営利法人と同様に消費税の納税義務がある。しかし、地方公共団体及び公益法人等の事業活動は公共性が強いものであることから法令上各種の制約を受けたり、国又は地方公共団体等の財政的な援助を受けるなど、営利法人と比べ特殊な面が多いことから、消費税法上、特例が設けられている。

表 2.6.1 地方公共団体、公益法人等の特例

区分	適用される特例			
	会計単位	資産の譲渡等の時期	仕入税額控除	申告期限
地方公共団体(一般会計)	○	○	*	申告義務なし
地方公共団体(特別会計、地方公営企業)	○	○	○	○
消費税法別表第三に掲げる法人(公益法人等)		△	○	△

○=特例あり

△=特例あり(委承認)

* 課税標準額に対する消費税額を仕入控除税額とみなす

会計単位の特例(地方公共団体)

会社等の営利法人はもちろん、公益法人等も法人ごとに納税義務者となる。しかし、地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は特別会計を設けて行う事業については、その行う事務の性質・内容が異なるため、一般会計又は個々の特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなして消費税法の規定を適用することとなっている(法 60①)。ただし、地方公共団体が特別会計を設けて行う事業であっても、「専ら¹⁵その特別会計を設ける地方公共団体の一般会計に対して資産の譲渡等を行う特別会計」については、一般会計に係る業務として行う事業とみなされる(法 60①ただし書き)。

資産の譲渡等の特例(地方公共団体及び公益法人等)

地方公共団体の会計は、地方自治法施行令により歳入又は歳出の所属会計年度が定められており、これらの規定において、一定の収入又は支出については、発生年度を基準として年度経過後の一定の期間(出納整理期間)内の収入又は支出をその発生年度の決算に計上し、これにより得ないものについては、現金収支の事実の属する会計年度の所属として整理するなど、一般の民間企業とは異なる会計処理が行

¹⁵ その特別会計が行う資産の譲渡等の対価の合計額のうちその特別会計が一般会計に対して行う資産の譲渡等の対価の合計額の占める割合が95%以上である場合をいう。

われている。このため、資産の譲渡等の時期の原則を地方公共団体に適用することは、地方公共団体の会計処理の実情と著しくかけ離れたものになる。そこで、地方公共団体が行った資産の譲渡等については、次のような特例が設けられている（法 60②、令 73）。

表 2.6.2 資産の譲渡等の時期の特例

区分	歳入歳出の会計年度の 所属区分の法令	特例の内容
資産の譲渡時期	地方自治法施行令第142条 《歳入の会計年度所属区分》	左記法令の規定によりその対価を収納すべき会計年度の末日に行われたものとする ことができる。
課税仕入れ等の時期	地方自治法施行令第143条 《歳出の会計年度所属区分》	左記法令の規定によりその費用の支払をすべき会計年度の末日に行われたものとする ことができる。

地方公共団体に準ずる法人として納税地の所轄税務署長の承認を受けた公益法人等についても、資産の譲渡等又は課税仕入れ等を行った時期について、その対価を収納すべき又は費用の支払をすべき課税期間の末日に行われたものとする
ことができる。ただし、承認を受けることができるのは、消費税法別表第三に掲げる法人のうち、法令又はその法人の定款、寄附行為、規則若しくは規約に定める会計処理の方法が、地方公共団体の会計処理の方法に準じて、収入・支出の所属会計年度について発生主義以外の特別な会計処理により行うこととされている法人に限られる（法 60③、令 74）。

この規定を適用する場合であっても、資産の譲渡等が令和元年 10 月より前に行われたものである場合は、旧税率 8%が適用されることに、令和元年度の申告では留意する必要がある（平成 24 年改正法附則 14）。

仕入税額控除の特例（特別会計、地方公営企業及び公益法人等）

地方公共団体、公益法人等は、本来、市場経済の法則が成り立たない事業を行っていることが多く、通常は租税、補助金、会費、寄附金等の対価性のない収入を恒常的な財源としている実態にある。このような対価性のない収入によって賄われる課税仕入れ等は、課税売上げのコストを構成しない、いわば最終消費的な性格を持つものと考えられる。また、消費税法における仕入税額控除制度は、税の累積を排除するためのものであるから、対価性のない収入を原資とする課税仕入れ等に係る税額を課税売上げに係る消費税の額から控除することは合理性がない。

そこで、地方公共団体、公益法人等については、通常の方法により計算される仕入控除税額について調整を行い、補助金等の対価性のない収入（特定収入）により賄われる課税仕入れ等に係る税額について、仕入税額控除の対象から除外している（法60④⑤、令75）。

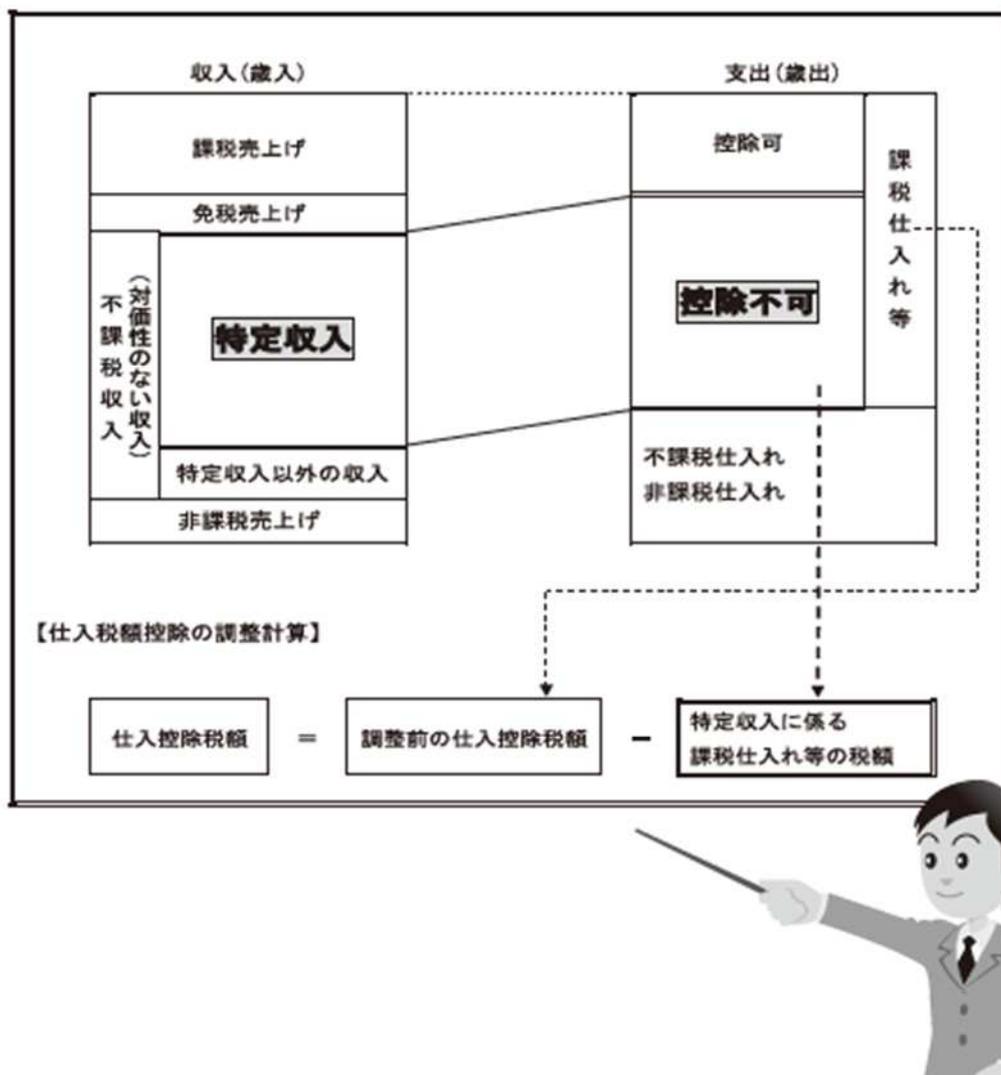


図 2.6.1 仕入控除税額 特例のイメージ¹⁶

ただし、簡易課税制度を適用している場合や特定収入割合が5%以下である場合は、特例の適用はない。

◆ 特定収入と特定収入以外の収入

ここで、不課税収入を特定収入と特定収入以外の収入にわけると以下のとおりとなる（令75①）。

¹⁶ 国税庁「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」平成30年6月

表 2.6.3 特定収入¹⁶

不課税収入	消費税法上、特定収入に該当しないこととされている収入 1 通常の借入金等* 2 出資金 3 預金、貯金及び預り金 4 貸付回収金 5 返還金及び還付金 6* - イ法令又は交付要綱等において、次に掲げる支出以外の支出（特定支出）のためにのみ使用することとされている収入 (イ) 課税仕入れに係る支払対価の額に係る支出 (ロ) 特定課税仕入れに係る支払対価の額に係る支出（特定課税仕入れに係る消費税額等に相当する額を含む。） (ハ) 課税貨物の引取価額に係る支出 (ニ) 通常の借入金等の返済金又は償還金に係る支出(注1) 6* - ロ国又は地方公共団体が合理的な方法により資産の譲渡等の対価以外の収入の用途を明らかにした文書において、特定支出のためにのみ使用することとされている収入 6* - ハ 公益社団法人等が作成した寄附金の募集に係る文書において、特定支出のためにのみ使用することとされている一定の寄附金の収入	特定収入以外の収入
	上記以外の収入 ①租税 ②補助金 ③交付金 ④寄付金 ⑤出資に対する配当金 ⑥保険金 ⑦損害賠償金 ⑧負担金 ⑨他会計からの繰入金(地方公共団体に限る) ⑩会費等 ⑪喜捨金 ⑫特殊な借入金等*	特定収入

*1 通常の借入金等

借入金及び債券の発行に係る収入で、法令においてその返済又は償還のため補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けることが規定されているもの以外のもの

*特定収入以外の収入 6の例示

人件費補助金

利子補給金

土地購入のための補助金

特殊な借入金等の返済のための負担金

特定収入算定において、補助金、交付金、他会計からの繰入金から、法令及び交付要綱等又は合理的な文書において、特定支出のために使用される収入(表 2.6.3 特定収入以外の収入 6)を除くことに留意する。特定支出は、課税仕入、課税貨物及び通常の借入金の返済に係る支出以外の支出をいい(令 75④六イ)、概ね非課税仕入れ又は不課税支出といえる¹⁷。

¹⁷ 中田ちず子著「ワークシート方式による公益法人等、国・地方公共団体の消費税」全訂四版

◆ 特定収入割合

特定収入割合は、以下のように計算する（法 60④、令 75③）。

$$\text{特定収入割合} = \frac{\text{特定収入}}{(\text{課税売上高(税抜)} + \text{免税売上高} + \text{非課税売上高} + \text{国外売上高} + \text{特定収入})}$$

特定収入割合算定において、

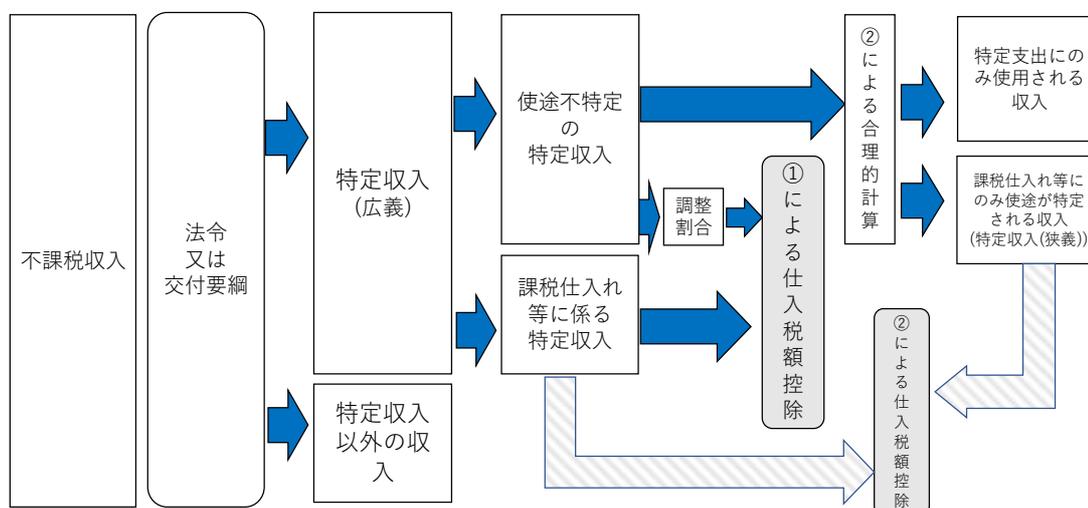
- ① 国外売上高を分母に加える。
- ② 非課税売上のうち、有価証券等及び金銭債権の譲渡対価は、その 5% 相当額ではなく全額を分母に算入する。

と課税売上割合の計算と異なっているため、十分に留意する必要がある。

◆ 補助金等の使途の特定

補助金等の「資産の譲渡等の対価以外の収入」については、特定支出のためにのみ使用することとされている収入は特定収入に該当せず、また、特定収入に該当する収入であっても、その使途によって仕入税額控除の計算方法が異なるため、補助金等の「資産の譲渡等の対価以外の収入」について、その使途の特定を行う必要がある。

地方公共団体の特別会計における補助金等の使途の特定方法は、次の①及び②のとおりである。



①の仕入税額控除と②の仕入税額控除のうち、いずれか小さいほうを選択する。

図 2.6.2 ①と②の方法の概要

- ① 法令又は交付要綱等により使途が明らかにされているものは、その明らかにされているところによる。交付要綱等とは、補助金等を交付する者が作成したその補助金等の使途を定めた文書をいい、補助金等交付要綱、補助金等交

付決定書のほか、これらの附属書類である補助金等の積算内訳書や実績報告書も含まれる。

- ② ①により使途が特定されない補助金等については、国又は地方公共団体が合理的な方法により補助金等の使途を明らかにした文書によって使途を特定することができ、その手順は消費税基本通達 16-2-2 に基づいて行われる。

②の方法は、通達ではあるが、地方公共団体の特別会計における補助金等の使途の特定に関しては、同基本通達に従った処理を行うものとする趣旨の自治省（現総務省）通知「地方公共団体の特別会計が控除する仕入れに係る消費税額計算における具体的な使途の特定方法等について」（平成元年 1 月 26 日付自治企-第 7 号、自治導第 9 号）が発出されており、地方公共団体における消費税計算の実務については、同通達に従った処理が一定の慣行とされている¹⁷。

公益法人等においても、②の方法で使途を特定することができる。

②を適用するかどうかは、補助金等受領者の任意であり、毎年度違う方法を採用しても差し支えなく、また、方法の変更につき届出等の特別な手続は不要である¹⁷。

また、②を適用する場合、特定する文書を作成し保管する必要があることに留意する必要がある。

◆ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算

仕入税額控除の調整がある場合の納付税額は、次の計算式により計算した金額となる。

$$\text{納付税額} = \text{課税売上に係る消費税額} - (\text{調整前の仕入税額控除} - \text{特定収入に係る課税仕入れ等の税額})$$

ただし、簡易課税制度を適用している場合、特定収入割合が 5% 以下である場合は、特定収入に係る課税仕入れ等の税額を考慮する必要はない。

A 全額控除方式、B 個別対応方式、C 一括比例配分方式で特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算式は以下のとおりである。

A 全額控除方式 ①+②（令 75④一）

①「課税仕入等に係る特定収入」× 6.3/108¹⁸

②(調整前の仕入税額控除-①) × 調整割合*

B 個別対応方式③+④+⑤（令 75④二）

③「課税売上のみに要する課税仕入等に係る特定収入」× 6.3/108¹⁸

④「課税・非課税売上に共通して要する」× 6.3/108¹⁸ × 課税売上割合

⑤(調整前仕入税額控除-(③+④)) × 調整割合*

¹⁸ 令和元年 10 月以降、仕入税額が 10% であれば 7.8/110、軽減 8% であれば 6.24/108 と分けて計算することに留意する。

C 一括比例配分方式⑥+⑦（令 75④三）

⑥「課税仕入等に係る特定収入」×6.3/108¹⁸

⑦（調整前の仕入税額控除-①）×調整割合*

* 調整割合 = 使途不特定の特定収入 ÷ (課税売上高(税抜)+免税売上高
+非課税売上高+国外売上高+特定収入)

申告期限の特例(特別会計、地方公営企業及び公益法人等)

消費税の申告及び納付は、「2.5 申告及び納税等」で記載のとおり、原則として課税期間の末日の翌日から 2 月以内であるが、地方公共団体については、決算の処理方法や時期等につき法令の定めるところにより処理することとされており、原則的な申告・納付期限では対応が困難な事情にある。したがって、以下のとおり申告・納付期限の特例が設けられている(中間申告についても同様の取扱いとなる。) (法 60⑧、令 76②)。

特別会計……課税期間の末日の翌日から 6 月以内

地方公営企業…課税期間の末日の翌日から 3 月以内

公益法人等のうち、納税地の所轄税務署長の承認を受けたものについては、6 か月以内でその承認を受けた期間の申告・納付期限の特例が認められる。

ただし、承認を受けることができるのは、消費税法別表第三に掲げる法人のうち、法令によりその決算を完結する日が会計年度の末日の翌日以後 2 か月以上経過した日と定められていることその他特別な事情があるものに限られている(令 76①③、規 29①)。

帳簿の記載事項の特例(特別会計、地方公営企業及び公益法人等)

地方公共団体の特別会計、及び地方公営企業及び公益法人等は、仕入税額控除の要件として、通常の記載事項の他、次の事項を記載しなければならない(法 60⑧、令 77、規 31①)。ただし、特定収入等の相手方が不特定かつ多数であるときはその記録を省略することができる(規 31②)。

①特定収入等に係る相手方の氏名又は名称

②特定収入を受けた年月日

③特定収入等の内容

④特定収入等の金額

⑤特定収入等の使途

2.7 消費税改正

令和元年 10 月以降、消費税の主な改正が実施され、また今後予定されている。

- ・軽減税率制度(令和元年 10 月から)
- ・e-Tax 義務化(令和 2 年度の申告から)
- ・インボイス制度(令和 5 年 10 月から)

軽減税率制度

令和元年 10 月から、以下のものについて、軽減税率が適用される（平成 28 改正法附則 34①）

- 酒類、外食を除く飲食料品
- 週 2 回以上発行される新聞(定期購読契約のもの)

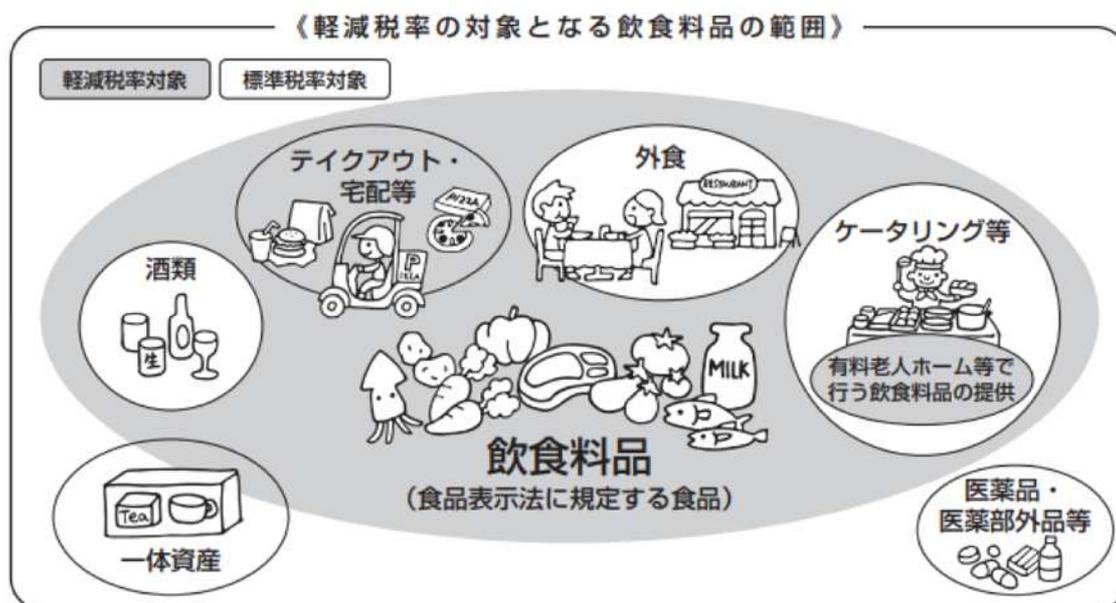


図 2.7.1 軽減税率の対象となる飲食料品の範囲¹⁹

鹿児島県は農業や畜産業等が主要産業である。これらの産業で軽減税率の対象となる飲食料品等は以下のとおりである。

¹⁹ 国税庁「よくわかる消費税軽減税率制度(チラシ)」(令和元年 6 月)

表 2.7.1 軽減税率の対象(農業、漁業、畜産業)³

区分	軽減税率
肉用牛、食用豚、食鳥等の生きた家畜	
家畜の枝肉	○
熱帯魚等の観賞用の魚	
食用の生きた魚	○
家畜の飼料やペットフード	
種粃	
食用の粃	○
果物の苗木等の栽培用として販売される植物及びその種子	
おやつや製菓の材料用等の種子	○
日本酒を製造するための原材料の米	○

*焼酎を製造するための原材料の芋も軽減税率の対象である。

e-Tax 義務化

令和2年度から、以下の団体は、e-Taxにより申告書等を提出しなければならない(法46の2①)。

- 地方公共団体
- 事業年度開始時において、資本金又は出資金が1億円を超える
公益法人等の法人

地方公営企業法の適用を受ける公営企業の会計(工業用水道事業、病院事業など)は消費税法上特別会計に含まれるため、地方公共団体に含まれることに留意する(令72②二)。

インボイス制度

仕入税額控除を受けるためには帳簿及び請求書等の保存が求められる。その複数税率が導入された令和元年10月以後、請求書の記載事項は拡張され(区分記載請求書制度)、更に令和5年10月からはインボイス制度の導入が予定されている。

インボイス制度の概要は以下のとおりである。

- インボイスを発行するためには、インボイス発行業者として登録する必要がある(令和3年10月から受付開始)。
- インボイス発行業者として登録するためには、「課税事業者」である必要がある。
- インボイスの保存がないと、原則として仕入税額控除ができない(令和11年10月まで経過措置あり)。

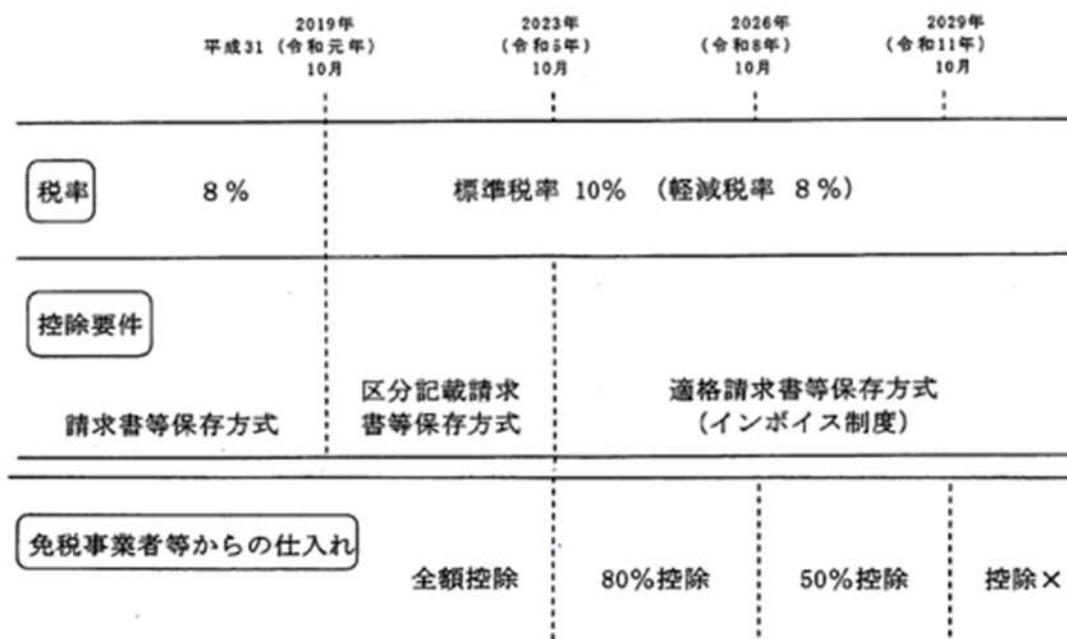


図 2.7.2 請求書の保存要件(控除要件)及び仕入税額控除の経過措置(免税事業者からの仕入れ)

政府は、インボイス制度導入で税収が約 2 千億円増えると試算する²⁰。税収が増加する理由は、インボイスを発行しないと取引から排除されると考える「免税事業者」が、インボイス発行業者として登録すると予想されるためと考えられる。これにより「免税事業者」の益税は減少すると思われるが、インボイス制度により「免税事業者」から「課税事業者」となった事業者の経理業務等の事務負担や納税負担は、増加すると思われる。

平成 30 年度の帳簿の記載事項は、以下のとおりである (法 30⑧)。

- ①仕入先の氏名または名称
- ②取引年月日
- ③取引内容
- ④取引金額

令和元年 10 月以降は

- ⑤軽減税率の対象である場合はその旨

を記載する必要がある。

請求書の記載事項は、次のとおりとなる (法 30⑨)。

²⁰ 日本経済新聞電子版「広がる 4 年後への負担 インボイス、中小の負担大きく 軽減税率がやってくる」

表 2.7.2 請求書の記載事項

請求書の様式			記載事項
3 適格請求書（日本型インボイス）	2 区分記載請求書	1 現行の請求書	発行者の氏名または名称
			取引年月日
			取引内容
			取引金額
			書類の交付を受ける者の氏名または名称
		①軽減税率対象品目である旨	
		②税率区分ごとの合計請求額	
		③登録番号	
	④税率区分ごとの消費税額等		

令和元年10月から、「区分記載請求書」での保存が求められ、現行の請求書の記載事項に加えて、

①軽減税率対象品目である旨

②税率区分ごとの合計請求額

の記載が求められ、令和5年10月からインボイス制度²¹が開始するため、適格請求書の保存が求められ、以下の記載事項がさらに加わる。

③登録番号

④税率区分ごとの請求書額等

消費税改正の影響

軽減税率制度が導入された以降は、複数税率になったことにより、農業・漁業・食品製造業等から生ずる課税売上には軽減税率（8%）が適用される。一方、課税仕入は標準税率が適用され、鹿児島県の主要産業である農業事業者の期中の資金繰りは従前より厳しくなっていると考えられる。また、売上にかかる消費税より、仕入にかかる消費税が大きければ、還付を受けることができるが、「免税事業者」が還付を受けるためには「課税事業者」を選択する必要があると、事務負担が増加すると考えられる。

²¹ インボイス制度開始から、課税仕入の税込対価の額が3万円未満等の場合であっても、原則請求書の保存が求められることに留意する（新令49①）。

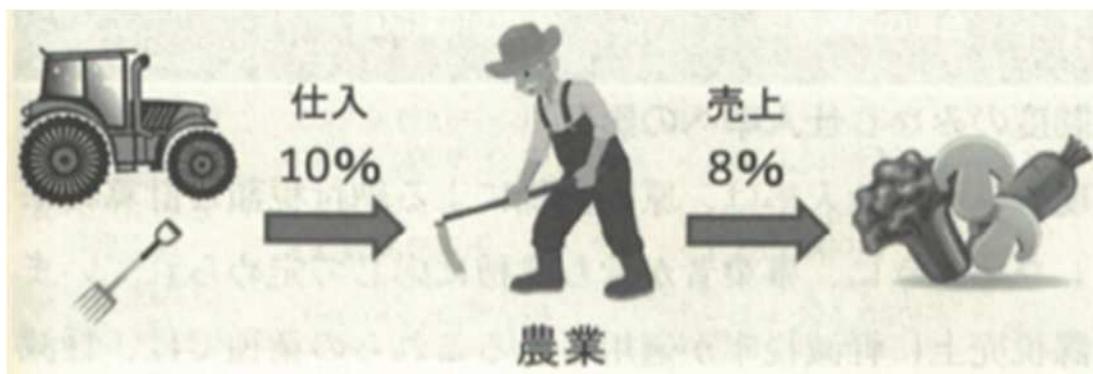


図 2.7.3 農業への複数税率の影響⁵

次に「インボイス制度」の影響であるが、確かに「益税」が減少し、納税者が負担した消費税が納付されことで、社会保障財源等が充実するメリットはある。その一方で、今まで「免税事業者」として税負担のなかった、「新規事業者」や「小規模事業者」が課税事業者を選択することによる納税負担及び事務負担等の増加や、引き続き「免税事業者」であることを選択した場合に、取引先は仕入税額控除できなくなるため、取引から排除される可能性があり、経済に与える影響は小さくないと予想されている。

このため、国は軽減税率制度の導入後3年以内をめどに、インボイス制度の導入に係る事業者の準備状況および事業者取引への影響の可能性などを検証し、必要な場合には一定の措置を講ずることとしている²²。

鹿児島県においても両制度が県内の「農業従事者」等、「新規事業者」、「小規模事業者」に与える影響は決して小さくなく、国の検証結果や措置の状況によっては、県独自の追加施策を検討する局面も想定される。

²² 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第171条第2項

2.8 地方消費税

地方消費税の仕組みは以下のとおりである。

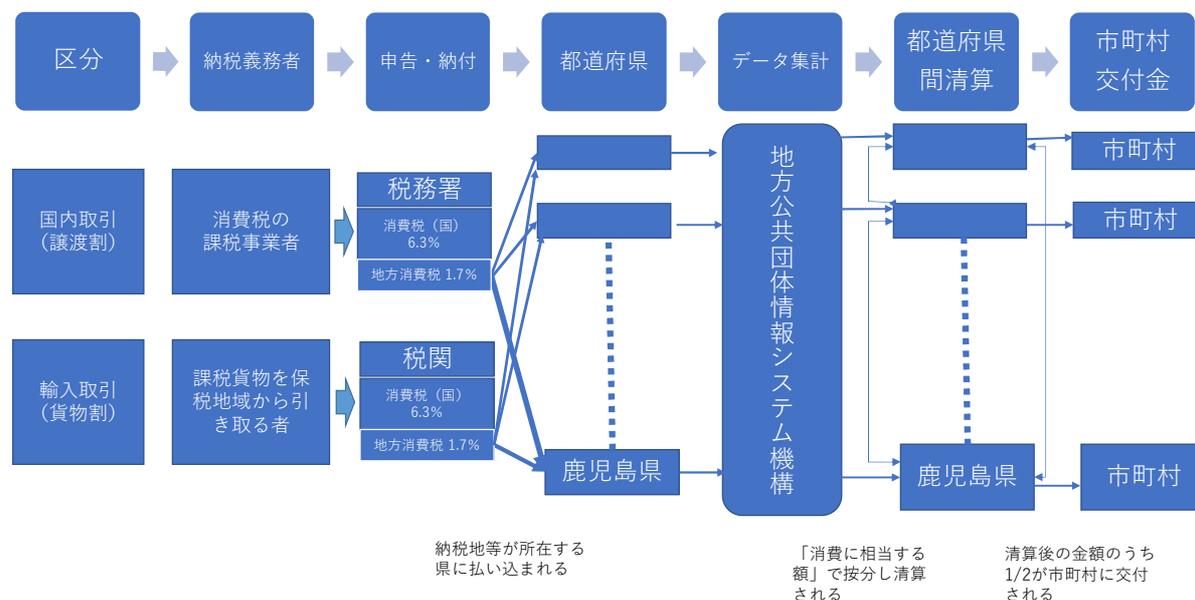


図 2.8.1 地方消費税の仕組み

区分、納税義務者及び申告・納付

国内取引（譲渡割）について、課税事業者は、納税地の所轄税務署に消費税及び地方消費税の申告書を提出し、その申告に係る地方消費税額を消費税額と併せて納付しなければならない。

輸入取引（貨物割）について、課税貨物を保税地域から引き取ろうとする者は、輸入申告書を提出するとともに、引き取る課税貨物に課される地方消費税額と消費税額を併せて納付しなければならない（地法 72 の 78）。

地方消費税の払込及び都道府県間の清算

税務署及び税関に納付された地方消費税は、翌々月に国から納税地等が所在する都道府県に払い込まれ、各都道府県に払い込まれた地方消費税は「各都道府県ごとの消費に相当する額」に応じて清算される。この清算を実施するために、都道府県は地方公共団体情報システム機構に地方消費税の納付データを提供し、清算額を算定させている（地法 72 の 100、72 の 103③、72 の 114、地法附則 9 の 6）。



地方消費税の清算が行われる理由

鹿児島県の消費者が負担する消費税等は、8,000円(うち地方消費税1,700円)

鹿児島県の税務署に納付される消費税等は、2,400円(うち地方消費税510円)のため、製造業者と卸売業者が納付した地方消費税が鹿児島県に帰属するよう清算する必要がある。

図 2.8.2 地方消費税の清算が行われる理由²³

都道府県ごとに清算される理由は、上記「図 2.7.2 地方消費税の清算が行われる理由」に示したとおり、納税地に払い込まれた地方消費税と各県の消費者が負担した地方消費税が一致しないためである。ただし、図に示したような付け替えを都道府県間で厳密に行うことは不可能であるため、「商業統計調査」等の消費規模を表すマクロ経済指標や人口等を用いて、「各都道府県ごとの消費に相当する額」を算出し、清算している。

「各都道府県ごとの消費に相当する額」は、以下の清算基準により算出される。

表 2.8.1 清算基準のウエイト推移

期間	商業統計等 ¹	人口	従業者数
平成27年3月31日まで	75%	12.5%	12.5%
平成29年3月31日まで	75% ²	15%	10.0%
平成30年3月31日まで	75% ³	17.5%	7.5%
平成30年4月1日以降	50% ⁴	50%	

脚注

- 「商業統計調査」の小売年間販売額及び「経済センサス-活動調査」のサービス業対個人事業収入額
- 「経済センサス-活動調査」のサービス業対個人事業収入額のうち「情報通信業」及び「土地売買業」等を除外
- 商業統計の小売年間販売額のうち「通信・カタログ販売」及び「インターネット販売」を除外
- 商業統計の小売年間販売額のうち「医療用医薬品小売」、「自動販売機による販売」、「百貨店」、「衣料品専門店」、「家電大型専門店」及び「衣料品中心店」を除外(ただし、「百貨店」、「衣料品専門店」、「家電大型専門店」及び「衣料品中心店」については、「通信・カタログ販売」、「インターネット販売」及び「自動販売機による販売」を除く)
「経済センサス-活動調査」のサービス業対個人事業収入額について、「建物売買業」、「不動産賃貸業」、「不動産管理業」、「火葬・墓地管理業」、「娯楽に附帯するサービス業」、「社会通信教育」及び「医療・福祉」(社会保険事業団体を除く)を除外

²³ 図 2.1.1 を監査人が加工

各指標の割合や経済指標の範囲は、数年おきに見直されており、平成 30 年度からは、小売年間販売額やサービス対個人収入額のそれぞれから複数の項目が除外されている。

清算によって実質的な地方消費税額が決定するため、清算基準の改正状況については、注視する必要がある。

市町村交付金

都道府県間による清算後の地方消費税額の 1/2 相当額のうち消費税率換算 1.0% 分については、人口（ウェイト 50%）と事業所統計に基づく従業者数（ウェイト 50%）で按分し、都道府県から各市町村に交付される（地法 72 の 115）。

また、都道府県間による清算後の地方消費税額の 1/2 相当額のうち消費税率換算 0.7% 分については、人口で按分し、都道府県から各市町村に交付される。

地方消費税の賦課徴収

地方消費税の賦課徴収は、国の機関である税務署及び税関が実施している。よって、地方消費税の調査及び滞納処分等は、都道府県ではなく国が実施している（地法 72 の 100、地法附則 9 の 4）。

地方消費税の使途（社会保障 4 経費等）

地方消費税額（1.7%）のうち 0.7% 相当額、つまり平成 26 年 4 月の地方消費税引上げ分については、社会保障 4 経費²⁴その他社会保障施策²⁵に要する経費に充てることとされ、使途が限定されている。なお、令和元年 10 月の消費税等引き上げ後は、地方消費税の社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費に充てる額も 0.7% 相当額から 1.2% 相当額に引き上げられている（地法 72 の 116）。

²⁴ 制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費をいう

²⁵ 社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう

3 鹿児島県と消費税

3.1 鹿児島県と消費税等の関係

県と消費税等の関係を図示すると以下のとおりになる。

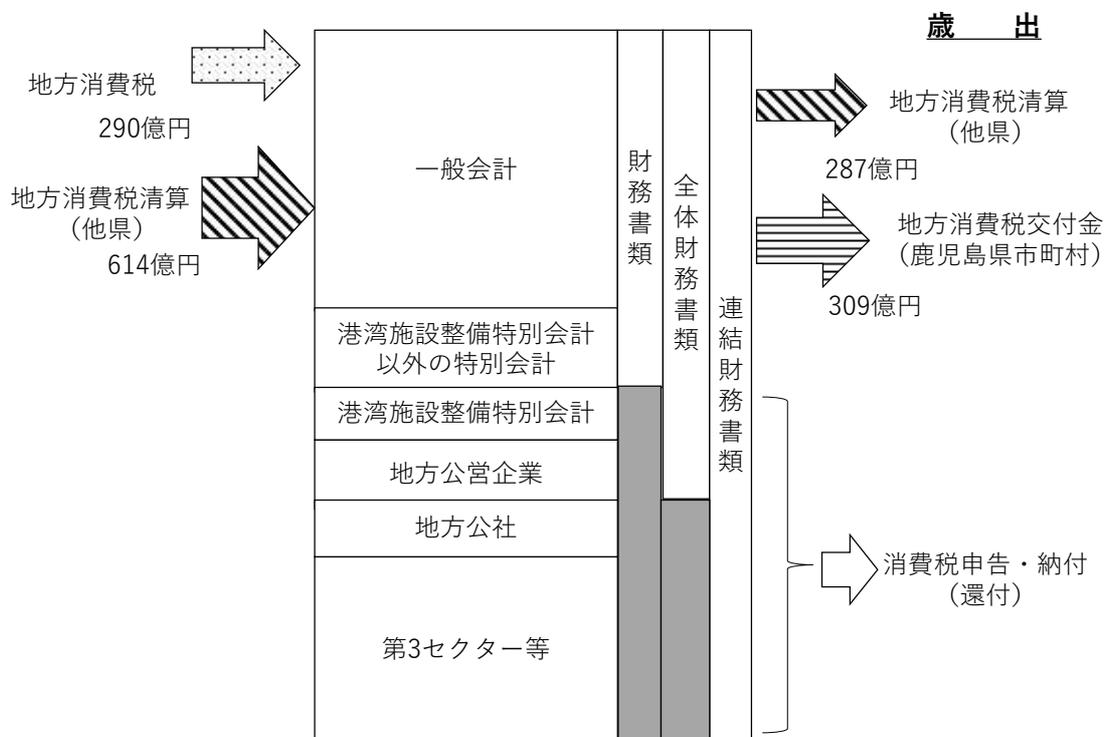


図 3.1.1 鹿児島県と消費税等の関係²⁶

国に納付された地方消費税のうち、鹿児島県に納税地等が所在するものが、国から払い込まれる（図 3.1.1 の地方消費税 290 億円）。鹿児島県への払込の対象となる、税務署及び税関等は以下のとおりである。

表 3.1.1 地方消費税の払込対象

区分	課税団体	納付先 (鹿児島県の払込み対象)
国内取引(譲渡割)	住所等又は本店所在地等が鹿児島県	鹿児島県内税務署(11) 鹿児島・川内・鹿屋・大島・出水・指宿・種子島・知覧・伊集院・加治木・大隅
輸入取引(貨物割)	保税地域の所在地が鹿児島県	長崎税関支署・出張所等(7) 鹿児島・空港・川内・志布志・枕崎・名瀬・水俣(出水市及び出水郡)

²⁶ 数字は平成 30 年度決算ベース

県に払い込まれた地方消費税は、「鹿児島県の消費に相当する額（平成30年度は全国シェア 約1.3%）」に応じて、各県とのやりとりを経て清算される（図3.1.1の歳入:地方消費税清算（他県）614億円、歳出:地方消費税清算（他県）287億円）。

都道府県間による清算後の地方消費税額の1/2相当額について、各市町村に按分して交付している（図3.1.1の地方消費税交付金（鹿児島県市町村）309億円）。

一方、納付義務の点からみると、一般会計以外は消費税の納付義務者である。このうち連結財務書類対象のうち課税事業者となる港湾施設整備特別会計、地方公営企業、地方公社及び第3セクター等のうち課税事業者となる団体が消費税の申告及び納付（還付）を実施している（図3.1.1の消費税申告・納付（還付））。

3.2 歳入及び地方消費税等の推移

歳入（依存財源、自主財源別）及び地方消費税等の推移は、以下のとおりである。

表 3.2.1 歳入（依存財源、自主財源別）及び地方消費税等の推移²⁷

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
依存財源	地方譲与税	33,037	30,543	26,109	26,809	29,885
	地方特例交付金	462	492	529	597	715
	地方交付税	271,196	269,737	274,188	270,558	267,648
	交通安全対策特別交付金	598	642	612	581	528
	国庫支出金	135,670	133,590	138,019	154,124	134,628
	県債	103,291	101,360	102,651	98,515	98,031
計	544,257	536,365	542,110	551,187	531,438	
自主財源	県税	127,497	143,745	147,272	149,127	149,484
	地方消費税清算金 ①	35,983	63,385	56,915	59,654	61,427
	分担金及び負担金	4,038	5,726	4,488	4,263	5,399
	使用料及び手数料	9,971	10,955	11,991	11,916	11,804
	財産収入	1,843	2,738	3,300	3,994	2,688
	寄附金	172	1,111	96	67	119
	繰入金	28,490	18,627	16,454	12,993	13,808
	繰越金	28,505	19,648	18,979	25,351	17,672
	雑収入	13,498	24,765	13,931	12,514	12,256
計 ②	250,002	290,704	273,426	279,879	274,660	
合計 ③	794,259	827,070	815,536	831,066	806,098	
県税のうち地方消費税	④	19,771	31,822	29,858	29,777	29,024
地方消費税清算金（歳出）	⑤	18,989	31,603	29,202	28,697	28,785
地方消費税交付金（歳出）	⑥	18,106	31,895	28,645	30,013	30,902
消費税によるCF ①+④-⑤-⑥		18,658	31,709	28,926	30,721	30,764

歳入は、調達を他に依存しなければならない依存財源と自主的に調達できる自主財源に区分できる。このうち地方消費税及び地方消費税清算金（歳入）は、自主財源に区分される。自主財源の中でも地方消費税は、景気に対して税収が安定的で、自治体間の税収格差が小さい税目²⁸といわれている。

地方消費税（歳入）、地方消費税清算金（歳入）、地方消費税清算金（歳出）及び地方消費税交付金（歳出）を加味した消費税によるCF（キャッシュ・フロー）は、ここ数年において300億円程度確保されている。平成26年度から平成27年度にかけて大きく増加している。理由は、消費税率が平成26年4月から5%から8%に引上げられたことに伴い、地方消費税率も1.0%から1.7%と70%上昇したためである。

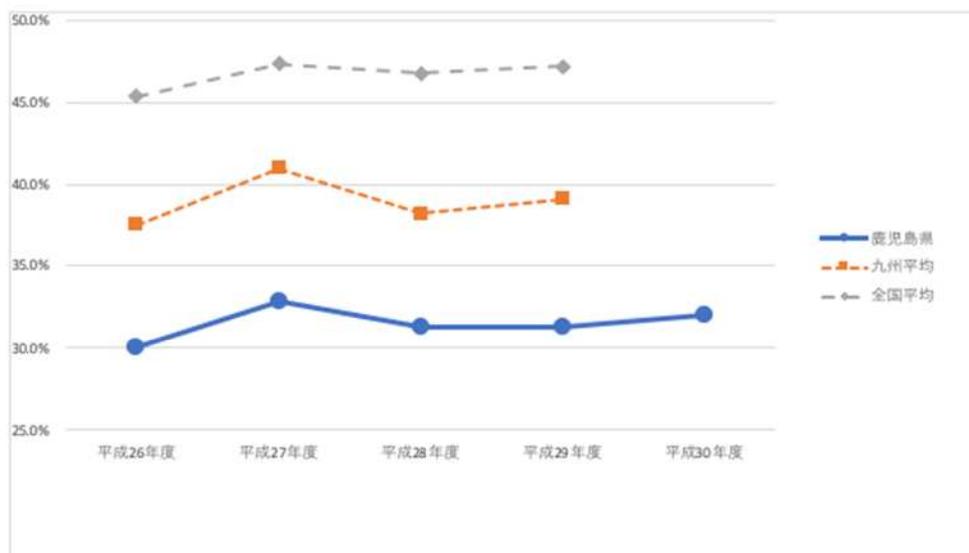
鹿児島県は、過疎地域、離島等が多く、県・市町村とも、歳入全体に占める税収の割合が低く、自主財源が乏しいという状況がある²⁹。したがって、歳入全体に占める自主財源の割合で、数値が高いほど行政活動の自主性と安定性が確保されている

²⁷ 依存財源と自主財源の区分は、県監査委員「平成30年度鹿児島県歳入歳出決算審査書」の付表第3 一般会計依存財源、自主財源別歳入決算額の対前年度比較表に依拠した。

²⁸ みずほ総合研究所「消費税の設計シリーズ ③地方消費税の役割と課題」

²⁹ 鹿児島県地方自治推進代表者会議「地方税財源の充実強化等に関する緊急アピール」平成20年12月

ことを表す比率である自主財源比率も、九州平均や全国平均と比べて見劣りする状況である（図 3.2.1 自主財源比率（九州平均、全国平均比較）参照）。



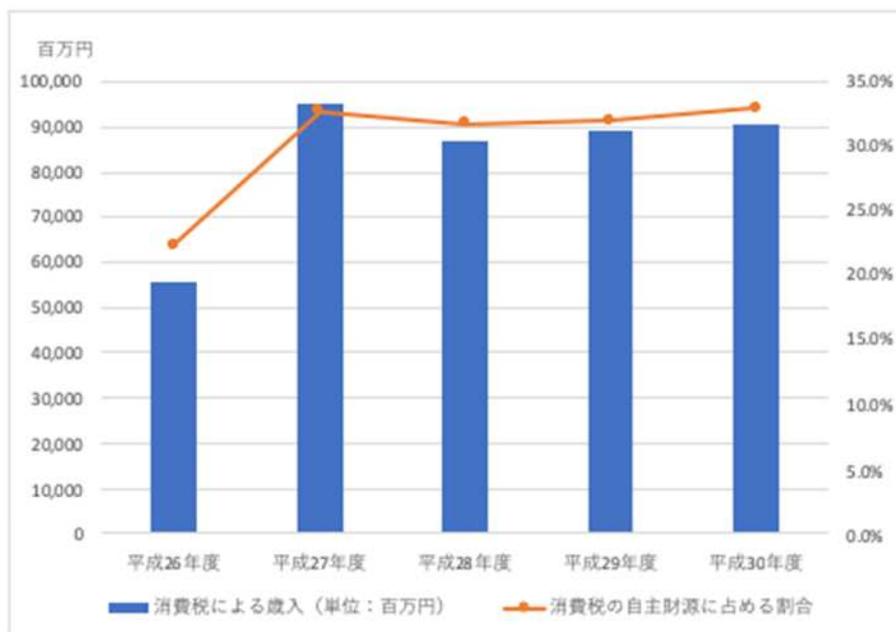
自主財源比率	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
鹿児島県	30.0%	32.8%	31.3%	31.3%	32.0%
九州平均	37.5%	41.0%	38.2%	39.1%	
全国平均	45.4%	47.4%	46.8%	47.2%	

図 3.2.1 自主財源比率（九州平均、全国平均比較）³⁰

自主財源の中で、消費税による歳入³¹の占める割合は以下のとおりである。

³⁰ 県監査委員「鹿児島県歳入歳出決算審査書」

³¹ 地方消費税+地方消費税清算金（歳入） 表 3.1 の④+①



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
消費税による歳入(単位:百万円)	55,754	95,207	86,773	89,431	90,451
消費税の自主財源に占める割合	22.3%	32.8%	31.7%	32.0%	32.9%

図 3.3 消費税の自主財源に占める割合

平成 26 年度から地方消費税率引上げにより、消費税の自主財源に占める割合も上昇している。ここ数年において自主財源に占める割合は、32%程度で推移している。

4 監査の方針及び監査の対象事業

4.1 監査の方針

本監査の主要な監査要点は以下のとおりである。

合規性：

- ・事務手続は、関連する法令、条例、規則等に準拠しているか また、消費税等の申告・納付については、消費税法等の関連法規に準拠しているか
- ・地方消費税清算金について、適切に算定された「消費に相当するシェア」により歳入・歳出されているか
- ・地方消費税交付金について、交付金配分に使用される統計により各市町村に配分されているか
- ・地方公営企業について、控除対象外消費税の会計処理や注記が法令等に準拠しているか

有効性：

- ・地方消費税 1.7%のうち、0.7%相当額が「社会保障 4 経費その他社会保障経費」に適正に充当され、成果を達成しているか

経済性、効率性

- ・地方消費税関連の歳入・歳出等について、事務手続を効率化する方法はないか
- ・消費税等の申告について、事務手続を効率化する方法はないか
- ・消費税等の申告納付額について、より低減できる方法はないか

監査結果については、事務執行手続が、合規性（法令、条例、規則等（以下、「法令等」とする。）に準拠して行われているか）及び正当性を検討した結果、逸脱しているものを【指摘】として記載した。

3Eの観点から事業の管理上、改善が望ましい事項を（意見）として記載した。

（言葉の定義）

正当性・・・法令等の運用の仕方が適当であるか、社会通念上適切であるか

3E・・・有効性、効率性、経済性

有効性（Effectiveness）・・・目的とした成果、効果をあげているか

効率性（Efficiency）・・・より成果の得る方法はないか

経済性（Economy）・・・無駄な費用はかかっているか

4.2 監査の対象

一般会計については、消費税関連の歳入及び歳出等を監査の対象とした。

その具体的には以下の事項を対象とし、監査結果を「5 一般会計」に記載した。

- 5.1 地方消費税
- 5.2 地方消費税清算金
- 5.3 地方消費税交付金
- 5.4 地方消費税の使途の開示

特別会計については、すべての特別会計を監査の対象としている。

その結果は「6 特別会計」に記載し、課税事業者である「6.1 港湾整備事業特別会計」と免税事業者である「6.2 免税事業者の8 特別会計」に分けて監査結果を記載した。なお、「6.1 港湾整備事業特別会計」の監査対象年度は、平成30年度の歳入歳出決算書に歳出される、平成29年度の確定申告及び平成30年度に歳出された確定納付及び中間納付としている。

地方公営企業については、すべての地方公営企業を監査の対象としている。

以下の構成で、監査結果を「7 地方公営企業」に記載した。

- 7.1 病院事業
- 7.2 工業用水道事業

地方公社³²及び第3セクター等³³については、サンプリングにより12の団体を監査対象とした。地方公社及び第3セクター等の監査対象の決定については、各団体に対して、調査表により以下の事項等について回答を求めた。

- ・消費税等の申告の有無
- ・仕入税額控除の方法
- ・仕入税額控除の特例計算の適用対象か
- ・顧問税理士の有無
- ・過去に税務署等から否認を受けたことがあるか
- ・改正消費税法の対応状況

³² 鹿児島県住宅供給公社及び鹿児島県道路公社

³³ 県の出資比率 25%以上又は出資比率 25%未満で①資金調達額の総額の 50%以上を県からの貸付額が占める②意思決定機関の構成員の過半数を県からの派遣職員が占める、③県からの補助金等が収益の 80%以上を占める、④県との間に重要な委託契約（当該第三セクター等の業務の大部分を占める場合など）が存在する、⑤業務運営に関与しない出資者や出えん者の存在により、実質的には県の意思決定にしたがって業務運営が行われている、のいずれかの要件を満たす団体である。県の平成29年度連結財務書類の連結対象であり、26団体をサンプリング対象とした。団体名については、県平成29年度財務書類 4注記（全体及び連結財務書類）参照

なお、監査の対象を決定する前に、監査委員事務局に対してヒアリング及び監査実施基準等を閲覧して、消費税等に関する財務執行に対するモニタリング状況を確認した。また、消費税改正の対応についてヒアリングし、条例規則の改正状況や発出された通知等を閲覧した。

地方公社及び第3セクター等の監査結果を「8 地方公社及び第3セクター」に記載し、上記の構成（Index）で監査結果を記載した。

一般会計以外の監査対象は、以下のとおりである。

表 4.2.1 一般会計以外の監査対象

Index	監査対象の団体名	1課税	2仕入	3特定
6.1	港湾整備事業特別会計特別会計	課税	個別	適用
6.2	免税事業者の8特別会計	免税		
7.1	病院事業	課税	一括	
7.2	工業用水道事業	課税	全額	適用
8.1	(公財)鹿児島県文化振興財団	課税	一括	
8.2	(一財)鹿児島県環境技術協会	課税	個別	
8.3	(公財)鹿児島県環境整備公社	課税	個別	
8.4	(公財)鹿児島県林業担い手育成基金	課税	一括	
8.5	(公財)鹿児島県民総合保健センター	課税	個別	
8.6	鹿児島県信用保証協会	免税		
8.7	(公社)鹿児島県農業・農村振興協会	免税		
8.8	(公財)鹿児島県地域振興公社	課税	一括	適用
8.9	(一社)鹿児島県種豚改良協会	課税	全額	
8.10	(公社)鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会	課税	全額	適用
8.11	(公財)鹿児島県建設技術センター	課税	一括	
8.12	鹿児島県住宅供給公社	課税	個別	

- 1 課税・・・「課税事業者」か「免税事業者」か
 課税・・・「課税事業者」
 免税・・・「免税事業者」
- 2 仕入・・・仕入税額控除の方法
 全額・・・「全額控除」
 個別・・・「個別対応方式」
 一括・・・「一括比例配分方式」
- 3 特定・・・仕入税額控除の特例計算の適用対象か
 適用対象団体を「適用」とした

4.3 監査手続（消費税申告・納付）

消費税申告・納付について、「課税事業者」に対して実施した監査手続は以下のとおりである。なお、監査対象の事業所等はすべて「原則課税」である。

- 1 消費税申告について、適切な内部統制が整備・運用されているか（内部統制）
- 2 法定期限までに申告書を提出し、納付を済ませているか（合規性）
- 3 中間納付について、納付期限までに納付しているか（合規性）
- 4 取引仕訳について、課税区分が正しく選択されているか（合規性）
- 5 課税仕入れ等の事実を記載した帳簿等を保存しているか（合規性）
- 6 課税売上割合の計算が適切か（合規性）
- 7 仕入税額控除の計算が適切か（合規性）
また、納税額が有利な計算を選択しているか（経済性）
- 8 特定課税仕入がある場合、適切に算定されているか確かめる（合規性）
- 9 仕入税額控除の特例計算の対象である場合、特定計算等が適切か（合規性）
また、納税額が有利な計算を選択しているか（経済性）
- 10 消費税の引上げ後も、適切に申告できる体制を構築しているか（内部統制）
- 11 監査の実施結果を踏まえて、より経済性や効率性に資する方法等あれば、意見に記載するかどうか検討する（経済性、効率性）

「免税事業者」に対して実施した監査手続は以下のとおりである。

- 1 基準年度の決算書等を確認し、「免税事業者」であることを確かめる（合規性）
- 2 「課税事業者」を選択すると還付が受けられる等、より有利な申告方法がないか確認する（経済性）

5 一般会計

一般会計における地方消費税関連の歳入及び歳出等は以下のとおりである。

表 5.0.1 一般会計 歳入・歳出等の推移³⁴

01一般会計			H28年度	H29年度	H30年度	増減	単位:千円 増減率
款項目	節						
歳入							
01県税							
03地方消費税							
	01譲渡割	01現年課税分	29,858,687	29,777,622	29,024,070	△ 753,552	-2.5%
	02貨物割	01現年課税分	26,440,659	26,177,675	25,279,027	△ 898,648	-3.4%
			3,418,028	3,599,947	3,745,043	145,096	4.0%
02地方消費税清算金							
01地方消費税清算金							
	01地方消費税清算金	01地方消費税清算金	56,915,781	59,654,308	61,427,208	1,772,900	3.0%
歳出							
13諸支出金							
03地方消費税清算金							
	03地方消費税清算金	23償還金、利子及び割引料	29,202,882	28,697,528	28,785,667	88,139	0.3%
07地方消費税交付金							
	01地方消費税交付金	19負担金補助及び交付金	28,645,061	30,013,199	30,902,493	889,294	3.0%
地方消費税清算金(純額)			27,712,899	30,956,780	32,641,541	1,684,761	5.4%
清算後の地方消費税額			57,571,586	60,734,402	61,665,611	931,209	1.5%
地方消費税交付金/清算後の地方消費税額			49.8%	49.4%	50.1%		

これらの歳入及び歳出等について、監査を実施した。

³⁴ 鹿児島県「決算に関する調書」

5.1 地方消費税

概要

概要については、「2.8 地方消費税」及び「3.1 鹿児島県と消費税等の関係」で記載しているため、省略する。

業務フロー

前述のとおり、鹿児島県内 11 の税務署及び鹿児島関連の長崎税関支署・出張所等に納税事業者より納付された地方消費税は、翌々月の 25 日に入金される。この地方消費税の入金フローを記載する。

- ①入金月の 15 日頃、総務省自治税務局都道府県税課から県税務課に「特定地方税都道府県別払込金通知書」がメールで送付される。これにより、当月 25 日の地方消費税（譲渡割、貨物割）の払込額を把握する。
- ②「特定地方税都道府県別払込金通知書」を受けて、県税務課では地方消費税の国からの払込金に関する報告処理について伺い書により決裁される。
- ③払込日（通常 25 日）に、財務省から郵送される「国庫金振込通知書」を県税務課で受け付ける。受付後、鹿児島銀行県庁支店に国庫金振込金の金額を連絡し、「納付書」を作成する。
- ④納付後鹿児島銀行県庁支店から「納付書」に領収印をもらう。
- ⑤地方消費税の入金は、徴税機関である鹿児島地域振興局で実施される。同振興局に調定処理を行うよう、県税務課から依頼連絡を実施する。

上記作業の他に、「地方消費税月別調定」を起票し、譲渡割、貨物割別に月次で前年度との比較を実施している。また、譲渡割、貨物割別に県及び国の調定額前年比を月次（累計値）で比較している。

また、譲渡割及び貨物割ごとに、年度の課税状況について、それぞれ国税庁、長崎税関から報告を受けている（譲渡割 地法附則第 9 条、貨物割 同法第 72 条の 112 第 1 項）。

監査の結果

指摘事項等は発見されなかった。

5.2 地方消費税清算金

概要

概要については、「2.8 地方消費税」及び「3.1 鹿児島県と消費税等の関係」で記載している。なお、平成30年度における「鹿児島県の消費に相当する額」の消費に相当するシェアは、以下のように計算される。

表 5.2.1 消費に相当するシェア

	小売年間販売額 (百万円)	サービス業個人事業 収入額 (百万円)	小計	人口 (人)	人口により按分	消費に相当する額	消費に相当する シェア
	1	2	3=1+2	4	5=4×3/全国の3	6=3+5	7=6/全国の6
鹿児島県	1,226,638	646,867	1,873,505	1,648,177	1,876,455	3,749,960	1.2957906%
全国	96,161,434	48,536,327	144,697,761	127,094,745	144,697,759	289,395,520	100%
ウェイト			50%		50%		

地方消費税の清算のために使用される統計と根拠法令は、次のとおりである。

表 5.2.2 地方消費税清算に使用される統計(平成30年度)

指標	統計	法令
小売年間販売額	平成26年商業統計調査	地方税法施行規則第7条2の9
サービス業個人事業収入額	平成24年経済センサス-活動調査	地方税法施行規則第7条2の10
人口	平成27年国勢調査	地方税法施行規則第7条2の11

鹿児島県における地方消費税と地方消費税清算金の関係を図示すると以下のようになる。

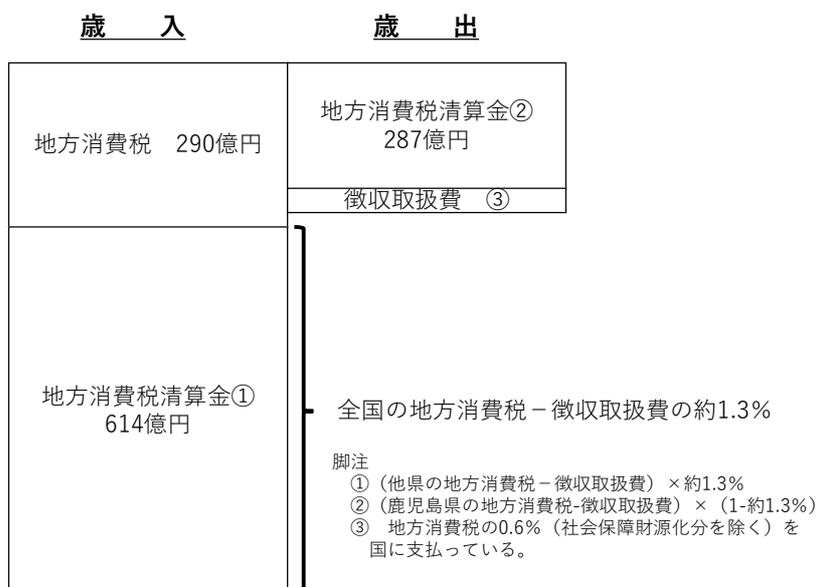


図 5.2.1 地方消費税と地方消費税清算金の関係

他県との地方消費税の清算を経て、「鹿児島県の消費に相当する額」になる仕組みになっている。ただし、地方消費税の清算時期は会計年度と一致しないため、年度決算額は、都道府県に歳入のあった地方消費税×「消費に相当するシェア」とはならない。

監査の結果

指摘事項等は発見されなかった。

5.3 地方消費税交付金

概要

概要については、「2.8 地方消費税」及び「3.1 鹿児島県と消費税等の関係」で記載している。なお、平成30年度における地方消費税交付金の配分基準、使用される統計及び根拠法令は以下のとおりである。

表 5.3.1 地方消費税交付金の配分基準

市町村	単位:人	
	人口	従業者数
鹿児島市	599,814	298,830
鹿屋市	103,608	46,787
枕崎市	22,046	10,141
阿久根市	21,198	9,376
出水市	53,758	22,283
指宿市	41,831	18,305
西之表市	15,967	6,159
垂水市	15,520	6,501
薩摩川内市	96,076	44,635
日置市	49,249	18,786
曾於市	36,557	13,734
霧島市	125,857	59,192
いちき串木野市	29,282	11,754
南さつま市	35,439	14,607
志布志市	31,479	13,626
奄美市	43,156	19,506
南九州市	36,352	16,912
伊佐市	26,810	10,814
姪良市	75,173	28,323
三島村	407	123
十島村	756	174
さつま町	22,400	10,855
長島町	10,431	3,378
湧水町	10,327	3,908
大崎町	13,241	5,444
東串良町	6,530	2,442
錦江町	7,923	3,034
南大隅町	7,542	2,870
肝付町	15,664	6,305
中種子町	8,135	3,266
南種子町	5,745	2,867
屋久島町	12,913	6,160
大和村	1,530	395
宇検村	1,722	776
瀬戸内町	9,042	3,935
龍郷町	5,806	2,221
喜界町	7,212	2,782
徳之島町	11,160	5,350
天城町	5,975	2,136
伊仙町	6,362	1,859
和泊町	6,783	2,947
知名町	6,213	2,415
与論町	5,186	2,053
鹿児島県計	1,648,177	747,966

表 5.3.2 交付金配分に使用される統計(平成30年度)

指標	統計	法令
人口	平成27年国勢調査	地方税法施行規則第7条2の14
従業者数	平成26年経済センサス-基礎調査	地方税法施行規則第7条2の15

地方消費税交付金について、平成30年度の第IV期(平成30年11月から平成31年1月分 平成31年3月支払)を検討した。この一般財源及び社会保障財源ごとの市町村別の支払額とそれぞれの交付金シェアは、以下のとおりである。

表 5.3.3 地方消費税交付金(平成30年度第Ⅳ期)

単位:千円

市町村	Ⅳ期 一般財源			Ⅳ期 社会保障財源		
	人口比で按分(1/2)	従業者数比で按分(1/2)	合計* (交付金額)	交付金シェア	人口比で按分(交付金額)	交付金シェア
鹿児島市	862,040	946,361	1,808,401	38.2%	1,212,220	36.4%
鹿屋市	148,903	148,169	297,072	6.3%	209,391	6.3%
枕崎市	31,684	32,115	63,799	1.3%	44,554	1.3%
阿久根市	30,465	29,693	60,158	1.3%	42,841	1.3%
出水市	77,260	70,568	147,827	3.1%	108,644	3.3%
指宿市	60,119	57,970	118,088	2.5%	84,540	2.5%
西之表市	22,947	19,505	42,452	0.9%	32,269	1.0%
垂水市	22,305	20,588	42,892	0.9%	31,365	0.9%
薩摩川内市	138,078	141,354	279,432	5.9%	194,169	5.8%
日置市	70,780	59,493	130,272	2.7%	99,531	3.0%
曾於市	52,539	43,494	96,032	2.0%	73,881	2.2%
霧島市	180,879	187,454	368,333	7.8%	254,356	7.6%
いちき串木野市	42,083	37,224	79,307	1.7%	59,178	1.8%
南さつま市	50,932	46,259	97,190	2.1%	71,622	2.2%
志布志市	45,241	43,152	88,392	1.9%	63,618	1.9%
奄美市	62,023	61,773	123,796	2.6%	87,218	2.6%
南九州市	52,244	53,558	105,802	2.2%	73,467	2.2%
伊佐市	38,531	34,247	72,777	1.5%	54,182	1.6%
始良市	108,037	89,696	197,732	4.2%	151,924	4.6%
三島村	585	390	974	0.0%	822	0.0%
十島村	1,087	551	1,637	0.0%	1,527	0.0%
さつま町	32,193	34,377	66,569	1.4%	45,270	1.4%
長島町	14,991	10,698	25,688	0.5%	21,080	0.6%
湧水町	14,842	12,376	27,217	0.6%	20,870	0.6%
大崎町	19,030	17,241	36,270	0.8%	26,759	0.8%
東串良町	9,385	7,734	17,118	0.4%	13,197	0.4%
錦江町	11,387	9,608	20,995	0.4%	16,012	0.5%
南大隅町	10,839	9,089	19,928	0.4%	15,242	0.5%
肝付町	22,512	19,967	42,479	0.9%	31,656	1.0%
中種子町	11,691	10,343	22,034	0.5%	16,440	0.5%
南種子町	8,257	9,079	17,336	0.4%	11,610	0.3%
屋久島町	18,558	19,508	38,066	0.8%	26,097	0.8%
大和村	2,199	1,251	3,449	0.1%	3,092	0.1%
宇検村	2,475	2,458	4,932	0.1%	3,480	0.1%
瀬戸内町	12,995	12,462	25,456	0.5%	18,273	0.5%
龍郷町	8,344	7,034	15,377	0.3%	11,733	0.4%
喜界町	10,365	8,810	19,175	0.4%	14,575	0.4%
徳之島町	16,039	16,943	32,981	0.7%	22,554	0.7%
天城町	8,587	6,764	15,351	0.3%	12,075	0.4%
伊仙町	9,143	5,887	15,030	0.3%	12,857	0.4%
和泊町	9,748	9,333	19,081	0.4%	13,708	0.4%
知名町	8,929	7,648	16,577	0.3%	12,556	0.4%
与論町	7,453	6,502	13,954	0.3%	10,480	0.3%
鹿児島県計	2,368,725	2,368,725	4,737,428	100%	3,330,935	100%

※ 一般財源の交付金額は人口比で按分したものと従業者数で按分したものと合計であるが、交付金額は千円未満を切り捨てるため合計が一致しない。

監査の結果

指摘事項等は発見されなかった。

5.4 地方消費税の使途の開示

概要

概要については、「2.8 地方消費税」で記載している。県は、地方消費税 1.7%のうち 0.7%相当額が社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費に充てていることを示すために、毎年度「引上げ分の地方消費税収と社会保障施策に要する経費」を公表している。

「引上げ分の地方消費税収」と「社会保障施策に要する経費」の推移は、以下のとおりである。

表 5.4.1 引上げ分の地方消費税収と社会保障施策に要する経費の推移

単位:百万円					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年度比較	前年度比率
1 引上げ分の地方消費税収	13,058	11,910	12,651	741	106%
2 社会保障経費(総額)					
医療	66,461	67,554	67,450	△ 104	100%
介護・高齢者福祉	25,048	25,907	26,208	301	101%
子ども・子育て	24,933	25,886	26,037	151	101%
障害者福祉	13,849	13,848	14,746	898	106%
その他	13,563	13,232	12,859	△ 373	97%
合計	143,853	146,426	147,300	874	101%
3 社会保障経費(一般財源)					
医療	59,960	57,359	58,931	1,572	103%
介護・高齢者福祉	24,193	23,026	24,105	1,079	105%
子ども・子育て	20,831	21,939	23,344	1,405	106%
障害者福祉	11,853	12,009	13,389	1,380	111%
その他	9,295	8,908	8,793	△ 115	99%
合計	126,133	123,241	128,562	5,321	104%

社会保障に要する経費の範囲及び業務フロー

「社会保障に要する経費」の範囲について、総務省から年度ごとに「社会保障に要する経費」に関する調査の依頼を受けている。この調査範囲の項目を公表対象の社会保障施策に要する経費としている。

業務フロー

- 1.毎年 10 月初旬に、総務省から県財政課に「社会保障に要する経費」調査の依頼を受ける。
- 2.10 月中旬に、財政課から各担当課に「社会保障に要する経費」を照会する。
- 3.財政課から、税務課に「引き上げ分の地方消費税収」を照会する。
- 4.11 月初旬に社会保障事業の担当課や税務課から財政課に資料を提出し、財政課で集計等を実施し、総務省宛の提出資料を作成する。

- 5.11 月末までに、県財政課から総務省に回答を提出する。
6. 回答結果について、県財政課と総務省でやりとりを行う。
7. 翌年 3 月に「引上げ分の地方消費税収と社会保障施策に要する経費」を公表する。

監査対象

業務フローに記載のとおり、平成 30 年度の「引上げ分の地方消費税収と社会保障施策に要する経費」は令和 2 年 3 月に公表予定とのことである。したがって、平成 29 年度の「引上げ分の地方消費税収と社会保障施策に要する経費」を監査対象とした。

監査の結果

指摘事項等は発見されなかった。

6 特別会計

6.1 港湾整備事業特別会計

1. 港湾整備事業特別会計の概要

港湾整備事業特別会計の事業として、岸壁等基本施設以外の港湾機能施設の設置、臨海部の土地造成等の整備事業のほか、港湾施設の管理、環境整備、維持修繕等々の維持管理のための事業が行われている。

また、当特別会計においては、港湾整備事業収入、一般会計繰入金、借入金及び附属諸収入をもって歳入とし、港湾整備事業費、借入金の償還金及び利子、その他の諸支出をもってその歳出としている。

【参考 1】 港湾整備事業特別会計の設置目的

港湾の施設整備は、基本施設を整備する港湾整備事業を国の直轄事業や補助事業で行い、それ以外の機能施設（荷役機械、上屋、倉庫、貯木場等）の整備や臨海部の土地造成事業は、港湾管理者である地方公共団体が行うこととなっている。

地方財政法及び同施行令において、後者の地方自治体が実施する港湾整備事業は、公営企業として定められ、地方債を財源とすることが認められていることから、港湾関係起債事業と呼ばれる。この公営企業の経理は、独立採算を原則としており、その経営状況を明らかにするためにも、特別会計を設けてこれを行うことが定められている（地方財政法第 5 条 6 条 同施行令第 37 条）。

県は、港湾整備事業の円滑な運営とその経理の適正化を図るため昭和 39 年に地方自治法第 209 条第 2 項の規定により、特別会計を設置した（港湾整備事業特別会計設置条例）。

【参考 2】 一般会計と特別会計の区分

港湾事業の特別会計は、前述のように独立採算原則に則って行われなければならない、そのためにも一般会計とは区分した経理を求められている。

施設整備においては、一般会計と特別会計とでその対象施設や財源が明確に異なっており、整理すると概ね以下ようになる。

表 6.1.1 一般会計と特別会計の区分

区分	一般会計		特別会計	
整備事業	港湾整備事業		港湾関係起債事業 港湾機能施設整備事業 臨海部土地造成事業	
対象施設	基本施設	航路、泊地 防波堤、護岸等 岸壁等係留施設 緑地 その他	機能施設	野積場、荷捌場、貯木場 上屋、荷役機械 港湾関連業務施設 旅客ターミナル等 その他
財政措置	補助事業		起債事業（地方債発行）	
財源	補助金、市町村負担金 一般財源		港湾使用料等の事業収益 起債（地方債）	

(港湾整備事業特別会計の消費税申告スケジュール)

港湾整備事業特別会計における消費税申告に係るスケジュールは次のとおりであり、このスケジュールに基づいて、出先機関への照会を行い必要数値を入手し、港湾空港課で集計及び諸計算を行い消費税等の申告業務が行われている。

月	作業項目	出先機関への照会等
2月	●歳入歳出決算見込額調書作成 ↓	
3月	・3月末分提出 3/20	
4月	●歳入歳出決算見込額調書作成 ↓	
5月	・4月末分提出 5/9 ●決算統計作成 ●地方公営企業決算状況調書作成 ↓	●出先機関へ照会 ①決算内訳（歳入：雑入、歳出：報酬・共済費・役務費） ① 港湾使用料等に係る消費税の申告分類
6月	・決算経費別分類表等提出 6/3 ・基本調査票、個別調査票等 6/6 ↓ ・「決算事項別明細書(電算)」による歳入歳出予算の最終確認 6/19 ・地方公営企業決算状況調査等提出 6/24 ↓	↓ ・内容確認、集計等 ↓
7月		
8月	●消費税及び地方消費税申告書作成 ↓	↓
9月	・消費税等申告	

図 6.1.1 港湾整備事業特別会計の消費税申告スケジュール³⁵

図 6.1.1 のとおり、5月の決算統計作成、地方公営企業決算状況調書等作成の時期である5月に、出先機関に①決算内訳（歳入：雑入、歳出：報酬・共済費・役務費）、②港湾使用料等に係る消費税の申告分類等の照会が行われる。

6月以降に出先機関からの提出資料の内容確認、集計等のほか、作業項目にあるような決算事項別明細書(電算)による歳入歳出予算の最終確認も実施されている。

³⁵ 出所：港湾空港課からの提出資料を参考とした。

これらの結果を受けて、8月から消費税等申告書の作成が開始され、9月に申告書が提出されている。

2. 消費税申告及び歳入・歳出の状況

(1) 消費税申告の状況

平成28年度から30年度の消費税申告の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
納税義務者かどうか	課税事業者	課税事業者	課税事業者
課税方式	原則課税	原則課税	原則課税
課税売上割合	63.5%	65.8%	45.0%
控除税額の計算方法	個別対応方式	個別対応方式	個別対応方式
特定収入割合	41.7%	30.7%	1.0%
特定収入に係る仕入税額控除の計算	通達適用	通達適用	通達適用
消費税額	△ 8,602	59	△ 21,531

【参考】個別対応方式又は一括比例配分方式の計算において用いる課税売上割合については、その端数処理は行わないことになっているが、任意の位以下の端数を切り捨てた数値によって計算しても差し支えないこととされている。

上表において平成30年度の課税売上割合は45.0%となっており、29年度に比較して20ポイント以上の変動があるが、これは次のとおり非課税売上高が969百万円増加していることに加えて課税売上高が161百万円減少している影響である。

表 6.1.2 課税売上割合の減少理由

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	増減(百万円)
①課税売上額	1,372,308	1,516,213	1,355,147	△161
②免税売上額(係船料該当分)	98,258	101,045	123,801	22
③課税資産の譲渡等の対価の額	1,470,567	1,617,258	1,478,948	△138
④非課税売上高	845,674	840,198	1,809,251	969
⑤資産の譲渡等の対価の額	2,316,241	2,457,457	3,288,200	830
課税売上割合(③/⑤)	63.48%	65.81%	44.97%	△20.84%

平成30年度非課税売上高の増加の主なものは不動産売払収入(奄美市)837,663千円、財産貸付収入102,541千円の増加等であり、課税売上高の減少は財産貸付金収入の100,958千円の減少等である。

また、算出されている特定収入割合は平成 29 年度の 30.7%から 30 年度は 1.0%へと大きく変動しているが、これは特定収入の主なものである「一般会計繰入金」が 1,053 百万円減少していること等による影響である。

結果として、平成 29 年度まで行われていた、特定収入割合が 5%を超える場合に必要な「課税仕入れ等の税額の調整」が 30 年度は不要となったことから計算表は作成されていない。

なお、下表⑦の特定収入から除かれる金額の主なものは「県債」であるが、平成 28 年度は 2,404 百万円、29 年度は 4,478 百万円であったが、30 年度は 3,659 百万円と前年度に比較して 819 百万の減少となっている。

表 6.1.3 特定収入割合の減少理由

(単位：千円)

区 分	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	増減金額 (百万円)
①収入金額	6,554,371	8,383,386	7,406,174	△977
②①のうち課税売上金額(税抜)	1,372,308	1,516,213	1,355,147	△161
③①のうち非課税売上金額	845,674	840,198	1,809,251	969
④①のうち免税売上金額	98,2528	101,045	123,801	22
⑤①のうち不課税売上金額 ※「特定収入の金額及びその内訳表」	4,128,344	5,804,632	4,009,562	△1,795
⑥課税売上割合(②+④)/②+③+④)	63.5%	65.8%	45.0%	△20.8%
⑦⑤のうち特定収入から除かれる金額 ※主な内容は「県債」	2,475,790	4,719,498	3,976,987	△742
⑧差引金額：⑤-⑦ ※主な内容は「一般会計繰入金」	1,652,554	1,085,133	32,574	△1,052
⑨⑧のうち課税売上にもみ対応する課税仕入等に用途を特定した金額	561,454	437,842	32,574	△405
⑩⑧のうち課税・非課税売上に共通する課税仕入等に用途を特定した金額	575,111	267,134	—	△267
⑪⑧のうち非課税売上にのみ対応する課税仕入等に用途を特定した金額	44,999	9,098	—	△9
⑫差引金額	470,989	371,058	—	△371
⑬⑫のうち用途が特定できない金額	470,989	371,058	—	△371
⑭特定収入の合計額(⑨+⑩+⑪+⑬)	1,652,554	1,085,133	32,574	△1,052
⑮特定収入割合(⑭/②+③+④+⑭)	41.7%	30.7%	1.0%	△29.7%
⑯調整割合	16.89%	13.11%	—	—

【参考】計算式

$$\text{特定収入割合} = \frac{\text{特定収入の合計額}}{\text{課税売上高(税抜き)+免税売上高+非課税売上高+国外売上高+特定収入の合計額}}$$

$$\text{調整割合} = \frac{\text{課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入}}{\text{資産の譲渡等の対価の額の合計額+課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入}}$$

【参考】歳入決算内訳に基づく課税取引、非課税、免税及び不課税の内訳

参考として、平成 28 年度から 30 年度の歳入決算内訳に基づいて課税取引、非課税取引、免税取引及び不課税取引の状況を記載すると次のとおりである。

表 6.1.4 歳入の課税取引、非課税取引、免税取引及び不課税取引の内訳

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	増減(百万円)
決算額	6,554,371	8,383,386	7,406,174	△977
①課税取引(税込)	1,482,093	1,637,510	1,463,559	△173
②非課税取引	845,674	840,198	1,809,251	969
③免税取引	98,258	101,045	123,801	22
②+③ 仮計	(943,932)	(941,244)	(1,933,053)	(991)
④不課税取引	4,128,344	5,804,632	4,009,562	△1,795
特定収入	1,652,554	1,085,133	32,574	△1,052
⑤うち使途特定分	1,181,565	714,075	32,574	△681
⑤以外特定収入	470,989	371,058	—	△371
特定収入以外	2,475,790	4,719,498	3,976,987	△742

(2) 歳入・歳出の状況

平成 28 年度から 30 年度の歳入及び歳出の状況は次のとおりである。

●歳入：＜主管課別歳入決算事項別明細書＞の収入済額を記載

表 6.1.5 歳入の状況

(単位：千円)

科 目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	増減 (百万円)
01 使用料及び手数料	2,268,644	2,353,347	2,403,180	49
01 港湾使用料	2,251,671	2,334,761	2,387,352	52
03 過年度収入	15,973	18,586	15,828	△2
02 財産収入	108,826	175,004	943,999	768
01 財産運用収入	102,483	102,549	104,442	1
01 財産貸付収入	102,483	102,549	104,442	1
02 財産売払収入	5,623	72,144	837,664	765
01 不動産売払収入	5,623	72,144	837,663	765
01 物品売払収入	—	—	1	1
03 過年度収入	720	310	1,892	1
03 繰入金	1,652,070	1,085,133	63,248	△1,021
01 一般会計繰入金	1,628,710	1,061,586	39,513	△1,022
02 鹿児島臨海環境整備基金繰入金	23,200	23,200	23,200	—
03 共生・協働の地域社会づくり基金繰入金	160	347	535	0
04 繰越金	66,186	232,601	285,973	53
05 諸収入	54,643	59,012	50,695	△8
06 県債	2,404,000	4,478,287	3,659,077	△819
01 県債	2,404,000	4,478,287	3,659,077	△819
01 埠頭用地造成債	1,863,000	1,475,000	1,422,000	△53
02 上屋建造債	541,000	836,000	433,000	△436
03 借換債	0	2,167,287	1,804,077	△363
歳入合計	6,554,371	8,383,386	7,406,174	△977

表のように、不動産売払収入の 765 百万円増加、一般会計繰入金の 1,022 百万円の減少、県債の 819 百万円の減少が主な増減の結果、港湾整備事業特別会計の歳入合計は 977 百万円の減少となっている。

●歳出：平成 28～30 年度＜歳出決算内訳＞（課税区分有）から記載

表 6.1.6 歳出の状況

(単位：千円)

科 目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	増減 (百万円)
1 非常勤報酬	25,000	25,068	24,960	△0
2 給料	73,308	70,430	67,228	△3
3 職員手当等	41,677	42,585	39,514	△3
4 共済費	28,094	28,361	26,427	△1
7 賃金	4,031	3,501	4,404	0
8 報償等	—	—	—	—
9 旅費	4,813	4,311	3,631	△0
11 需用費	331,268	303,383	339,070	35
12 役務費	6,215	4,860	6,329	1
13 委託料	506,491	516,582	626,594	110
14 使用料及び賃借料	1,100	1,013	14,094	13
15 工事請負費	1,136,894	1,100,544	857,116	△243
16 原材料費	289	194	325	0
17 公有財産購入費	—	—	—	—
18 備品購入費	216	152	3,774	3
19 負担金補助及び交付金	16,661	28,881	17,416	△11
22 補償補填及び賠償金	—	3,702	—	△3
23 償還金利子及び割引料	4,145,561	5,963,801	5,057,488	△906
元金	3,783,328	5,691,449	4,884,616	△806
利子	361,766	272,352	172,872	△99
使用料返還	65	—	—	—
27 公課費	147	36	210	0
港湾整備事業費 計	6,321,769	8,097,413	7,088,588	△1,008

平成 30 年度の歳出では、委託料が 110 百万円増加しているが、工事請負費が 243 百万円減少、償還金利子及び割引料が 906 百万円減少していることにより、港湾整備事業費合計では 1,008 百万円の減少となっている。

表 6.1.7 歳入-歳出の状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	増減 (百万円)
歳入-歳出	232,601	922,918	317,585	△605

3. 鹿児島地域振興局往査による出先機関提出資料の内容正確性等の確認

港湾整備事業特別会計は、各地域振興局・支庁等 14 の出先機関にて港湾使用料等の徴収を行っている。

今回の監査では、鹿児島地域振興局を対象として往査を行った。

鹿児島地域振興局における管理対象港は鹿児島港、桜島港、喜入港、串木野新港、中之島港及び硫黄島港であり、これら 6 港合計の平成 29 年度及び 30 年度調定分並びに増減の状況は次のとおりである。

「使用料」(調定額)は平成 29 年度 1,382,609 千円から 30 年度 1,423,668 千円に 41,058 千円 (3.0%) 増加、「占用料等」は 29 年度 50,137 千円から 30 年度 49,429 千円に 707 千円 (1.4%) 減少、「目的外使用に係る使用料」は 29 年度 4,652 千円から 30 年度 2,630 千円に 2,021 千円 (43.5%) 減少、合計は 29 年度 1,437,400 千円から 30 年度 1,475,729 千円に 38,329 千円 (2.7%) となっている。

港湾施設用地使用料や旅客待合所使用料の影響による増加が見られる。

表 6.1.8 鹿児島地域振興局 港湾使用料等調定(収入)の状況

※(様式1)を使用して作成したものである。

種別			平成 29 年度港湾使用料等調定(収入)報告書		平成 30 年度港湾使用料等調定(収入)報告書		金額単位：千円					
			平成 29 年度計		平成 30 年度計		増減		増減割合			
年度			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
使用料	係船料(岸壁、物揚場及び残る使用料をいう)	物揚場	収入	0	0	0	0	0	0	0	0.00	
			調定	0	0	0	0	0	0	0	0.00	
		岸壁	定期船	収入	163	56,612	157	58,034	△ 6	1,422	△ 4	2.51
				調定	163	56,612	157	58,034	△ 6	1,422	△ 4	2.51
		一般船	収入	994	104,921	1,033	106,310	39	1,388	4	1.32	
			調定	994	104,721	1,033	106,310	39	1,588	4	1.52	
	小計		収入	1,157	161,333	1,190	164,345	33	3,011	3	1.87	
			調定	1,157	161,333	1,190	164,345	33	3,011	3	1.87	
	小型浮桟橋使用料(鹿児島港)		収入	542	9,132	511	8,632	△ 31	△ 499	△ 6	△ 5.47	
			調定	542	9,132	511	8,632	△ 31	△ 499	△ 6	△ 5.47	
人道橋使用料		収入	25	10,235	24	9,767	△ 1	△ 467	△ 4	△ 4.56		
		調定	25	10,235	24	9,767	△ 1	△ 467	△ 4	△ 4.56		
可動橋使用料		収入	36	7,141	36	6,810	0	△ 330	0	△ 4.63		
		調定	36	7,141	36	6,810	0	△ 330	0	△ 4.63		
ボーディングブリッジ使用料(鹿児島港, 名瀬港)		収入	24	4,626	24	4,587	0	△ 38	0	△ 0.84		
		調定	24	4,626	24	4,587	0	△ 38	0	△ 0.84		
野積場使用料	一般使用	収入	4	96	4	24	0	△ 71	0	△ 74.10		
		調定	4	96	4	24	0	△ 71	0	△ 74.10		
	専用使用	収入	676	245,297	687	242,636	11	△ 2,661	2	△ 1.09		
		調定	676	245,297	690	243,611	14	△ 1,686	2	△ 0.69		
	小計		収入	680	245,394	691	242,661	11	△ 2,733	2	△ 1.11	
			調定	680	245,394	694	243,636	14	△ 1,758	2	△ 0.72	
荷さばき地使用料		収入	11	381	14	389	3	8	27	2.20		
		調定	11	381	14	389	3	8	27	2.20		
水面貯木場使用料(鹿児島港)	整理場使用料	収入	0	0	0	0	0	0	0	0.00		
		調定	0	0	0	0	0	0	0	0.00		
	貯木場使用料	収入	0	0	0	0	0	0	0	0.00		
		調定	0	0	0	0	0	0	0	0.00		
	小計		収入	0	0	0	0	0	0	0	0.00	
			調定	0	0	0	0	0	0	0	0.00	

		調定	0	0	0	0	0	0	0	0.00
陸上木材整理場使用料(鹿児島港)		収入	0	0	0	0	0	0	0	0.00
		調定	0	0	0	0	0	0	0	0.00
上屋使用料	木造建	収入	0	0	0	0	0	0	0	0.00
		調定	0	0	0	0	0	0	0	0.00
	コンクリート建	収入	376	183,017	389	186,702	13	3,684	3	2.01
		調定	376	183,017	389	186,702	13	3,684	3	2.01
	小計	収入	376	183,017	389	186,702	13	3,684	3	2.01
		調定	376	183,017	389	186,702	13	3,684	3	2.01
くん蒸上屋使用料(志布志港)		収入	0	0	0	0	0	0	0	0.00
		調定	0	0	0	0	0	0	0	0.00
荷役機械使用料(川内港, 志布志港)		収入	0	0	0	0	0	0	0	0.00
		調定	0	0	0	0	0	0	0	0.00
冷凍コンセント使用料		収入	0	0	0	0	0	0	0	0.00
		調定	0	0	0	0	0	0	0	0.00
港湾施設使用料	鹿児島県道路占用料徴収 条例 別表に定めるもの	収入	68	4,184	53	2,641	△ 15	△ 1,542	△ 22	△ 36.87
		調定	68	4,184	53	2,641	△ 15	△ 1,542	△ 22	△ 36.87
	港湾機能施設用地	収入	485	542,135	517	567,569	32	25,433	7	4.69
		調定	489	545,978	525	575,602	36	29,624	7	5.43
	その他	収入	0	0	0	0	0	0	0	0.00
		調定	0	0	0	0	0	0	0	0.00
小計	収入	553	546,320	570	570,211	17	23,890	3	4.37	
	調定	557	550,163	578	578,244	21	28,081	4	5.10	
旅客待合所使用料	広告使用料	収入	2	109	4	152	2	43	100	39.60
		調定	2	109	4	152	2	43	100	39.60
	その他	収入	139	66,851	289	75,203	150	8,351	108	12.49
		調定	139	66,851	292	75,502	153	8,650	110	12.94
	小計	収入	141	66,961	293	75,355	152	8,394	108	12.54
		調定	141	66,961	296	75,655	155	8,694	110	12.98
管理棟使用料		収入	0	0	0	0	0	0	0	0.00
		調定	0	0	0	0	0	0	0	0.00
臨港道路占用料		収入	57	7,711	53	6,055	△ 4	△ 1,655	△ 7	△ 21.47
		調定	57	7,711	53	6,055	△ 4	△ 1,655	△ 7	△ 21.47
一般駐車場使用料	鹿児島港本港区	収入	506,258	130,593	513,802	133,960	7,544	3,366	1	2.58
		調定	506,258	130,593	513,802	133,960	7,544	3,366	1	2.58
	鹿児島港新港区	収入	35,195	5,918	31,299	4,880	△ 3,896	△ 1,037	△ 11	△ 17.53
		調定	35,195	5,918	31,299	4,880	△ 3,896	△ 1,037	△ 11	△ 17.53
港湾環境施設使用料(志布志港)	運動広場	収入	0	0	0	0	0	0	0	0.00
		調定	0	0	0	0	0	0	0	0.00
	庭球場	収入	0	0	0	0	0	0	0	0.00
		調定	0	0	0	0	0	0	0	0.00
	小計	収入	0	0	0	0	0	0	0	0.00
		調定	0	0	0	0	0	0	0	0.00
使用料計		収入	545,055	1,378,766	548,896	1,414,360	3,841	35,593	1	2.58
		調定	545,055	1,382,609	548,910	1,423,668	3,855	41,058	1	2.97
占用料等	水域占用料	収入	120	49,751	107	49,429	△ 13	△ 321	△ 11	△ 0.65
		調定	120	49,751	107	49,429	△ 13	△ 321	△ 11	△ 0.65
	陸域占用料	収入	0	0	0	0	0	0	0	0.00
		調定	0	0	0	0	0	0	0	0.00
	土砂採取料	収入	0	0	0	0	0	0	0	0.00
		調定	0	0	0	0	0	0	0	0.00
	占用料等計	収入	123	50,137	107	49,429	△ 16	△ 707	△ 13	△ 1.41
		調定	123	50,137	107	49,429	△ 16	△ 707	△ 13	△ 1.41
手数料(埋立免許料)		収入	0	0	0	0	0	0	0	0.00
		調定	0	0	0	0	0	0	0	0.00
目的外使用に係る使用料		収入	86	4,652	28	2,630	△ 58	△ 2,021	△ 67	△ 43.45
		調定	86	4,652	28	2,630	△ 58	△ 2,021	△ 67	△ 43.45
合計		収入	545,264	1,433,557	549,031	1,466,421	3,767	32,864	1	2.29
		調定	545,264	1,437,400	549,045	1,475,729	3,781	38,329	1	2.67
収入未済額			4	3,842	14	9,308	10	5,465	250	142.21

(注) 「係船料」は外航船の増加により非課税割合が大きくなっている状況が見られる。

4. 監査の結果

【指摘1】 港湾空港課 課税区分の誤りについて

1. 現状及び問題点

消費税等申告書作成資料「平成29年度歳入決算内訳」「同歳出決算内訳」で課税区分に誤りが見られた。

- ①「財産貸付収入」で非課税取引に区分すべき1か月以上の土地貸付が課税取引として集計されていた。
- ②「財産売却収入」で非課税取引に区分すべき土地売却収入が課税取引として集計されていた。
- ③「補償補填及び賠償金」で不課税取引に区分すべきものが全額課税取引として集計されていた。
- ④「負担金補助及び交付金」で対価との関係により課税取引や不課税取引として区分すべきものが、全額課税取引として集計されていた。

消費税申告書作成資料「平成29年度港湾整備事業特別会計決算における不課税収入の用途の特定について」で課税区分に誤りが見られた。

- ① 一般会計繰入金のうち剰余金充当分の全額を課税仕入れ等に係る特定収入としていた。当該剰余金は翌年度の職員給与費、一般管理費、公債費の財源として充当されるため、用途不特定の特定収入と考えられる。
- ② 一般会計繰入金のうち公債費充当分について、起債事業年度毎に課税仕入れ等に係る特定収入とそれ以外に按分計算しているが、一部事業に係る公債費充当額については全額が非課税仕入対応特定収入とされていた。これまでの経緯は不明であるとのことであったが、法令解釈について再度、税務署へ確認すべきと考える。

港湾空港課で作成している消費税等申告書作成資料には、注意を促す具体的な留意事項を記載した要領等が整備されていない。

結果として、課税区分に誤りが生じており、消費税申告の基礎となる計算資料の正確性が担保されていない。

なお、各年度作成されている「歳出決算内訳」においては、備考欄に留意事項等の記載もある。

2. 改善案

基本的な課税区分についての誤りを防止するために、現状の取引を前提とする科目別再検討を実施し、具体的な留意事項の作成と資料作成担当者への周知が必要と考える。

なお、当監査期間中の令和元年度9月に申告（当包括外部監査対象期間外）を行った平成30年分の確定申告においては、全てではないが課税区分の見直しが行わ

れており、上記の指摘事項については改善がみられたが、より詳細な防止策の実施が望まれる。

また、歳入決算内訳の様式についても次に示すように、より細分化されたものに改善して使用されている。

全体 (単位:円)

科目	決算額	左の内訳					
		課税	非課税	免税	不課税		
					特定収入	特定収入以外	計

(意見1) 港湾空港課 作成要領の整備の必要性について

1. 現状及び問題点

消費税等申告書作成にあつては、国税庁パンフレット及び前任者からの「事務引継書」等を参照し作成しているが、提出を受けた「事務引継書」は2ページであり(4)消費税申告は①確定申告の手順 4項目、②留意事項 6項目 となっている。

留意事項においては、税務署等に問い合わせた結果(平成15年11月熊本国税局、16年8月鹿児島税務署の2件)等の記載もあるが、前記のような基本的な留意事項の誤りが防止できていない。

2. 改善案

消費税等申告書作成に係る基本的な部分は、現状の「事務引継書」を参照することを前提にすると、例えば税務署等から入手した情報も、(毎年、計算確認を依頼しているにしては最新が平成16年と古いように思えるので)記載情報の適時更新に留意しながら引継内容を充実させていく必要がある。

そして作成される計算表や作成表については、実際に作成される表を使用して注意事項や留意事項を記載した、より具体的で誤り防止に効果のある作成要領の整備が必要と思われる。港湾整備事業は処理金額が大きいため、課税区分の誤りでも影響が大きくなる可能性がある。

また、消費税についても「申告書チェックリスト」を用いて最終的な確認を行い、年度別に作成されている消費税申告書ファイルに、他の作成資料と一緒に一連の必要資料として位置づけ、整備保管しておくことが適当と考える。

【指摘 2】鹿児島地域振興局 係船料、港湾施設使用料及び目的外使用料の課税区分誤りについて

1. 現状及び問題点

港湾使用料等調定（収入）報告書の港湾別資料から抽出して消費税の処理について検討した結果、次のような事項が発見された。

(1) 係船料（備考欄に「外航船舶は免税」の記載がある。）

外航船舶の係船料で、消費税を預かっていない取引が課税取引に区分され、消費税が過大に計上されていた（3件）。

(2) 港湾施設用地使用料（備考欄に「1月未満は課税」の記載がある。）

1月以上契約の取引が課税取引に区分され、消費税が過大に計上されていた（1件）。

(3) 目的外使用に係る使用料（備考欄に「土地について、1月未満及び舗装駐車場等は課税」の記載がある。）

① 1月以上契約の取引が課税に区分され、消費税が過大に計上されていた（1件）。

② 目的外使用料で2日の使用料のため、課税に区分される取引であるが、港湾施設用地使用料の非課税取引に区分されていた。なお消費税は利用者より徴収している（1件）。

2. 改善案 資料の整備保管体制

上記(1)から(3)に記載のとおり、課税区分の誤りが確認されたため、正確性が担保される体制を整備し、運用すべきである。

また、申告分類で異常な増減等があれば、申告前に相互に確認するなど、正確な基礎資料作成を図る必要がある。

【指摘 3】港湾空港課及び鹿児島地域振興局 消費税等関係書類の保存期間について

1. 現状及び問題点

消費税関係資料の保存期間は、県会計規則第151条及び別表第7に規定されている。このうち、請求書等規則第111条に規定する帳簿及び書類は、他に定めるものを除き5年としている。消費税法における帳簿の保存期間は課税期間の翌日から2月を経過した月から7年間とされているため、5年と規定されている帳簿等については、特に必要と認めたものとして期間を延長する必要があるが、延長されていなかった。

なお、仕入税額控除の適用をうけるためには、帳簿の記載と請求書の保存が求められる（帳簿と請求書の記載要件については「2.4 仕入税額控除」参照）。

2. 改善案

帳簿の保存期間を7年以上とし、消費税法の保存年限まで保管しておくべきである。

(意見2) 鹿児島地域振興局 徴収資料記載内容の正確性について

1. 現状及び問題点

現在使用されている「平成〇年度港湾使用料等に係る消費税の申告分類総括表(その1)」「〃(その2)」の備考欄で、「係船料」については「外航船舶は免税」、「港湾施設用地使用料」「港湾道路占用料」「水域占用料」「陸域占用料」については「1月未満は課税」、「目的外使用に係る使用料」については「土地について、1月未満及び舗装駐車場等は課税」との記載で注意が促されているが、当表は集計結果を示している総括表のため、個々の取引を処理する段階では、指摘事項のような誤処理も発生している状況がある。

2. 改善案

現状の記載様式が実際の処理担当者に対しての十分で実効性のある注意喚起となっているかどうかについて検討する必要があると思われる。

(意見3) 鹿児島地域振興局 事務処理要領について

1. 現状及び問題点

消費税計算の基礎資料を作成する鹿児島地域振興局において、事務処理マニュアル等がなく、手続が統一されていない状況である。

2. 改善案

手続の統一化を図るため、事務処理マニュアル等を整備することが必要と思われる。

例えば、次のような事項について検討する必要があると思われる。

①集計時期の明確化

各担当者がデータを集計する場合、一定の時期が指定されていないと数値の整合性が確かめにくいので、同時点での集計を行う。

②根拠資料の統一化

集計時期に合わせて根拠資料を統一し、作成資料ごとに留意事項等による注意喚起を行う。

③科目計上区分の明確化

同じ勘定内であっても、例えば期間により消費税の課税区分が異なることもあるので、勘定科目自体を細分化して集計する方法もある。また、正確性を担保するため、詳しい課税、非課税の明細表様式を検討することも有用と思われる。

④集計担当者用チェックリストの作成

留意する事項はそれほど多いわけではないので簡易で構わないと思われるが、処理担当者用の消費税集計チェックリストは、やはり必要ではないかと考える。

(意見 4) 鹿児島地域振興局 集計作業の効率化について

1. 現状及び問題点

鹿児島地域振興局における消費税計算の基礎資料『課税区分ごとの収入』は、大量の調定台帳から担当者が手作業で集計し作成している。この集計作業を手作業で行わなければならない理由は、管理は「許可」単位で実施し課税区分別に管理しているが、当該データを外部出力して集計することができないためである。

鹿児島地域振興局以外の県内振興局では、「許可」単位の管理データを利用して消費税計算の基礎資料を作成している局もあるとのことである。

この状況下で効率化する策として、会計データの利用が考えられる。しかし、現状の会計仕訳は1調定に対し1会計仕訳であり、調定データは課税区分が混在しているため、会計データは消費税計算の基礎資料とはならない。

2. 改善案

改善策として、調定を課税区分ごとに計上する方法を提案する。例えば、係船料であれば、外航船（輸出免税）と内航船（課税）に分けて調定する、土地の使用料であれば、1か月未満（課税）と1か月以上（非課税）に分けて調定することにより、会計データを消費税計算の基礎資料の作成に利用することができる。これにより集計作業が効率化されるとともに、「【指摘 2】鹿児島地域振興局 係船料、港湾施設使用料及び目的外使用料の課税区分誤りについて」で指摘したような集計誤りも減少すると期待される。

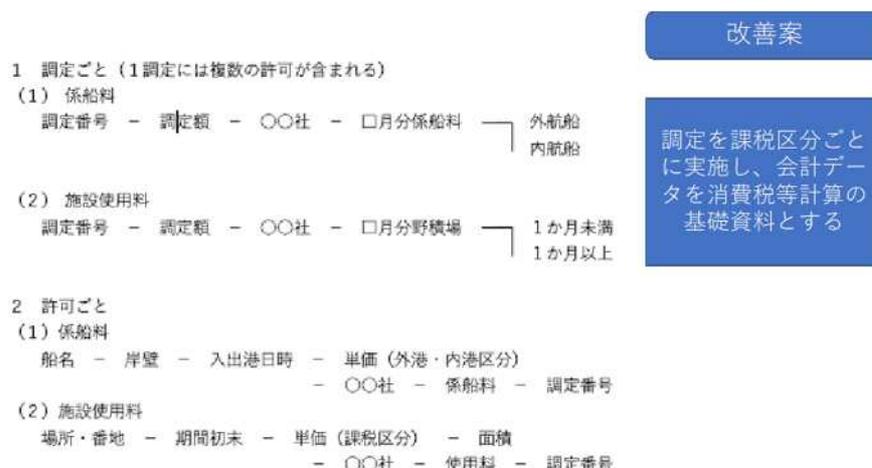


図 6.1.2 消費税計算の基礎資料 集計作業の改善案

6.2 「免税事業者」の8特別会計

免税事業者の8特別会計は以下のとおりである。

1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計
2. 中小企業支援資金貸付事業特別会計
3. 就農支援資金貸付事業特別会計
4. 公共土木用地取得先行事業等特別会計
5. 林業・木材産業改善貸付事業特別会計
6. 沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計
7. 公債管理特別会計
8. 国民健康保険事業特別会計

これらの特別会計については、調査票の記載を求めて概要を把握し、決算書及び会計データ（平成27年度から平成30年度）を入手し、平成29年度の基準年度（平成27年度）の課税売上高が10,000千円以下であること等を検討した。

また、国民健康保険事業特別会計は、平成30年度に設けられた。この特別会計については、基準年度がないため「免税事業者」であるが、今後「課税事業者」になるか検討した。

監査の結果

指摘事項等は発見されなかった。

7 地方公営企業

地方公営企業については、地方公会計独特の会計処理があるため、ここで消費税関連の事項について説明する。

1) 地方公営企業法における予算書・決算書

公営企業は地方公共団体と一般企業の性格を併せ持つ団体と考えられるため、企業会計に近い損益計算書及び貸借対照表を税抜額で作成する他、自治体会計に近い収支会計である予算決算書類を税込額で作成している（地方公営企業法施行令第17条①②）。

表 7.1 地方公営企業法における予算書・決算書

予算書・決算報告書（収益的収支・資本的収支別の収支計算書）	税込
予算附属資料（予定損益計算書・予定貸借対照表等） 決算附属資料（損益計算書・貸借対照表等）	税抜

決算報告書において資本的収入額が資本的支出額に不足する場合、その補てん財源を注記する必要がある。補てん財源は「消費税及び地方消費税資本的収支調整額」等であり、同調整額の詳細は割愛するが、主に資本的支出に対する消費税還付金相当額である。決算報告書脚注についてその記載内容の妥当性を検討した。

2) 控除対象外消費税の会計処理

非課税売上高及び特定収入に係る消費税は、課税売上に対する消費税から控除することが出来ないため、事業者が負担することとなる。これらの会計処理については、以下の方法が定められている。

表 7.2 控除対象外消費税の会計処理

	非課税売上高に対応	特定収入に対応
3条（収益的収支）対応分	営業外費用雑支出として費用処理	同左
4条（資本的収支）対応分	② 固定資産に振り戻し ③ 長期前払消費税額として20事業年度以内均等償却 ④ 営業外費用雑支出として費用処理	① 固定資産に振り戻し ② 特定収入消費税及び地方消費税として計上し、対応する長期前受金と相殺 ③ 営業外費用雑支出として費用処理
棚卸資産対応分	営業外費用雑支出として費用処理	営業外費用雑支出として費用処理

7.1 病院事業

1. 県立病院局特別会計の概要

病院事業は、鹿屋医療センター、大島病院、始良病院、薩南病院及び北薩病院の5病院を設置し運営している。

県立病院の経営は平成18年の地方公営企業法「全部適用」を機に様々な経営改善をおこなった結果、平成30年度決算において経常収支では10年連続、資金収支でも13年連続黒字を達成している。

しかし、診療圏人口の減少、医師をはじめとする医療スタッフの不足、診療報酬改定への対応等の課題が山積している。これらに対処すべく平成29年に策定した「県立病院第二次中期事業計画」に基づいて、県立病院としての役割を担いながら医療機能の充実・強化や経営の更なる安定化を図ることとしている。

病院別の概要を「平成30年度鹿児島県病院事業決算書Ⅱ事業報告書」から抜粋して示すと次のようになる。

表 7.1.1 病院別の概要（職員、入院、外来等）

(単位：人、%)

区 分	鹿屋医療センター	大島病院	始良病院	薩南病院	北薩病院	県立病院課	合計	
職 種	医 師	23	42	8	12	10	0	95
	看 護 職 員	106	259.5	114	90	72	0	641.5
	医療技術職員	24	48	12	23	22	0	129
	事 務 職 員	10	18	16	11	11	17	83
	そ の 他 職 員	2	6	4	3	3	0	18
	計	165	373.5	154	139	118	17	966.5
入 院	一 般	6,652	13,918		12,498	6,479		39,547
	内 科					9,463		9,463
	呼吸器内科		6,515		5,282			11,797
	消化器内科	5,043	7,709		7,150	4,466		24,368
	循環器内科		4,344			4,878		9,222
	神 経 内 科	5,527	6,490			1,633		13,650
	小 児 科	12,075	12,809		8,422	3,257		36,563
	外 科		16,187					16,187
	整形外科	3,963	5,542					9,505
	脳神経外科		1,236					1,236
	皮 膚 科		4,620					4,620
	泌 尿 器 科	6,720	7,234					13,954
	産 婦 人 科		834					834
	眼 科	696	31		391			1,118
	放 射 線 科		24					24
	麻 酔 科		392					392
	歯科・歯科口腔外科		2,350					2,350
	救 急 科	40,676	90,235		33,743	30,176		194,830
	小 計		358	91,780	1,099			1,457
	結 核							91,780
精 神 科	40,676	90,593	91,780	34,842	30,176		288,067	
合 計	150	315	267	140	110		982	
病 床 数	74.3	78.8	94.2	68.2	75.2		80.4	
病 床 利 用 率								

(単位：人、%)

区		分	鹿屋医療 センター	大島病院	始良病院	薩南病院	北薩病院	県立病院課	合計
外来	一般	内科	3,396	13,354		13,377	8,911		39,038
		呼吸器内科					6,025		6,025
		消化器内科		7,429		5,495			12,924
		循環器内科	8,786	11,599		9,429	5,560		35,374
		神経内科		2,705			2,929		5,634
		小児科	9,177	8,454		68	11,427		29,126
		外科	10,811	8,361		5,642	2,042		26,856
		整形外科		10,071					10,071
		脳神経外科	2,194	4,040			517		6,751
		皮膚科		6,928					6,928
		泌尿器科		8,914					8,914
		産婦人科	7,470	7,652					15,122
		眼科		2,063					2,063
		耳鼻咽喉科		1,986					1,986
		放射線科	5,630	5,966		3,407			15,003
		麻酔科	390	1,209					1,599
		歯科・歯科口腔外科		2,515	371				2,886
		救急科		10,409					10,409
		小計	47,854	113,655	371	37,418	37,411		236,709
結核					47		47		
精神科		1,953	23,802				25,755		
合計	47,854	115,608	24,173	37,465	37,411		262,511		
人間ドック		841			393	142		1,376	
健康診断	1,803	4,815	255	1,986	646			9,505	
受託検診		5			13			18	

2. 消費税申告及び歳入・歳出の状況

消費税		単位：千円		
項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
納税義務者かどうか	課税事業者	課税事業者	課税事業者	
課税売上高（税抜）	253,069	262,285	254,053	
課税方式	原則課税	原則課税	原則課税	
課税売上割合	1.6%	1.7%	1.7%	
控除税額の計算方法	一括比例配分	一括比例配分	一括比例配分	
特定収入割合	2.2%	3.4%	3.7%	
特定収入に係る仕入税額控除の計算	-	-	-	
消費税等額	3,305	2,303	3,001	

損益計算書		単位：千円		
科目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
1 医業収益	15,839,381	16,070,940	15,698,942	
1 入院収益	11,183,940	11,168,249	10,853,464	
2 外来収益	3,685,166	3,759,149	3,682,005	
3 他会計負担金	727,067	907,124	928,519	
4 その他医業収益	243,206	236,417	234,953	
2 医業費用	17,651,808	18,288,824	17,992,642	
1 給与費	10,309,165	10,591,749	10,498,722	
2 材料費	3,468,254	3,687,690	3,416,062	
3 経費	2,545,702	2,724,660	2,776,535	
4 減価償却費	1,252,210	1,185,024	1,192,885	
5 資産減耗費	12,058	39,022	48,355	
6 研究研修費	64,417	60,677	60,080	
	医業損益 △ 1,812,426	△ 2,217,884	△ 2,293,700	
3 医業外収益	3,520,143	3,285,257	3,193,195	
1 受取利息	36,092	36,958	38,246	
2 他会計負担金	2,757,300	2,637,952	2,597,939	
3 補助金	49,414	49,329	49,808	
4 長期前受金戻入	565,130	445,267	447,032	
5 医業外雑収益	112,204	115,749	60,168	
4 医業外費用	617,682	667,484	606,648	
1 支払利息	99,792	89,979	80,816	
2 貸倒損失	2,574	233	262	
3 雑損失	515,315	577,271	525,569	
	医業外損益 2,902,460	2,617,773	2,586,546	
	経常損益 1,090,034	399,889	292,846	
5 特別損失	4,600		13,227	
	当年度純損益 1,085,434	399,889	279,619	

貸借対照表

単位：千円

科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
資産の部				
1 固定資産	22,946,077	22,439,834	21,815,762	
(1) 有形固定資産	15,867,699	15,641,269	15,004,885	
土地	326,987	326,987	326,987	
建物	12,488,849	12,161,946	11,814,121	
構築物	716,935	675,099	642,363	
機械備品	2,290,907	2,445,878	2,156,858	
車両	4,361	4,330	3,538	
有形リース資産	39,658	15,827	14,406	
建設仮勘定		11,200	46,609	
(2) 無形固定資産	9,605	9,175	8,745	
電話加入権	6,724	6,724	6,724	
その他無形固定資産	2,881	2,450	2,020	
(3) 投資その他の資産	7,068,772	6,789,389	6,802,131	
投資有価証券	2,003,489	2,003,489	2,003,489	
長期貸付金	47,240	52,640	56,250	
基金	5,018,043	4,733,260	4,742,392	
2 流動資産	9,652,662	10,257,338	10,684,597	
(1) 現金預金	8,391,695	9,010,275	9,446,678	
(2) 未収金	1,235,198	1,215,830	1,213,425	
(3) 貯蔵品	25,768	31,233	24,493	
	資産合計	32,598,740	32,697,173	32,500,360
負債の部				
3 固定負債	7,634,631	7,178,330	6,853,634	
(1) 企業債	4,797,422	4,344,033	3,816,404	
(2) リース債務	6,871	3,961	974	
(3) 引当金	2,830,336	2,830,336	3,036,255	
退職給付引当金	2,830,336	2,830,336	3,036,255	
4 流動負債	2,788,139	3,009,033	2,887,411	
(1) 企業債	746,394	742,389	723,628	
(2) リース債務	13,098	2,910	2,986	
(3) 未払金	1,376,307	1,578,061	1,483,207	
(4) 引当金	576,241	608,962	597,815	
賞与引当金	486,950	517,897	506,356	
法定福利費引当金	89,291	91,065	91,459	
(5) その他流動負債	76,097	76,709	79,772	
5 繰延収益	3,232,820	3,166,770	3,136,656	
(1) 長期前受金	3,232,820	3,166,770	3,136,656	
	負債合計	13,655,591	13,354,134	12,877,702
資本の部				
6 資本金	27,078,811	27,078,811	27,078,811	
7 剰余金	△ 8,135,661	△ 7,735,772	△ 7,456,153	
(1) 資本剰余金	332,196	332,196	332,196	
補助金	332,196	332,196	332,196	
(2) 欠損金	△ 8,467,858	△ 8,067,969	△ 7,788,350	
当年度未処理欠損金	△ 8,467,858	△ 8,067,969	△ 7,788,350	
	資本合計	18,943,149	19,343,038	19,622,657
	負債・資本合計	32,598,740	32,697,173	32,500,360

3. 内部統制の状況

1) 県立病院課

消費税認識の基礎となる財務会計システムは各病院及び県立病院課で同一のもの（公立病院向けの財務会計ソフト）でありネットワークで繋がっているため、県立病院課では各病院のデータを閲覧することが出来る。県立病院課では監査委員事務局による例月現金出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）の一環として、各病院から提出される消費税の集計ワークシートを用いて各病院の会計データとの整合性、試算表の正確性のチェックを行っている。消費税の申告書は、財務会計システム及び月次の集計ワークシートを基に作成している。消費税関連業務についてマニュアル等は整備されていないが、課内に消費税にかかわる業務の経験者が複数いるように人員が配置されており、月次の集計・チェック作業、ワークシートによるチェック作業の引継ぎを行っている。また、申告や納付に関しては全て執行伺いがなされている。

2) 鹿屋医療センター

鹿屋医療センターにおいては、医療機関特有の事務（窓口受付業務、入院業務、レセプト業務など）については医事会計システムを用いておりその実務は民間業者に委託している。また窓口での精算は金融機関出先店舗及び上記民間業者がキャッシュレジスターを用いておこなっている。その後の会計処理については公立病院向けの財務会計ソフトを利用して県職員が担当している。

県職員は日次でキャッシュレジスターのレシートに記載された入出金の内容と医事会計システムから出力される日計表との照合を行っている。財務会計システムへの入力には日次で医療会計システムでの集計内容を転記する形で行われており、転記内容については上長が内容をチェックし承認している。

消費税の課非判定のために入力担当者向けに「鹿児島県立病院事業会計経理の手引」が準備されている。日常はほぼ定型的な入力がほとんどであるが固定資産の取得、病院間の移設などの非定型的な取引がある場合には注意が必要であり、この点については関係者も承知しているといふことであった。

なお、医事システムは県内の民間業者のソフトウェアを用いており、診療報酬改定時の基礎データの更新も当該業者の責任で行われている。

4. 監査の結果

【指摘 4】消費税等関係書類の保存期間について

1. 現状、問題点

消費税法において、帳簿の保存期間は課税期間の翌日から2か月を経過した月から7年間とされているが、保存期間を5年とし、同法が求める保存期間より短いものがあつた。

2. 改善案

法が求める保存期間まで、保存されるよう改善すべきである。

7.2 工業用水道事業

1. 工業用水道事業の概要

当事業は、鹿児島臨海工業地帯 1 号用地及び 2 号用地に立地する企業に対し工業用水を供給するとともに、川辺ダムや導水施設の維持管理及び万之瀬川導水施設への移行に向けた浄水・配水施設に係る建設工事等を行っている。

工業用水道事業：①鹿児島臨海工業用水道事業（令和元年 5 月末事業廃止）

②鹿児島臨海第 2 期工業用水道事業

（万之瀬川導水事業。平成 30 年 9 月より給水開始、平成 31 年 4 月に①より完全移行）

表 7.2.1 鹿児島臨海工業用水道事業

水源	二級河川 永田川（取水地点 鹿児島市谷山）
給水開始	昭和 47 年 4 月 1 日
取水量	30,000 m ³ /日
給水能力	29,000 m ³ /日
給水区域	鹿児島臨海工業地帯 1 号用地及び 2 号用地
給水方式	ポンプ圧送
建設事業費	昭和 45～46 年度 7.1 億円（国庫補助 2.1 億円） 平成 9～13 年度 13.8 億円

表 7.2.2 鹿児島臨海第 2 期工業用水道事業

水源	二級河川 万之瀬川（取水地点 南さつま市加世田）
施工年度	昭和 57 年度
計画取水量	20,000 m ³ /日（鹿児島市上水 55,000 m ³ /日）
計画給水能力	18,600 m ³ /日（鹿児島市上水 50,000 m ³ /日）
給水区域	鹿児島臨海工業地帯 1 号用地及び 2 号用地
給水方式	自然流下
建設事業費	取水・導水施設 44.5 億円（全体建設費 166.7 億円） 工期：昭 57～平元 工業用水単独施設 33.8 億円 工期：昭 58～ 川辺ダム 14.2 億円（全体建設費 244.2 億円） 工期：昭 61～平 14
その他	取水・導水施設（20.8 km）は鹿児島市水道局と共同で建設し、維持管理を市水道局に委託している。 また、川辺ダムは河川管理者（県）及び鹿児島市水道局と共同で建設し、維持管理を河川管理者に委託している。

表 7.2.3 施設の内容

区分	施設の内容	施工年度	備考
鹿児島市との共同施設	取水施設 導水施設 (20.8 km) 分水施設	昭和 57 年度～ 平成元年 6 月 完成	①鹿児島市水道局との共同施設を鹿児島開発事業団が施工し、平成元年 9 月に県・市に移管 ②市上水道のみ平成元年 7 月から取水開始 ③施設の維持管理は鹿児島市水道局に委託
単独施設	浄水施設 配水施設ほか	昭和 58 年度～	①浄水施設、配水施設の敷地造成のみ先行して完了（平成 4 年 3 月） ②平成 28 年度に本体施設の整備工事に着手 ③平成 31 年 4 月に鹿児島臨海第 2 期工業用水道事業に完全移行

区 分	施設の内容	施工年度	備 考
川辺ダム	多目的ダム (治水・利水機能)	昭和 61 年度～ 平成 15 年 3 月 完成	① 治水上の防災ダムとしての機能と併せて、 万之瀬川から水量を安定的に確保するため に、河川管理者(県)、鹿児島市水道局と共同 で建設 ② 施設の維持管理は河川管理者に委託 ③ 長寿命化計画を策定(平成 27 年 3 月)し、施 設改良を平成 28 年度から実施

※共同施設の負担割合：建設費 20/75
維持管理費 固定的費用×20/75×12/100
(県が取水を開始するまでの暫定)
川辺ダムの負担割合：建設費・維持管理費 5.8% (河川管理者 78.2% 鹿児島市 16.0%)

2. 消費税申告及び歳入・歳出の状況

消費税	単位：千円		
項 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
納税義務者かどうか	課税事業者	課税事業者	課税事業者
課税売上高(税抜)	162,463	164,785	222,641
課税方式	原則課税	原則課税	原則課税
課税売上割合	99.9%	99.9%	99.7%
控除税額の計算方法	全額控除	全額控除	全額控除
特定収入割合	34.2%	17.4%	36.1%
特定収入に係る仕入税額控除の計算	通達による特例計算	通達による特例計算	通達による特例計算
消費税等額	△ 30,951	△ 101,876	△ 36,802

概要で述べたとおり、本事業は施設整備に多額の資本的支出を投じている。このため、消費税額は経常的に還付傾向にある。平成 29 年度の還付額が他年度に比べて大きいのも、当該年度の資本的支出が著しく大きかったことによる。

これらの資本的支出の一部は鹿児島臨海環境整備基金³⁶より補填されていることから、特定収入割合も継続して 5%を超えており、仕入税額控除の特例計算が必要となる。なお、特定収入に係る仕入税額控除の計算に際しては、消費税法基本通達 16-2-2 及び自治省(現：総務省)通知³⁷に基づき、特定支出のためにのみ使用する金額を特定収入額の算定上控除している。

³⁶ 平成 30 年度に廃止

³⁷ 平成元年 1 月 26 日付自治企-第 7 号、自治導第 9 号

損益計算書

単位：千円

科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
1 営業収益	162,408	164,733	189,909	
1 給水収益	162,396	164,682	189,901	
2 その他の営業収益	11	50	8	
2 営業費用	141,022	173,762	220,017	
1 総係費	89,889	122,175	181,030	
給料	13,356	12,533	14,218	
手当	6,555	7,700	12,274	
法定福利費	3,906	3,960	5,391	
賃金	842	996	1,787	
旅費	543	507	584	
備用品費	1,013	920	1,821	
燃料費	218	219	369	
光熱水費	213	202	285	
通信運搬費	405	429	670	
委託料	35,402	68,475	77,374	
手数料	256	282	850	
賃借料	5,404	4,391	4,408	
修繕費	3,072	1,012	3,915	
動力費	16,404	17,903	19,827	
薬品費	1,423	1,859	3,438	
保険料	266	286	254	
負担金補助及び交付金	245	245	33,124	
その他	366	256	441	
2 減価償却費	51,133	51,587	38,986	
	営業損益	21,386	△ 9,029	△ 30,109
3 営業外収益	2,795	2,732	37,176	
1 受取利息及び配当金	143	13	11	
2 長期前受金戻入	2,545	2,545	2,545	
3 雑収益	106	172	34,619	
4 営業外費用	7,388	7,877	8,995	
1 支払利息及び企業債取扱諸費	7,388	7,877	8,995	
	経常損益	16,791	△ 14,175	△ 1,927
5 特別利益			2,995,456	
6 特別損失			2,995,456	
	当年度純損益	16,791	△ 14,175	△ 1,927

当事業の営業収益は、給水収益と手数料である。給水収益は、「鹿児島県工業用水道給水条例」第13条に基づき工業用水の使用者より徴収する水使用料であり、これは事業として対価を得て行う資産の譲渡等³⁸に該当するため課税取引と考えられる。手数料は、同条例第15条に基づき、給水施設の各種工事に対して徴収する検査手数料である。これは、国等が行う一定の事務に係る役務の提供³⁹に該当するため非課税取引と考えられる。

³⁸ 消費税法第2条⑧、4条

³⁹ 消費税法第6条①、別表第一

当事業は万之瀬川施設整備計画に基づき大規模設備更新を行っているため、決算書の数値は年度により大きく変動している。

表 7.2.4 損益計算書の主な増減理由：

No.	年度	勘定科目	主な増減理由
1	H30	給水収益	契約水量増加による増収
2	H29.30	委託費	主として永田川施設撤去設計に係る委託料の増加
3	H30	負担金補助 及び交付金	従来資本的支出 ⁴⁰ としていた万之瀬川共同施設の維持管理負担金を収益的支出に変更したため
4	H30	雑収益	上記同様、従来資本的収入としていた維持管理負担金に対応する鹿児島臨海環境整備基金からの収入を収益的収入に変更したため
5	H30	特別損失	建設仮勘定中の資産価値減耗分を償却処理 ⁴¹ 。
6	H30	特別利益	上記建設仮勘定に見合う長期前受金戻入

上記のうち No.3~No.6 は会計上の修正処理による増減であり、消費税額の増減には直接影響しないものとする。

⁴⁰ 地方公営企業法では収入・支出を収益的収支・資本的収支に区分して予算決算を行うこととされている（地方公営企業法施行令第17条①②）。

⁴¹ 平成29年度鹿児島県包括外部監査報告書【指摘27】〈意見38〉参照。

貸借対照表

単位：千円

科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
資産の部			
1 固定資産	8,049,277	9,375,740	6,997,395
(1) 有形固定資産	8,049,217	9,375,680	6,925,185
土地	53,135	53,135	868,404
建物	40,299	38,772	276,861
構築物	272,999	263,177	3,962,085
機械備品	219,368	179,654	883,441
車両	45	121	143
工具器具及び備品	825	300	3,372
建設仮勘定	7,462,543	8,840,518	930,874
(2) 無形固定資産	60	60	72,210
水利権			72,150
電話加入権	60	60	60
2 流動資産	195,931	272,792	288,945
(1) 現金預金	148,772	155,568	233,748
(2) 未収金	47,159	117,224	55,196
資産合計	8,245,208	9,648,533	7,286,341
負債の部			
1 固定負債	1,042,139	2,448,097	2,947,851
(1) 企業債	1,042,139	2,448,097	2,947,851
2 流動負債	87,887	67,642	86,195
(1) 企業債	58,544	59,141	59,746
(2) 未払金	26,173	3,042	23,185
(3) 引当金	2,074	1,848	2,133
(4) その他流動負債	1,096	3,611	1,130
3 繰延収益	6,196,499	6,228,285	3,349,713
(1) 長期前受金	6,964,117	6,998,449	6,428,794
(2) 収益化累計額	△ 767,618	△ 770,164	△ 3,079,081
負債合計	7,326,526	8,744,026	6,383,760
資本の部			
1 資本金	499,127	499,127	499,127
2 剰余金	419,554	405,379	403,452
(1) 資本剰余金	822,192	822,192	822,192
(2) 欠損金	△ 402,637	△ 416,813	△ 418,739
資本合計	918,682	904,507	902,580
負債・資本合計	8,245,208	9,648,533	7,286,341

3. 内部統制の状況

1) 業務フロー

消費税額の算定に当たり、当事業は公営企業用会計ソフトを利用している。会計仕訳入力の基礎となる「支出負担行為何書兼支出伝票」「調定何書兼振替伝票」上で課税区分及び金額を明らかにし、金額に応じて決裁を受けている。公営企業等特有の特定収入による仕入税額控除特例計算も会計ソフトで自動計算する。申告書草案を作成後、工業用水課長決裁を受け申告している。

2) 業務引き継ぎ等

経理担当職員異動時の消費税業務のノウハウは、事務引き継ぎ書により行われている。また、当事業における過去の税務署照会事例は適正に保管されている。加えて会計ソフト保守及び運営支援契約を外部業者と締結しており、決算及び消費税計算上のシステム操作疑問点はその都度相談している。

4. 監査の結果

【指摘 5】消費税等関係書類の保存期間について

1. 現状及び問題点

消費税等に係る帳簿の保存期間は、課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間と定められている。

当事業内ルールである文書管理表では、5年間とされていた。

2. 改善案

規程上の保存期間を1. のとおりに延長すべきである。なお、今回の監査の指摘を受けて、すでに文書管理表を改正済であるとのことである。

(意見 5) 会計処理変更と消費税課税区分の取り扱いについて

1. 現状

従来、資本的収支としていた維持管理負担金に係る収支を、平成30年度決算より収益的収支に変更した。これは、維持管理費は資産性のないものであり、建設仮勘定に未償却のまま累積させるべきでないとの平成29年度包括外部監査指摘に基づく変更である。この会計処理変更に伴い、消費税の課税区分について、従来は維持管理負担金見合いの鹿児島臨海環境整備基金収入を特定収入としていたが、平成30年度はこのうち課税支出に対応する金額を課税売上に変更した。

2. 問題点

上記会計処理変更は、あくまでも会計上の変更にすぎず、消費税課税区分に影響を及ぼすものではない。ただし、課税売上高、課税売上割合の数値には影響を及ぼすものの、特定収入の仕入税額控除特例計算により、結果として消費税額に与える影響は軽微である。

3. 改善案

今後は従来同様特定収入とすべきと考える。

(意見 6) 県一般会計との取引における消費税課税区分の検討

1. 現状

川辺ダム共同施設の維持管理について、河川管理者である県(河川課)、鹿児島市、当事業の3者が持分に応じて負担する協約を結んでいる。この協定に基づき、鹿児島市及び当事業は、県に対して持分相当額の維持管理費を支払っているが、当協定書には消費税に関する記載はなく、県が維持管理費請求の際に発行する維持管理負担額通知書にも消費税額は明示されていない。

維持管理費用の内訳には人件費等不課税取引も含まれている可能性もあるが、現状では支払側である当事業において課税区分の検討が困難な状況にある。

2. 問題点

地方公共団体一般会計の収入は大半が非課税・不課税収入であり、加えて一般会計の消費税納税が免除されていることから、一般会計の収入について課税区分を意識する機会は少ないと思われる。しかし、課税事業者たる取引の相手方にとっては、課税区分の判定は、適正な会計処理及び申告・納税のために重要である。

3. 改善案

県は、一般会計収入のうち課税取引と判断した取引については、消費税額を明示することが望まれる。

なお、今後は、取引の支払側が仕入税額控除を受けるために保存する請求書の記載要件が改正され、令和元年10月以降の区分記載請求書では税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の合計額の記載が必要になることを申し添える。

(意見 7) 令和元年度以降の消費税申告の留意点

当事業は定型的な取引が多いことから、一旦消費税課税区分を検討すれば、その後は問題なく業務が遂行されるものと考えられる。しかしながら、平成30年度の修正仕訳や収益的収支への変更等、通常とは違う会計処理を行う際には、課税区分について高度な判断が求められる。永田川施設が令和元年5月に廃止されたことにより、施設の解体費用や土地の処分、消費税率変更に伴う工事請負契約の経過措置等、非定型かつ金額的重要性が高い取引の発生が予想される。課税区分や消費税率等の判断に迷うときは、事前に税務署や専門家への照会等を行い、その検討結果を文書で記録・保管しておくことが望まれる。

8 地方公社及び第3セクター

この章の県との取引については、平成29年度の公社等外郭団体一覧より記載している。

8.1 (公財)鹿児島県文化振興財団

1. 概要

県民の多様な文化活動を促進・支援するため、各種の文化振興事業を展開することにより、鹿児島県の文化活動の一層の活性化と個性豊かな文化の薫り高い地域社会づくりに寄与することを目的として設立された。

この目的を達成するため次の事業を行っている。

1. 文化芸術の振興に関する事業
2. 文化・芸術活動への支援・助成・育成事業
3. 鹿児島県から受託する施設の管理運営に関する事業
4. 利用者サービス事業
5. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

財団は公の施設のうち4施設の運営管理を指定管理者として受託している。そのうち宝山ホールのみが公募により選定された。これら4施設のほか埋蔵文化財調査センター及び財団事務局で自主事業及び県からの受託事業を行う一方、助成事業も行っている。具体的な事業を一覧にすると次のようになる。

施設 事業		指定管理者として県から管理運営を受託している施設				それ以外の施設	
		宝山ホール (鹿児島県文化センター)	霧島国際音楽ホール (みやまコンセール)	霧島アートの森	上野原縄文の森	埋蔵文化財調査センター	財団事務局
自主事業	(1) 文化芸術に係る事業(舞台芸術鑑賞、支援、助成、育成等)	○	○				
	(2) 美術博物館事業(展示・普及等)			○			
	(3) 埋蔵文化財保存・活用事業				○	○	
県受託事業	(1) 青少年のための芸術鑑賞事業						○
	(2) ジョイ JOY 縄文事業				○		
	(3) 埋蔵文化財発掘調査委託事業					○	
助成事業	(1) 「わがまち文化劇場」事業費助成事業						○
	(2) 芸術文化活動支援助成事業						○
	(3) 伝統文化の保存・承継に係る助成事業						○

財団事務局の所在地は宝山ホール内である。

沿革

平成 6 年 1 月	財団法人として設立
平成 6 年 7 月	霧島国際音楽ホール（みやまコンセール）開館
平成 8 年 4 月	県文化センターが財団へ移行
平成 12 年 10 月	霧島アートの森開館
平成 14 年 10 月	上野原縄文の森開園
平成 18 年 4 月	財団 4 施設指定管理者制度業務開始
平成 24 年 4 月	公益財団法人へ移行
平成 25 年 4 月	埋蔵文化財調査センター開所

県との取引(平成 29 年度)

(単位：百万円、人)

所管課	県からの 出資・出捐金	県からの 補助金	県からの 貸付金	県からの損 失保証に係 る債務残高	県からの損 失補償に係 る債務残高	県派遣職 員数 (H30.4.1)
文化振興課	1,050					46

2. 消費税申告及び決算の状況

消費税	項目	単位：千円		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	納税義務者かどうか	課税事業者	課税事業者	課税事業者
	課税方式	原則課税	原則課税	原則課税
	課税売上割合	99.2%	99.0%	98.9%
	控除税額の計算方法	一括比例配分方式	一括比例配分方式	一括比例配分方式
	特定収入割合	0.5%	0.2%	0.7%
	特定収入に係る仕入税額控除の計算	-	-	-
	消費税等額	46,785	51,117	48,965

正味財産増減計算書		単位：千円		
科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益	3,023,968	2,499,789	2,209,466	
基本財産運用益	20,826	20,871	20,773	
事業収益	721,106	2,473,581	2,174,778	
受取補助金等	2,279,772	2,824	11,703	
雑収益	2,259	2,510	2,210	
(2) 経常費用	3,001,561	2,514,622	2,222,594	
①事業費	2,971,208	2,480,300	2,188,595	
給料手当	344,148	348,230	360,417	
臨時雇賃金	155,668	240,704	201,112	
福利厚生費	70,960	71,430	74,089	
退職給付費用	2,701	3,364	2,515	
支払手数料	6,335	11,688	22,600	
物品購入費	5,049	4,031	5,187	
旅費交通費	34,803	36,450	24,951	
通信運搬費	7,733	7,387	8,063	
減価償却費	2,303	4,814	7,249	
消耗品費	38,985	38,661	34,644	
修繕費	12,578	12,907	12,131	
印刷製本費	16,475	19,030	9,153	
広告宣伝費	17,872	14,854	15,752	
燃料費	4,457	7,088	5,839	
光熱水費	52,758	51,987	52,889	
賃借料	162,590	140,636	109,886	
諸謝金	15,951	14,940	15,484	
租税公課	46,415	49,830	48,076	
支払負担金	64,183	65,916	66,325	
支払助成金	4,065	4,994	4,157	
委託費	1,900,849	1,325,932	1,102,813	
雑費その他	4,323	5,417	5,254	
②管理費	30,348	34,321	33,998	
役員報酬	670	670	362	
給料手当	15,287	15,750	16,090	
退職給付費用	352	453	285	
福利厚生費	3,503	3,496	3,529	
光熱水料費	1,420	1,374	1,357	
租税公課	972	1,694	1,544	
委託費	5,899	7,858	7,840	
雑費その他	2,237	3,022	2,987	
評価損益等調整前当期経常増減額	22,406	△ 14,832	△ 13,127	
投資有価証券評価損益等	△ 85,702	9,622	90,717	
当期経常増減額	△ 63,296	△ 5,210	77,590	

2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益		219	
(2) 経常外費用		216	
過年度損益修正損		2	
雑損失			
当期経常外増減額	△ 219	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 63,515	△ 5,210	77,590
法人税等	564	171	257
当期一般正味財産増減額	△ 64,080	△ 5,381	77,332
一般正味財産期首残高	509,671	445,591	440,210
一般正味財産期末残高	445,591	440,210	517,542
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
当期正味財産期首残高	1,210,000	1,210,000	1,210,000
当期正味財産期末残高	1,210,000	1,210,000	1,210,000
III 正味財産期末残高	1,655,591	1,650,210	1,727,542

貸借対照表		単位：千円		
科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
資産の部				
1 流動資産	309,391	309,722	275,725	
現金預金	292,071	301,283	257,618	
未収金	11,854	3,810	12,726	
前払費用	1,192	530	551	
商品	3,303	3,279	3,635	
貯蔵品	238	113	68	
立替金	732	705	1,124	
2 固定資産	1,468,174	1,487,364	1,580,845	
(1) 基本財産	1,354,720	1,365,991	1,448,248	
定期預金	35,167	35,226	35,226	
投資有価証券	1,319,553	1,330,764	1,413,021	
(2) 特定資産	15,112	16,340	18,901	
退職給付引当資産	15,112	16,340	18,901	
(3) その他固定資産	98,340	105,033	113,694	
建物	207	169	130	
建物附属設備	111	53	0	
車両運搬具		2,123	1,409	
什器備品	7,072	6,314	6,581	
リース資産		7,083	3,935	
ソフトウェア			3,888	
投資有価証券	90,948	89,290	97,750	
資産合計	1,777,566	1,797,086	1,856,570	
負債の部				
1 流動負債	106,861	126,421	109,281	
未払金	103,385	119,752	103,058	
リース債務		3,104	3,270	
前受収益	448	489	348	
預り金	2,463	2,903	2,346	
納税充当金	564	171	257	
2 流動負債	15,112	20,455	19,746	
リース債務		4,115	844	
退職給付引当金	15,112	16,340	18,901	
負債合計	121,974	146,876	129,027	
正味財産の部				
1 指定正味財産	1,210,000	1,210,000	1,210,000	
2 一般正味財産	445,591	440,210	517,542	
正味財産合計	1,655,591	1,650,210	1,727,542	
負債及び正味財産合計	1,777,566	1,797,086	1,856,570	

3. 内部統制の状況

事務局及び運営管理を行う施設が県内各地に分散していることもあり、会計処理についてはそれぞれの施設が独立して行っている。会計ソフトは同じものを用い、勘定科目の統一も図られている。施設の経理実務は、各施設に在籍する担当者と、県から派遣される職員が分担して行っている。前者は各施設において数年以上の実務経験を有していること、後者は県に

において総務経理事務の経験を有していることから、会計基準の理解、経理事務の遂行について一定程度以上のスキルを有している。

事務局の会計伝票に出納責任者による確認・承認が実施されていることを確かめた。今回の監査では平成30年8月及び平成31年3月分の会計記録を閲覧したが、特段指摘すべき誤りは見受けられなかった。

また財団には顧問税理士がおり、四半期に1回程度の頻度で全会計記録の点検を行っていた。各施設の会計ソフトは同じものであるが相互に連動していないため、財団全体の集計(合算試算表)は顧問税理士により集計されている。消費税の申告も顧問税理士によって準備されている。

令和元年度の消費税引き上げ、軽減税率への準備は、顧問税理士による会計担当者に対する指導、会計記録点検時の助言等により概ね順調に進んでいるとのことである。

4. 監査の結果

指摘事項等は発見されなかった。

8.2 (一財)鹿児島県環境技術協会

1. 概要

昭和48年、鹿児島県、鹿児島県下全市町村、県内商工三団体（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会）が出捐し設立された。

環境に係る調査、測定分析、技術指導、普及啓発活動を行い、もって地域の良好な環境の保全に寄与することを目的としている。

この目的を達成するため次のような事業を行っている。

○環境問題の現状を把握する

環境測定調査（大気、悪臭、土壌、騒音・振動等の測定、交通量、景観調査、水質、底質、流量調査、潮流、波浪、漂砂調査）

生物調査（植物、哺乳類、鳥獣被害対策、魚介類、プランクトン、サンゴ、藻場等）

○よりよい環境を築く

環境創造（多自然川づくり、ビオトープ、藻場造成等）

環境計画策定（環境基本計画等）

環境情報処理（国土地理院地理情報システムを利用することによる情報処理）

開発事業環境アセスメント（港湾、ダム、河川、砂防等の各種アセスメント）

土木建設にともなう環境監視業務

解析・シミュレーション（潮流、水質汚濁等の予測、漂砂、海岸浸食の予測等）

○問題の原因となる有害物質等を正確に把握する

環境全般に対応するために（水質分析、土壌分析、大気・悪臭分析等）

安心安全な食のために（食品中残留農薬田成分一斉分析）

快適で安全な暮らしのために（飲料水分析、温泉分析、シックハウス原因物質分析等）

○環境について一緒に考える

環境保全に係る普及啓発活動（エコアクション21地域事務局、講習会・研修会の開催、環境学習の場への講師派遣等）

沿革

昭和48年5月	財団法人鹿児島県公害防止協会として設立
平成3年4月	財団法人鹿児島県環境技術協会に名称変更
平成16年4月	七ツ島に本部施設増設・事務所統合
平成16年6月	「鹿児島県地球温暖化防止推進センター」に指定
平成19年5月	「エコアクション21地域事務局かごしま」に指定
平成25年4月	一般財団法人鹿児島県環境技術協会に移行

県との取引等(平成29年度)

(単位:百万円、人)

所管課	県からの出資・出捐金	県からの補助金	県からの貸付金	県からの損失保証に係る債務残高	県からの損失補償に係る債務残高	県派遣職員数 (H30.4.1)
環境林務課	3					

2. 消費税申告及び決算の状況

消費税	項目	単位:千円		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	納税義務者かどうか	課税事業者	課税事業者	課税事業者
	課税方式	原則課税	原則課税	原則課税
	課税売上割合	98.6%	99.4%	98.9%
	控除税額の計算方法	個別対応方式	個別対応方式	個別対応方式
	特定収入割合	0.9%	0.7%	0.7%
	特定収入に係る仕入税額控除の計算	-	-	-
	消費税等額	32,725	37,024	32,283

正味財産増減計算書		単位：千円		
科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益	574,406	643,471	586,629	
事業収益	567,305	638,105	577,755	
雑収益	7,101	5,365	8,873	
(2) 経常費用	558,787	576,417	560,118	
①事業費	447,603	471,278	453,249	
報酬	2,498	1,968	1,963	
給料手当	160,435	170,655	165,199	
賃金	67,633	66,490	58,352	
法定福利費	33,682	34,506	34,346	
福利厚生費	1,454	1,364	1,302	
旅費交通費	24,070	21,814	18,291	
需用費	40,074	37,928	43,771	
役務費	9,774	4,837	5,276	
委託費	33,892	45,581	44,640	
賃借料	12,370	13,874	12,181	
負担金	1,089	958	1,265	
確定給付年金掛金	22,020	23,343	19,524	
減価償却費	38,484	47,268	46,361	
雑費その他	122	685	772	
②事業費	111,184	105,139	106,868	
報酬	10,437	8,465	7,856	
給料手当	43,764	44,715	48,425	
賃金	6,229	6,236	5,030	
法定福利費	9,188	9,430	9,420	
福利厚生費	648	642	1,164	
旅費交通費	1,524	1,675	1,545	
需用費	12,577	10,496	10,257	
役務費	4,893	3,906	3,279	
委託費	3,591	3,591	4,391	
賃借料	1,578	1,298	1,230	
確定給付年金掛金	6,300	4,412	4,450	
減価償却費	4,054	4,128	3,792	
租税公課	5,032	4,768	4,571	
雑費その他	1,363	1,373	1,446	
当期経常増減額	15,618	67,053	26,510	

科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	-	-	-
(2) 経常外費用	1,091	3,863	2,577
固定資産廃棄損	1,091	3,863	2,577
当期経常外増減額	△ 1,091	△ 3,863	△ 2,577
税引前当期一般正味財産増減額	14,526	63,189	23,933
法人税、住民税及び事業税	8,102	25,215	5,222
当期一般正味財産増減額	6,424	37,974	18,711
一般正味財産期首残高	1,330,281	1,336,705	1,374,679
一般正味財産期末残高	1,336,705	1,374,679	1,393,390
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	20,000	20,000	20,000
指定正味財産期末残高	20,000	20,000	20,000
III 正味財産期末残高	1,356,705	1,394,679	1,413,390

貸借対照表		単位：千円		
科 目		平成28年度	平成29年度	平成30年度
資産の部				
1	流動資産	509,234	600,217	585,764
	現金・普通預金	101,388	147,875	168,113
	定期預金	0	100,025	50,001
	預け金			50,065
	有価証券	122,000	62,000	43,934
	未収金	284,712	288,222	271,568
	貯蔵品	317	1,824	2,070
	その他流動資産	814	270	11
2	固定資産	919,625	910,054	891,980
	(1) 基本財産	10,000	10,000	10,000
	基本財産引当資産	8,000	8,000	8,000
	運用財産引当資産	2,000	2,000	2,000
	(2) 特定資産	250,271	270,271	280,271
	普及啓発事業積立金引当資産	100,000	100,000	100,000
	受託事業操出資産	10,000	10,000	10,000
	財団維持積立金引当資産	110,271	110,271	110,271
	建物建替積立金引当資産	30,000	50,000	60,000
	(3) 投資その他の資産	659,354	629,783	601,709
	建物	285,965	273,610	261,302
	構築物	3,231	2,905	2,580
	機械装置	129,833	110,522	97,931
	器具備品	27,768	30,189	27,339
	土地	210,985	210,985	210,985
	電話加入権	1,569	1,569	1,569
	資産合計	1,428,859	1,510,272	1,477,745
負債の部				
1	流動負債	72,154	115,592	64,355
	未払金	40,280	64,107	46,529
	未払消費税	7,953	12,480	4,515
	未払法人税等	8,102	25,215	5,222
	前受金	11,391	6,446	1,014
	預り金	4,426	7,343	7,072
2	固定負債	0	0	0
	負債合計	72,154	115,592	64,355
資本の部				
1	指定正味財産	20,000	20,000	20,000
	財団基本金	8,000	8,000	8,000
	運用基本金	2,000	2,000	2,000
	基本金	10,000	10,000	10,000
2	一般正味財産	1,336,705	1,374,679	1,393,390
	正味財産合計	1,356,705	1,394,679	1,413,390
	負債及び指定正味財産合計	1,428,859	1,510,272	1,477,745

3. 内部統制の状況

会計業務は総務課に2名、各課に1名ずついる担当者により行われている。非常勤の担当者もいるが公益法人会計ソフトに仕訳テンプレートが準備されており、日々の事務処理において不都合は生じていない。支出をともなう事象では事前決裁をすることが原則的なルールとされ、所属長、総務部門に回付・承認後、実際の支出行為が行われる。この一連の処理は会計ソフトと連動しており、必要な承認手続、資金の動きを即座に会計情報に反映できる体制ができている。また消費税の適用を誤らないために課非判定表も用いられている。

顧問税理士事務所の担当者による会計記録点検が2か月に1回の頻度で実施されており、重層的なチェックが機能している。

令和元年度の消費税引き上げ、軽減税率への準備は、顧問税理士による会計担当者に対する研修会、会計記録点検時の助言により概ね順調に進んでいるとのことである。

4. 監査の結果

指摘事項等は発見されなかった。

8.3 (公財)鹿児島県環境整備公社

1. 概要

廃棄物処理施設の整備を行うとともに廃棄物の処理その他廃棄物に関する各種事業を行うことにより、地球環境保全、自然環境保護及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的としており、廃棄物処理施設としてエコパークかごしまを運営している。エコパークかごしまは、県内唯一の産業廃棄物管理型最終処分場であり、平成26年12月に完成し、翌年1月に開業し、廃棄物の受入を開始している。

エコパークかごしまの概要

整備地	薩摩川内市川永野町
埋立地面積	約 40,700 m ²
埋立容量	約 840,000 m ³
廃棄物の埋立容量	約 600,000 m ³
埋立期間	約 15 年
整備費	約 96 億円

沿革

平成 6 年 3 月	設立
平成 23 年 7 月	エコパークかごしま着工
平成 25 年 4 月	公益財団法人へ移行
平成 26 年 12 月	エコパークかごしま完成

県との取引等(平成 29 年度)

(単位：百万円、人)

所管課	県からの 出資・出捐金	県からの 補助金	県からの 貸付金	県からの 債務保証に係 る債務残高	県からの 損失補償に係 る債務残高	県派遣職員数 (H30.4.1)
廃棄物・リサイクル対策課	17	4	5,917	0	0	11

職員は、すべて県からの出向者である。

2. 消費税申告及び決算の状況

消費税		単位：千円		
項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
納税義務者かどうか	課税事業者	課税事業者	課税事業者	
課税方式	原則課税	原則課税	原則課税	
課税売上割合	99.9%	99.9%	99.9%	
控除税額の計算方法	個別対応方式	個別対応方式	個別対応方式	
特定収入割合	0.4%	0.4%	0.4%	
特定収入に係る仕入税額控除の計算	-	-	-	
消費税等額	32,279	26,130	37,250	

正味財産増減計算書		単位：千円		
科目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益	892,674	786,070	959,774	
基本財産運用益	50	49	49	
事業収益	744,038	630,348	809,922	
受取補助金等	146,865	154,571	148,621	
雑収益	1,720	1,101	1,181	
(2) 経常費用	848,616	800,973	800,847	
①事業費	844,217	795,415	793,772	
役員報酬	6,321	6,321	6,321	
給料手当	12,518	13,238	14,665	
賃金	1,529	1,618	1,587	
福利厚生費	10,785	10,804	11,071	
旅費交通費	2,251	2,429	2,826	
会議費	94	88	145	
覆土費	11,593	32,141	16,955	
通信運搬費	552	642	779	
消耗品費	5,165	8,769	9,148	
修繕費	202	110	197	
印刷製本費	1,478	1,627	1,524	
燃料費	2,990	6,693	9,256	
光熱水費	730	826	776	
賃借料	139	243	217	
損害保険料	5,827	5,627	5,236	
諸謝金	80	74	556	
負担金	283	374	605	
委託費	297,353	258,267	280,289	
租税公課	103,387	93,759	91,109	
雑費	443	554	737	
減価償却費	309,868	310,205	310,250	
維持管理引当金繰入額	70,622	40,996	29,514	

正味財産増減計算書（続き）		単位：千円		
科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
②管理費	4,399	5,558	7,074	
役員報酬	776	815	810	
給料手当	1,344	1,422	1,575	
賃金	168	179	176	
福利厚生費	1,149	1,160	1,189	
旅費交通費	266	366	547	
会議費	21	7	21	
通信運搬費	55	69	80	
消耗品費	84	77	66	
修繕費	11	11	18	
印刷製本費	110	86	79	
燃料費	21	18	32	
光熱水費	78	88	83	
賃借料	8	5	4	
損害保険料	36	32	91	
諸謝金	162	848	1,750	
負担金			6	
委託費	59	75	514	
租税公課	17	33	6	
雑費	4	24	20	
減価償却費	22	235		
当期経常増減額	44,057	△ 14,903	158,927	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益		1,420		
受取損害保険料		1,420		
(2) 経常外費用		1,420		
災害復旧費		1,420		
当期経常外増減額				
当期一般正味財産増減額	44,057	△ 14,903	158,927	
一般正味財産期首残高	△ 1,008,941	△ 964,884	△ 979,787	
一般正味財産期末残高	△ 964,884	△ 979,787	△ 820,860	
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	△ 133,949	△ 142,024	△ 135,886	
当期指定正味財産増減額	△ 133,949	△ 142,024	△ 135,886	
指定正味財産期首残高	3,537,520	3,403,571	3,261,546	
指定正味財産期末残高	3,403,571	3,261,546	3,125,680	
III 正味財産期末残高	2,438,687	2,281,759	2,304,820	

貸借対照表

単位：千円

科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
資産の部			
1 流動資産	495,875	512,615	767,072
預金	164,130	204,371	459,689
未収金	57,754	67,879	83,670
前払費用	5,024	3,540	3,843
貯蔵品	268,965	236,824	219,869
2 固定資産	8,026,655	7,857,210	7,676,473
(1) 基本財産	50,000	50,000	50,000
預金	33,000	33,000	40,000
投資有価証券	17,000	17,000	10,000
(2) 特定資産	7,957,281	7,790,039	7,611,506
土地	990,071	990,071	990,071
建物	2,812,929	2,713,650	2,614,370
建物附属設備	92,256	82,592	72,927
構築物	2,408,886	2,298,842	2,188,799
機械及び装置	931,278	858,326	785,374
器具及び備品	8,698	5,386	2,075
ソフトウェア	30,620	19,124	7,627
車両運搬具	3,630	2,140	840
経営基盤安定特定資産	600,000	700,000	800,000
維持管理積立資産	78,909	119,905	149,419
(3) その他固定資産	19,373	17,170	14,967
リース資産	9,363	7,160	4,957
長期前払金	10,000	10,000	10,000
出資金	10	10	10
資産合計	8,522,530	8,369,825	8,443,546
負債の部			
1 流動負債	80,414	45,844	69,193
未払金	36,370	36,593	40,915
未払消費税等	32,279	1,921	17,652
預り金	9,561	5,125	8,421
1年以内返済予定リース債務	2,203	2,203	2,203
2 固定負債	6,003,429	6,042,222	6,069,533
長期借入金	5,917,360	5,917,360	5,917,360
長期リース債務	7,160	4,957	2,754
維持管理引当金	78,909	119,905	149,419
負債合計	6,083,843	6,088,066	6,138,726
正味財産の部			
1 指定正味財産	3,403,571	3,261,546	3,125,680
国庫補助金	1,420,962	1,358,547	1,299,033
県補助金	1,565,692	1,486,082	1,409,730
出捐金	416,916	416,916	416,916
2 一般正味財産	△ 964,884	△ 979,787	△ 820,860
正味財産合計	2,438,687	2,281,759	2,304,820
負債及び正味財産合計	8,522,530	8,369,825	8,443,546

3. 内部統制の状況

会計処理については、公益法人会計用の会計ソフトを利用している。総務課主査が起票し、事務局次長が承認している。入出金の担当及び承認も同様である。消費税の申告については、会計ソフトの機能を利用せず、会計事務所から提供されたワークシートを利用して、仕訳データを課税区分ごとに整理し、公社で消費税等申告書を作成している。消費税申告の担当及び承認も会計処理と同様である。消費税関連業務について、マニュアル等は整備されていないが、国税庁公表のパンフレットや書物で確認しているとのことである。

令和元年度の消費税法改正による複数税率や経過措置等に効率的に対応するために、同年度から会計ソフトの課税区分を利用して、消費税の申告書用データを作成するとのことである。

モニタリングについては、公社の機関として会計監査人（公認会計士）及び監事（2名）が設置されており、それぞれ監査を実施している。

4. 監査の結果

【指摘6】消費税等関係書類の保存期間について

1. 現状、問題点

消費税法において、帳簿の保存期間は課税期間の翌日から2か月を経過した月から7年間とされているが、文書管理表において帳簿類のうち伝票綴（請求）及び伝票綴（支出）等について保存期間を5年とし、同法が求める保存期間より短いものがあった。

また、仕入税額控除を実施しているが、この適用をうけるためには、帳簿の記載と請求書の保存が求められる（帳簿と請求書の記載要件については「2.消費税の概要」を参照）。

ただし公社は、平成26年度に課税事業者となり、消費税等の申告を開始しているため、実際に消費税等の申告の基礎となった帳簿等は現時点では廃棄されていない。

2. 改善案

文書管理表を改訂し、法が求める保存期間まで、保存されるよう改善すべきである。

【指摘7】課税区分ごとの取引内訳について

1. 現状

3. 内部統制の状況に記載のとおり、会計事務所から提供されたワークシートを利用して、仕訳データを課税区分ごとに整理、つまり収入については勘定科目ごとに、課税収入、非課税収入、特定収入及び資産の譲渡等以外の収入に区分し、支出についても勘定科目ごとに、課税仕入とその他に区分している。しかし、収入・支出の勘定

科目別の課税区分の内訳は保管されておらず、担当者にヒアリングを実施しないと確認できない状況であった。

このような状況から、平成30年度の収入・支出の集計表について、課税区分の集計の正確性について確認したところ、課税区分の誤りは僅少なものを除き、発見されなかった。

2. 問題点

収入・支出をどの課税区分で集計したのかわかるようにしておく必要があるが、担当者の交代や時間が経過すると、課税区分ごとに明細がないと説明が困難になるリスクがある。

3. 改善案

平成30年度以前については、仕訳データを加工する等により、同じ勘定科目で課税区分が異なる取引があるものについては、それぞれ内訳を作成し、保管すべきである。また、令和元年度以降については、会計ソフトにおいて課税区分を入力し、総勘定元帳等の帳簿に課税区分が表示され、課税区分ごとに集計されるため改善が図られている。

(意見8) 消費税の適切な申告体制の持続について

1. 現状、問題点

平成30年度の消費税申告業務を確認するに限り、現時点での申告体制について大きな問題は発見されなかった。しかし、公社は職員が県からの派遣社員のみで構成されていること、定期的な人事異動が予定され、現担当者が県に帰任した場合、消費税関連業務の経験者はおらず、経験者が県より着任される可能性は低いこと、さらに、通常人事異動は4月1日を実施され、人事異動から消費税の申告期限まで2か月間しかないことから、人事異動があっても申告の前提となる決算作業や申告業務が停滞しないように、体制を構築する必要がある。

2. 改善案

公社内で人事ローテーションを実施し、たとえ担当者が県に帰任しても経験者が常に公社に残ることが必要である。また、スムーズに業務の引継ぎが実施されるように、マニュアルや課税区分等の検討記録、消費税法改正時の当公社における留意点などを整備することが、適切な申告体制の持続に必要と考える。

8.4 (公財)鹿児島県林業担い手育成基金

1. 概要

事業目的

森林整備の担い手たる林業従事者の福利厚生の充実、技術・技能の向上、労働安全衛生の充実等を図ることにより、優れた地域林業担い手の育成・確保対策に貢献し、もって本県林業の振興による山林地域の活性化及び県土の保全や水源のかん養、環境保全等、森林の有する多様な公益的機能の維持・増進に寄与する。

主な事業内容

林業就労改善推進事業：認定事業体が雇用する林業従事者の社会保険料や退職共済掛金の助成

林業担い手育成事業：研修費の助成や林業労働力支援センターにおける研修の実施
森の研修館かごしま運営管理事業（指定管理者）

沿革

平成 5 年 7 月 財団法人として設立

平成 9 年 4 月 鹿児島県林業労働力確保支援センター設立

平成 25 年 4 月 公益財団法人へ移行

県との取引等（平成 29 年度）

（単位：百万円、人）

所管課	県からの 出資・出捐金 (H30. 3. 31)	県からの 補助金	県からの 貸付金	県からの 債務保証に係る 債務残高	県からの 損失補償に係る 債務残高	県派遣職員 (H30. 4. 1)
森林経営課	1,968	6	—	—	—	0

2. 消費税申告及び決算の状況

消費税	項目	単位：千円		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	納税義務者かどうか	課税事業者	課税事業者	課税事業者
	課税方式	原則課税方式	原則課税方式	原則課税方式
	課税売上割合	62.5%	64.7%	68.0%
	控除税額の計算方法	一括比例配分方式	一括比例配分方式	一括比例配分方式
	特定収入割合	1.0%	1.0%	1.0%
	特定収入に係る仕入税額控除の計算	—	—	—
	消費税等額	2,239	2,113	2,127

正味財産増減計算書		単位：千円		
科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益	117,535	137,877	131,603	
基本財産運用益	160	160	160	
特定資産運用益	26,910	26,263	23,586	
特定資産取崩収益	30,000	50,000	45,000	
受取補助金等	59,317	60,391	62,079	
その他	1,147	1,062	778	
(2) 経常費用	152,814	157,350	145,064	
①事業費	142,068	147,058	134,945	
給料手当	28,634	33,716	32,214	
賃金	6,130	4,448	5,500	
福利厚生費	4,923	5,345	4,818	
旅費交通費	2,696	2,835	3,014	
教材費	1,418	2,387	3,344	
消耗品費	2,131	2,072	2,653	
賃借料	3,644	4,486	4,746	
諸謝金	13,710	13,115	13,140	
支払助成金	64,251	61,830	48,213	
委託料	4,405	4,515	3,489	
手数料	2,102	3,043	3,553	
その他	8,018	9,259	10,254	
②管理費	10,746	10,292	10,118	
役員報酬	5,175	5,160	5,180	
給料手当	1,250	1,282	990	
賃借料	1,100	1,113	1,144	
その他	3,221	2,736	2,804	
当期経常増減額	△ 35,279	△ 19,472	△ 13,460	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	53,984	20,100	12,875	
投資有価証券売却益	53,984	20,100	12,875	
(2) 経常外費用	-	-	-	
当期経常外増減額	53,984	20,100	12,875	
当期一般正味財産増減額	18,704	627	△ 585	
一般正味財産期首残高	16,488	35,193	35,820	
一般正味財産期末残高	35,193	35,820	35,235	
II 指定正味財産増減の部				
(1) 一般正味財産への振替額	△ 100,846	1,282	19,486	
(2) 基本財産等評価損益	△ 30,000	△ 50,000	△ 45,000	
当期指定正味財産増減額	△ 130,846	△ 48,717	△ 25,513	
指定正味財産期首残高	2,296,862	2,166,015	2,117,297	
指定正味財産期末残高	2,166,015	2,117,297	2,091,783	
III 正味財産期末残高	2,201,209	2,153,118	2,127,019	

※ 正味財産増減計算書 受取補助金等には受託収益が含まれる(H30 56,205千円)

当初は基本財産及び特定資産の運用益を事業の財源としていたが、長引く低金利により資産運用益が思うように獲得できなくなったため、近年は特定資産である投資有価証券を売却し、売却額を事業資金に充当している。

貸借対照表		単位：千円		
科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
資産の部				
1 流動資産	40,052	44,437	40,348	
現金預金	39,564	43,848	39,908	
その他	488	589	440	
2 固定資産	2,166,165	2,117,447	2,091,933	
(1) 基本財産	11,840	11,911	12,028	
投資有価証券	11,840	11,911	12,028	
(2) 特定資産	2,154,175	2,105,386	2,079,755	
投資有価証券	1,486,066	1,537,277	1,536,727	
預金	668,108	568,108	543,028	
(3) その他固定資産	149	149	149	
資産合計	2,206,217	2,161,884	2,132,282	
負債の部				
1 流動負債	5,008	8,766	5,263	
未払金	3,555	5,177	1,480	
預り金	1,453	3,588	3,783	
負債合計	5,008	8,766	5,263	
正味財産の部				
1 指定正味財産	2,166,015	2,117,297	2,091,783	
基本財産評価損益	1,854	1,925	2,042	
特定資産評価損益	136,195	137,406	156,775	
出捐金	2,027,965	1,977,965	1,932,965	
2 一般正味財産	35,193	35,820	35,235	
正味財産合計	2,201,209	2,153,118	2,127,019	
負債及び指定正味財産合計	2,206,217	2,161,884	2,132,282	

3. 内部統制の状況

消費税額の算定に当たり、当法人は会計ソフト上で消費税を区分しておらず、決算時に科目別に消費税を手集計している(令和元年度より会計ソフトの仕訳入力時に消費税を登録する方法に変更済)。

本部、支援センター別に科目別の課税区分一覧表をエクセルで作成し、これに基づき法人全体の消費税計算書をエクセルで作成している。消費税計算書に基づき申告書作成後、会計事務所に内容チェックを依頼し、申告書の正確性を担保している。作成済の申告書は常務理事の承認を受けた後、提出及び納税される。

4. 監査の結果

(意見9) 消費税課税区分検討対象の網羅性について

1. 現状

支援センターでの宿泊研修において、研修参加者よりテキスト代、食事代、寝具クリーニング代を徴収している。これらは利用者からの実費相当額の預り金であり、収支タイミングはひも付きではないものの、結果として預り金通帳の期末残高もゼロであるため消費税の対象外としている。

2. 問題点

当該預り金の収支については支援センター内での承認手続が行われており、通帳残高照合についても管理担当者以外の第三者が定期的に照合している。しかし、預り金の入出金は帳簿外取引のため、本部担当者は当該預り金の詳細については把握していなかった。このため、会計事務所に情報は提示されず、消費税の課税区分の検討も行われていない。立替金や預り金等は、たとえ簿外取引であっても消費税の課税区分を一度検討しておくことが必要と考える。

3. 改善案

消費税課税対象の検討を正確に行うためには、入出金を漏れなく把握・集計することが必要であるが、当該取引は本部より物理的に離れている支援センターで簿外取引としているがゆえに、本部から取引情報が見えず検討対象から漏れていた。今後は、会計事務所とも相談・協議のうえ、預り金収入及び預り金支出として帳簿計上することや、本部と支援センターの情報共有を図ることを検討されたい。加えて、消費税課税区分の検討内容及び検討結果を文書で残しておくべきと考える。

【指摘8】 課税売上割合の算定について

1. 現状

消費税の課税売上割合の計算に際し、有価証券の譲渡対価の5%を非課税売上とすべきところを有価証券売却益の5%を非課税売上としていた。

2. 問題点

前述のとおり、消費税をエクセルシートで手計算しているが、シート上の課税売上割合の計算シートの見出しが有価証券売却益とされていたことによる単純な誤計算と考えられる。

3. 改善案

令和元年度より、会計ソフトへの仕訳入力時に消費税の課税区分を入力する方法に変更になるため、課税売上割合や消費税額は会計ソフト上で自動集計される。しかし、有価証券売却額を課税売上割合の自動計算に正しく含めるためには、通常の売却仕訳に加えて特殊な追加仕訳が必要になるため、入力時のミスを防ぐことが重要となる。このため、特に有価証券関連仕訳について、使用する勘定コードや仕訳入力時の留意点などを会計事務所と慎重

に検討し、マニュアルとして記録しておくべきと考える。これは、単年度の事務の正確性を担保するだけでなく、今後の事務ローテーション時の引継ぎにも有用である。

8.5 (公財)鹿児島県民総合保健センター

1. 概要

県民の健康管理と保持増進を図るため、総合健診、外来精密健診、健康啓発、その他事業を行い、もって県民の公衆衛生及び福祉の増進に寄与することを目的として、昭和59年11月に鹿児島県・鹿児島県医師会・結核予防会鹿児島県支部・鹿児島県成人病予防協会の四者により財団法人として設立され、昭和61年4月に、「県民の健康を守る拠点施設」として県民総合保健センターを開設した。平成24年4月に公益財団法人に移行している。

表 8.5.1 平成30年度 事業概要

【集団検診事業】	①地域住民向け巡回健診（結核検診、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、腹部超音波検診、前立腺がん検査、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検査、特定健康診査、特定保健指導） ②職域向け巡回健診（一般健康診断、生活習慣病予防健診、ストレスチェック、特殊健康診断、各種健康診断） ③学校保健（腎臓健診、心臓健診）
【施設健診事業】	①人間ドック ②施設健診（精密検査、健康診断、健康相談、ストレスチェック、腸内細菌検査、水質検査レジオネラ等、先天性代謝異常等検査）
【健康啓発事業】	①複十字シール運動 ②対がん協会維持会員 ③健康教育（講師の派遣、研修会・講習会・各種大会の開催） ④広報活動 ⑤全国がん登録 ⑤ 県民健康プラザ健康増進センター

県との取引等(平成29年度)

(単位：百万円、人)

所管課	県からの 出資・出捐 金	県からの 補助金	県からの 貸付金	県からの 債務保証に係 る債務残高	県からの 損失補償に係 る債務残高	県派遣職員数 (H30.4.1)
健康増進課	5	0	0	0	0	2

2. 消費税申告及び決算の状況

消費税		単位：千円		
項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
納税義務者かどうか	課税事業者	課税事業者	課税事業者	
課税方式	原則課税	原則課税	原則課税	
課税売上割合	99.4%	99.4%	99.4%	
控除税額の計算方法	個別対応方式	個別対応方式	個別対応方式	
特定収入割合	1.1%	0.1%	0.1%	
特定収入に係る仕入税額控除の計算	-	-	-	
消費税等額	133,639	138,027	134,791	

正味財産増減計算書		単位：千円		
科目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常損益の部				
(1) 経常収益	2,565,277	2,509,964	2,534,529	
基本財産運用益	2	2	1	
受取寄付金	1,830	1,760	1,761	
事業収益	2,338,013	2,288,484	2,316,965	
受取補助金等	195,760	195,595	192,785	
受取負担金等	0	0	198	
雑収益	29,671	24,120	22,817	
(2) 経常費用	2,660,529	2,558,846	2,564,506	
①事業費	2,638,987	2,537,741	2,544,166	
給料手当	784,884	789,905	811,487	
法定福利費	163,707	164,788	180,747	
退職給付費用	159,410	99,940	84,103	
賞与引当繰入額	74,047	76,618	80,389	
福利厚生費	10,224	10,746	10,892	
会議費	0	0	669	
減価償却費	163,425	155,696	137,009	
医薬材料費	135,386	134,304	126,755	
旅費交通費	61,507	62,185	58,964	
光熱水料費	52,516	51,959	51,638	
需用費	142,154	128,929	139,803	
役務費	72,955	74,427	76,963	
賃金	526,639	499,509	499,941	
交際費	3,060	2,048	1,391	
諸謝金	2,365	1,714	2,064	
委託費	211,484	219,783	217,667	
研修研究費	6,986	6,645	6,599	
租税公課	3,359	3,617	3,669	
研究助成費	4,800	4,100	4,100	
消耗什器備品費	14,148	3,965	2,860	
借地料	8,471	8,642	8,813	
使用料賃貸料	29,220	29,532	29,498	
健康啓発費	2,000	2,000	2,000	
負担金	4,780	5,220	4,595	
会費	1,438	1,449	1,537	
未収入貸倒額	10	9	0	

② 管理費	21,542	21,105	20,339
給料手当	12,118	12,094	11,666
法定福利費	1,653	1,664	1,825
退職給付費用	1,610	1,009	849
賞与引当繰入額	968	993	939
福利厚生費	101	107	108
会議費	1,251	1,195	1,106
減価償却費	617	621	597
光熱水料費	179	180	184
需用費	115	117	90
役務費	180	180	175
諸謝金	1,679	1,920	1,781
委託費	104	357	362
租税公課	11	43	23
消耗什器備品費	2	2	4
借地料	380	388	396
使用料賃貸料	58	60	59
負担金	390	30	30
会費	118	138	138
当期経常増減額	△ 95,251	△ 48,882	△ 29,976
2. 経常外損益の部			
(1) 経常外収益	18	0	0
固定資産売却益	18	0	0
(2) 経常外費用	0	0	△ 312
固定資産除却損	0	0	△ 312
当期経常外増減額	18	0	△ 312
当期一般正味財産増減額	△ 95,233	△ 48,882	△ 30,289
一般正味財産期首残高	998,564	903,331	854,448
一般正味財産期末残高	903,331	854,448	824,158
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	24,894	0	0
一般正味財産への振替額	27,012	26,358	18,384
当期指定正味財産増減額	△ 2,118	△ 26,358	△ 18,384
指定正味財産期首残高	75,455	73,337	46,979
指定正味財産期末残高	73,337	46,979	28,595
III 正味財産期末残高	976,668	901,427	852,754

貸借対照表

単位：千円

科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
資産の部			
1 流動資産	689,378	737,867	712,015
現金預金	439,237	471,255	443,962
未収金	241,019	257,017	259,139
前払金	4,427	4,024	4,413
貯蔵品	4,158	5,030	3,928
立替金	0	3	35
仮払金	535	537	535
2 固定資産	1,550,150	1,479,561	1,477,726
(1) 基本財産	10,000	10,000	10,000
基本財産積立預金(指定)	10,000	10,000	10,000
(2) 特定資産	510,724	484,366	465,981
退職給付引当預金	447,386	447,386	447,386
車両運搬具	63,337	36,979	18,595
(3) その他の固定資産	1,029,426	985,194	1,001,744
建物	34,361	27,458	20,555
構築物	856	799	1,123
車両運搬具	100,791	88,896	144,703
什器備品	196,865	151,488	118,810
電話加入権	80	80	80
出資金	10	10	10
減価償却引当預金	258,200	258,200	258,200
施設設備引当預金	438,260	458,260	458,260
資産合計	2,239,529	2,217,429	2,189,742
負債の部			
1 流動負債	411,055	454,942	524,409
リース未払金	118,062	92,386	152,551
未払金	197,600	257,818	268,561
仮受金	4	43	0
預り金	12,381	11,554	13,697
未払消費税	7,990	15,528	8,269
賞与引当金	75,016	77,611	81,328
2 固定負債	851,805	861,058	812,578
退職給付引当金	851,805	861,058	812,578
負債合計	1,262,860	1,316,001	1,336,987
正味財産の部			
1 指定正味財産	73,337	46,979	28,595
(うち基本財産への充当額)	(10,000)	(10,000)	(10,000)
(うち特定資産への充当額)	(63,337)	(36,979)	(18,595)
2 一般正味財産	903,331	854,448	824,158
(うち特定資産への充当額)	(447,386)	(447,386)	(447,386)
正味財産合計	976,668	901,427	852,754
負債及び正味財産合計	2,239,529	2,217,429	2,189,742

3. 内部統制の状況

会計処理については、公益法人会計用の会計ソフトを利用している。消費税の申告については、会計ソフトの機能を利用し仕訳データを課税区分ごとに整理した上で、顧問税理士にて消費税等申告書を作成している。

令和元年度の消費税法改正による複数税率や経過措置等に効率的に対応するために、同年度から会計ソフトのバージョンアップを行い新たな課税区分を利用して、消費税の申告書用データを作成するとのことである。

モニタリングについては、公社の機関として監事（2名）が設置されており、それぞれ監査を実施している。

4. 監査の結果

指摘事項等は発見されなかった。

8.6 鹿児島県信用保証協会

1. 概要

事業目的

中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

主な事業内容

- ① 中小企業者等が銀行その他金融機関に対する債務の保証
- ② 中小企業者等の債務を金融機関が保証する場合の当該保証債務の保証
- ③ 金融機関が日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に貸付を行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入による債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証
- ④ 中小企業者等が発行する社債のうち、金融機関が引き受けるものに係る保証

沿革

- 昭和23年12月 大蔵大臣による許可。社団法人として設立
 昭和25年 2月 財団法人へ改組
 昭和29年 8月 信用保証協会法の制定に伴い、特殊法人となる

県との取引等(平成29年度)

(単位：百万円、人)

所管課	県からの 出資・出捐金	県からの 補助金	県からの 貸付金	県からの 債務保証に係る 債務残高	県からの 損失補償に係る 債務残高	県派遣職員 (H30.4.1)
経営金融課	3,708	71	-	-	-	0

2. 消費税申告及び決算の状況

消費税	項目	単位：千円		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	納税義務者かどうか	免税事業者	免税事業者	免税事業者
	課税方式	-	-	-
	課税売上割合	-	-	-
	控除税額の計算方法	-	-	-
	特定収入割合	-	-	-
	特定収入に係る仕入税額控除の計算	-	-	-
	消費税等額	-	-	-

収支計算書		単位：千円		
科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
(1) 経常収入	2,608,319	2,453,566	2,361,619	
保証料	1,843,690	1,733,673	1,646,698	
有価証券利息配当金	286,399	260,649	251,621	
損害金	10,127	8,161	8,000	
事務補助金	70,914	70,746	81,915	
責任共有負担金	367,193	345,956	345,499	
その他	29,996	34,381	27,885	
(2) 経常支出	1,938,674	1,896,969	1,849,607	
業務費	766,912	779,009	784,803	
役職員給与	409,502	421,350	428,506	
退職給与引当金繰入	37,861	38,919	36,821	
その他人件費	110,296	109,292	111,189	
事務費	46,837	45,250	42,921	
賃借料	39,325	36,408	34,263	
債権管理費	35,962	40,516	35,512	
指導普及費	25,338	25,124	32,124	
負担金	50,325	49,921	53,032	
その他	11,466	12,229	10,435	
信用保険料	1,081,858	1,030,105	977,472	
責任共有負担金納付金	84,631	73,540	79,914	
その他	5,272	14,314	7,417	
経常収支差額	669,644	556,596	512,011	
(1) 経常外収入	4,110,526	3,539,270	3,825,010	
償却求償権回収金	113,821	130,515	97,076	
責任準備金戻入	1,064,676	1,007,595	902,611	
求償権償却準備金戻入	214,470	162,545	158,956	
求償権補てん金戻入	2,717,557	2,238,613	2,666,365	
(2) 経常外支出	4,329,720	3,862,300	4,191,541	
求償権償却	3,139,552	2,776,224	3,126,681	
雑勘定償却	19,223	23,943	12,398	
退職金	804	563	23	
責任準備金繰入	1,007,595	902,611	850,890	
求償権償却準備金繰入	162,545	158,956	201,548	
経常外収支差額	△ 219,193	△ 323,030	△ 366,530	
当期収支差額	450,450	233,566	145,480	
収支差額変動準備金繰入額	225,000	116,000	72,000	
基本財産繰入額	225,450	117,566	73,480	

貸借対照表		単位：千円		
科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
資産の部				
預け金	5,838,467	5,797,159	5,087,670	
有価証券	21,197,535	21,198,210	21,701,280	
動産不動産	8,135	6,390	5,172	
損失補償金見返	2,892,173	3,031,697	3,158,372	
保証債務見返	160,462,240	149,618,341	140,735,265	
求償権	650,451	602,163	660,196	
雑勘定	623,791	585,290	541,273	
資産合計	191,672,794	180,839,252	171,889,231	
負債の部				
基本財産	15,336,391	15,453,958	15,527,439	
収支差額変動準備金	6,951,100	7,067,100	7,139,100	
責任準備金	1,007,595	902,611	850,890	
求償権償却準備金	162,545	158,956	201,548	
退職給与引当金	603,128	637,585	594,033	
損失補償金	2,892,173	3,031,697	3,158,372	
保証債務	160,462,240	149,618,341	140,735,265	
雑勘定	4,257,620	3,969,001	3,682,581	
負債及び指定正味財産合計	191,672,794	180,839,252	171,889,231	

全国的に保証債務残高は減少傾向にある。当協会においても保証承諾、保証債務残高は3年度連続減少し、保証料収入は減少が続いている。加えて低金利を反映して有価証券運用益も減少傾向にある。

信用保証協会は、消費税法別表第三に掲げる法人であり、納税義務者である。しかし、課税期間に係る基準期間又は特定期間の課税売上高が1,000万円（免税点）に満たないことから、免税事業者としている（消法9の2①）

主な経常収入である保証料収入、有価証券受取利息配当金は消費税法上非課税または不課税取引である。その他の収入項目についても、平成30年度の基準期間である平成28年度及び特定期間である平成29年度上半期において、1,000万円を超える課税売上は見られなかった。

3. 内部統制の状況

当法人は免税事業者であることから、必然的に税込経理を採用している。出納及び経理事務に関する処理は、法人内部の監査員により毎年度監査を受けている。平成29年度及び30年度の監査結果通知書を閲覧した結果、経理事務に関する指摘事項はなかった。

4. 監査の結果

指摘事項等は発見されなかった。

8.7 (公社) 鹿児島県農業・農村振興協会

1. 概要

農林業等担い手の確保及び育成、農林業技術の改善、県産農林水産物等の安心・安全などに関する事業を行い、県農林業・農山村の振興及び県民福祉に寄与することを目的としている。実施している事業は以下のとおりである。

① 農業後継者確保・育成対策に関する事業

農業後継者の確保・育成を図るため就農アドバイザー等を設置し、県内外の就農相談に随時対応するとともに、農業後継者がいない農業経営者の経営資産を第三者へ橋渡しするなどの支援活動を行っている。また、農業後継者等の就職確保・育成のために、各種助成事業を実施している。

② 担い手農家の経営改善・向上に関する事業

担い手農家の経営改善・向上を図るため、個々の経営診断や市町村農業公社の活動支援、経営構造対策事業完了後の経営管理指導、農産物直売所の管理運営マネジメント活動、農業労働力確保の支援等を行っている。

この支援等の中で、自ら生産した農林水産物の加工や直売等、6次産業化⁴²に取り組む農林漁業者等を支援するため、「鹿児島6次産業化サポートセンター」を設置・運営している。6次産業化の推進のために、県内の専門家を6次産業化プランナーとして登録し、農林漁業者等へ派遣を行うとともに、総合化事業計画認定者のフォローアップ等を行っている。



6次産業化プランナーロゴマーク

③ 農林業技術の改善向上・定着に関する事業

農林業に関わる技術者の技術向上や連携強化を図るため、農林業に関わる技術指導者が地区・市町村毎の統一組織として農林業技術員連絡協議会(技連会)を設置し、各種研修会の開催や機関誌の発行等を行っている。

④ 県農林水産物や加工食品等の安心・安全等に関する事業

「かごしまの農林水産物認証制度(以下、「K-GAP」とする)」の認証機関として県の指定を受け、安心安全の基準に基づき、審査・判定・認証の業務を行うとともに、県内に古くからある伝統的な製法や独自の技術により生産された食品を「ふるさと認証食品」として認証する業務を行っている。



K-GAPマーク

⁴² 第1次産業が主体となって、第2次産業(食品加工業)、第3次産業(流通販売業)の技術・知識を取り入れながら、単独又は共同で行う事業活動
1次産業×2次産業×3次産業=6次産業

※かごしまの農林水産物の審査・認証

K-G A Pの審査・認証機関として当協会が指定され、県が定めた基準に基づいて、申請のあった生産者に対して審査・認証を行っている。

沿革

平成13年3月	任意団体して設立
平成14年4月	公益法人として認可
平成16年7月	事務所を谷山から県庁内に移転
平成16年8月	K-G A Pにおける審査・認証機関に指定
平成23年4月	公益社団法人へ移行
平成26年5月	6次産業化推進部の設置
平成30年4月	県農業労働力支援センターの設置

県との取引等(平成29年度)

(単位：百万円、人)

名称	所管課	県からの 出資・出捐金	県からの 補助金	県からの 貸付金	県からの 債務保証に係 る債務残高	県からの 損失補償に係 る債務残高	県派遣職員数 (H30.4.1)
(公社)鹿児島県農業・農村振興協会	農政課	500	23	34	0	0	1

2. 消費税申告及び決算の状況

消費税 項目	単位：千円		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
納税義務者かどうか	免税事業者	免税事業者	免税事業者
課税方式	—	—	—
課税売上割合	—	—	—
控除税額の計算方法	—	—	—
特定収入割合	—	—	—
特定収入に係る仕入税額控除の計算	—	—	—
消費税等額	—	—	—

* 「【指摘9】鹿児島6次産業化サポートセンター運営業務事業収益について」参照

正味財産増減計算書		単位：千円		
科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益	100,459	106,778	98,312	
① 基本財産運用益	11,086	17,802	9,656	
② 受取会費	16,095	16,145	16,058	
③ 事業収益	49,247	49,265	49,732	
うち農林水産物認証受取手数料	16,349	16,433	16,659	
うち鹿児島6次産業化サポートセンター運営 業務事業収益	17,300	19,070	14,943	
④ 受取補助金	23,116	22,692	21,616	
⑤ 受取寄付金	100	100	100	
⑥ 雑収益	812	773	1,149	
(2) 経常費用	107,436	101,976	100,077	
① 事業費	107,439	101,952	100,087	
② 期首貯蔵品棚卸高	97	101	78	
③ 期末貯蔵品棚卸高	△ 101	△ 78	△ 89	
当期経常増減額	△ 6,977	4,802	△ 1,763	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
(2) 経常外費用				
当期経常外増減額				
当期一般正味財産増減額	△ 6,977	4,802	△ 1,763	
一般正味財産期首残高	16,649	9,671	14,474	
一般正味財産期末残高	9,671	14,474	12,710	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額				
当期正味財産期首残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
当期正味財産期末残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
III 正味財産期末残高	1,009,671	1,014,474	1,012,710	

貸借対照表		単位：千円		
科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
資産の部				
1 流動資産	11,789	15,444	13,756	
預金	4,116	10,071	8,379	
未収金	7,572	5,295	5,287	
貯蔵品	101	78	89	
2 固定資産	1,036,629	1,036,784	1,030,330	
(1) 基本財産	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
投資有価証券	1,000,000	865,000	1,000,000	
大口預金		135,000		
(2) 特定資産	36,431	36,586	30,132	
退職給付引当資産	2,148	2,303	2,461	
資金貸付金	24,165	18,759	14,371	
資金貸付保有財産	10,118	15,524	13,300	
(3) その他固定資産	198	198	198	
電話加入権	198	198	198	
資産合計	1,048,419	1,052,229	1,044,086	
負債の部				
1 流動負債	2,315	1,168	1,244	
未払金	2,315	1,168	1,244	
2 固定負債	36,431	36,586	30,132	
県貸付借入金	34,283	34,283	27,671	
退職給付引当金	2,148	2,303	2,461	
負債合計	38,747	37,755	31,376	
正味財産の部				
1 指定正味財産	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
出捐金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
2 一般正味財産	9,671	14,474	12,710	
正味財産合計	1,009,671	1,014,474	1,012,710	
負債及び正味財産合計	1,048,419	1,052,229	1,044,086	

3. 内部統制の状況

会計処理については、公益法人会計用の会計ソフトを利用している。書記が起票し、専務理事まで最終承認している。決算業務のモニタリングについては、協会の機関として監事（3名、うち1名は税理士）が設置されており、監事監査を実施している。

4. 監査の結果

【指摘9】鹿児島6次産業化サポートセンター⁴³運營業務事業収益（以下、「6次産業化事業収益」とする）について

1. 現状

6次産業化事業収益は、県からの受託事業収益である。この取引について、協会は非課税取引と判断している。その理由は、次のとおりである。

- この受託業務は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」に基づく総合化事業計画（以下、「総合化事業計画」とする）の認定を目指す農林漁業者等に対して、認定に向けた支援業務が含まれる。
- この支援業務の収益が、非課税取引の「国等の手数料等」にあたると判断した。

しかし、県と協会との業務委託契約書を確認したところ、業務委託料の項目に消費税等が含まれる旨の記載があった。そこで、所管課の県農政課にこの取引の課税区分を確認したところ、「協会から「課税事業者届出書」の提出があったため、課税事業者として契約した。」との回答を得た。

取引の課税区分と課税事業者は、「2 消費税の概要」に記載のとおり直接関係はなく、県は特に課税区分の判断は実施していないとのことであった。

2. 問題点

i. 「国等の手数料等」⁴⁴棒線参照の要件は、以下のとおりである。

- ① 事業者要件
- ② 料金の徴収
- ③ 事務の内容

⁴³ 「6次産業化サポートセンター」については、1 概要②参照

⁴⁴ 消費税法第6条1項 非課税取引

国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第1に掲げるものには、消費税を課さない。

同法別表第一 抜粋 下線、カッコ書きは監査人追加

五 次に掲げる役務の提供

イ 国、地方公共団体、別表第三に掲げる法人（①事業者要件）その他法令に基づき国若しくは地方公共団体の委託若しくは指定を受けた者が、法令に基づき行う次に掲げる事務に係る役務の提供（③事務の内容1）で、その手数料、特許料、申立料その他の料金の徴収が法令に基づくもの（政令で定めるものを除く。）

(1) 登記、登録、特許、免許、許可、認可、承認、**認定**（③事務の内容2）、確認及び指定

ロ イに掲げる役務の提供に類するものとして政令で定めるもの

同法施行令第12条 抜粋

2 法別表第1第5号ロに規定する政令で定める役務の提供は、次に掲げる役務の提供とする。

二 国、地方公共団体、法別表第3に掲げる法人（A事業者要件）

その他法令に基づき国又は地方公共団体の委託又は指定を受けた者が法令に基づき行う次に掲げる事務に係る役務の提供

イ 登録、認定、確認、指定、検査、検定、試験、審査及び講習（以下この号において「登録等」という。）のうち次のいずれかに該当するもの

(3) 法令において、当該登録等により一定の規格に該当するものとされた資産以外の資産は、当該規格に係る表示を付し、又は名称を使用することができないこととされているもの。（B事務の内容）

このうち③事務の内容について、確かに法令に基づいた総合化事業計画の認定に向けた支援を実施しているが、認定そのものを実施しているわけではない。よって、非課税取引には該当せず、課税取引と判断される可能性がある。

- ii. この取引を非課税取引として判断していたのであれば、県と協議し契約書から消費税等の表記を削除し、県及び協会との課税区分の判断と契約書の記載を統一すべきである。
- iii. 平成28年度は免税事業者として消費税等の申告を実施していないため、県に「課税事業者届出書」ではなく「免税事業者届出書」を提出すべきであった。

3. 改善案

- i. この取引の課税区分について、上記1の根拠で非課税取引の要件を満たすのか、協会は再度検討を実施し、必要に応じて顧問税理士等の専門家の見解や、税務署に質疑し文書回答等を求めるべきである。
- ii. 今後、iで判断した課税区分により、契約書等関連文書の記載も統一すべきである。また、他にも非課税取引及び不課税取引と判断している取引で、契約書に消費税等の記載があるものについては、この取引と同様に課税区分の検討を実施し、課税区分と契約書の記載が異なるものについては、記載を変更すべきである。
- iii. 県との委託取引及び補助金申請について「課税事業者届出書」、「免税事業者届出書」のいずれかの提出によって、金額が異なる場合もあるため、正確な届出書の提出が求められる。

なお、6次産業化事業収益は、平成28年度で17,300千円（税込）である。この取引が課税取引であるならば、課税取引が10,000千円以上であるため、平成30年度は免税事業者ではなく、課税事業者と判断されるため、消費税等の申告が必要と考えられる。

【指摘10】農林水産物認証受取手数料の徴収について

1. 現状、問題点

農林水産物認証受取手数料は、K-GAP⁴⁵の審査・認証手数料である。この手数料について、協会は「国等の手数料等」⁴⁴点線参照に該当するとして非課税取引としている。しかし、協会が規定する「K-GAP審査・認証取扱い要領」において、この審査・認証手数料に「消費税込み」と記載し、課税取引と判断される表記がなされていた。審査・認証手数料をこのように表示している理由は、消費税等を転嫁しているという意味で記載しているとのことである。

⁴⁵ 「K-GAP」については、1 概要④参照

なお、協会が「国等の手数料等」に該当すると判断した理由は、以下のとおりである。

A事業者要件について協会は、公益社団法人であり、消費税法別表第三に掲げる法人である。

B事務の内容について、K-GAPは、法令において、当該特定事務により一定の型式又は規格に該当するものとされた資産以外の資産は当該型式又は規格に係る表示を付し、又は名称を使用することができない。

2. 改善案

協会はこの取引の課税区分について、非課税取引の要件を満たすのか、K-GAPの法令の定め等を県に確認し、必要に応じて顧問税理士等の専門家の見解や、税務署に質疑し文書回答等を求めるべきであると考えられる。

上記で判断した課税区分により、「K-GAP審査・認証取扱い要領」の記載の修正を検討すべきであると考えられる。

(意見10) 消費税の届出・申告の承認について

1. 現状、問題点

過去の消費税等の届出や申告を確認したが、決裁文書等が整備されていなかった。

2. 改善案

実質的には、顧問税理士から説明を受けて届出・申告時に確認していたとのことである。今後は決裁文書等を整備し、業務運営規程で定める職務分掌どおりに決裁されたことを示す必要がある。

8.8 (公財)鹿児島県地域振興公社

1. 概要

農用地の利用の効率化及び高度化、畜産基盤等の整備、公の施設の管理運営、緑地等の景観維持等に関する事業を行うことにより、本県農業・農村の発展と豊かで安らぎのある県民生活の確保を図り、もって地域の振興に寄与することを目的としている。昭和43年6月に財団法人鹿児島県開発公社として設立、平成7年に財団法人鹿児島県地域振興公社に改称し、平成25年4月に公益財団法人鹿児島県地域振興公社に移行した。公益目的事業として農地中間管理事業⁴⁶、農地売買等事業⁴⁷、畜産公共事業⁴⁸、フラワーパークかごしま管理運営事業⁴⁹、公園等管理運営事業⁵⁰を実施するとともに、収益事業として緑地等管理受託事業⁵¹、フラワーパーク売店運営事業⁵²、駐車場等運営事業⁵³を実施している。

沿革

昭和43年6月	財団法人鹿児島県開発公社 設立
昭和46年	農地保有合理化法人の指定
平成 7年	財団法人鹿児島県地域振興公社へ改称
平成25年4月	公益財団法人鹿児島県地域振興公社へ移行
平成26年3月	農地中間管理機構の指定

⁴⁶ 規模縮小や離農する農家等から農用地を借り入れて、通常期5回、臨時期3回の8回公募を行い、意欲ある担い手に当該農用地の貸付を実施。

⁴⁷ 規模縮小や離農する農家等から農用地を買い入れ、意欲のある担い手に当該農用地の売り渡しを実施。

⁴⁸ 今後とも安定的に畜産の発展が見込まれる地域において、地域の核となる畜産経営体の育成や畜産物の安定的な生産を図るため、飼料基盤や家畜飼養管理施設を整備するとともに、地域資源リサイクルシステムの構築により、畜産による環境汚染の防止と地域住民の生活環境保全に資するため、総合的な畜産環境整備を行う事業を実施。

⁴⁹ 鹿児島県との基本協定書に基づき、フラワーパークかごしまにおける利用者の安全確保を第一に、将来を見据えた園内の適切な管理や、利用者の多様なニーズに応えるためのイベントの実施などを行い、県民に花と緑に親しむ憩いの場の提供、花の生産振興、観光振興の三つの機能が発揮できるよう管理運営を実施。

⁵⁰ 県や市町村との基本協定書に基づき、吹上浜海浜公園・大隅広域公園・北薩広域公園における巡視活動や清掃を徹底し、安全で快適な公園環境を提供するとともに、管理に携わる一人一人が各公園や施設の特徴、役割を十分理解し公園のコンセプトにあったイベントを実施するなど、地域や利用者から信頼される管理運営を実施。

⁵¹ ふれあいとゆとりの道づくり（路傍樹育成保全）など13地区を受託し、花壇、緑地、修景施設等の適正な管理を実施。

⁵² フラワーパークかごしまへの来園者に、特産品や地元産品、鉢物等の陳列・販売を実施。

⁵³ にわ都市駐車場、名山駐車場、公社ビル、吉野格納庫跡の管理運営を実施。

県との取引等(平成29年度)

(単位:百万円、人)

所管課	県からの 出資・出捐 金	県からの 補助金	県からの 貸付金	県からの 債務保証に係 る債務残高	県からの 損失補償に係 る債務残高	県派遣職員数 (H30.4.1)
農村振興課	19	1,484	0	0	118	6

2. 消費税申告及び決算の状況

消費税

単位:千円

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
納税義務者かどうか	課税事業者	課税事業者	課税事業者
課税方式	原則課税	原則課税	原則課税
課税売上割合	77.1%	68.3%	63.2%
控除税額の計算方法	一括比例配分方式	一括比例配分方式	一括比例配分方式
特定収入割合	47.1%	40.9%	38.2%
特定収入に係る仕入税額控除の計算	-	-	-
消費税等額	47,700	43,701	41,210

正味財産増減計算書

単位：千円

科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益	3,593,668	3,413,655	3,682,497
基本財産運用益	306	306	306
特定資産運用益	19,719	19,674	19,736
事業収益	1,892,337	1,906,217	1,977,358
農地及び畜産に関する事業収益	939,261	990,498	1,045,416
公の施設管理運営事業収益	633,456	604,133	617,115
緑地等管理受託事業収益	246,651	242,327	245,553
フラワーパーク売店運営事業収益	33,717	29,608	28,785
駐車場等運営事業収益	39,250	39,648	40,487
受取補助金等	1,681,097	1,483,546	1,679,256
農地及び畜産に関する事業補助金	1,681,097	1,483,546	1,679,256
雑収益	207	3,909	5,839
(2) 経常費用	3,603,105	3,446,019	3,658,870
①事業費	3,590,207	3,427,993	3,642,119
役員報酬	21,070	20,618	16,271
給料手当	330,679	336,087	321,689
賞与	63,816	66,652	59,441
賞与引当金繰入額	24,373	24,773	25,013
退職給付引当金繰入額	21,400	25,085	11,979
法定福利費	70,559	72,927	68,823
福利厚生費	2,509	2,669	2,141
臨時雇賃金	220,742	210,863	222,053
共済費	31,297	30,642	31,917
会議費	127	92	198
旅費交通費	14,225	15,979	14,455
通信運搬費	6,587	7,679	9,987
減価償却費	48,297	41,618	35,301
備品費	3,497	4,195	8,242
消耗品費	31,329	27,254	26,895
修繕費	56,891	32,621	42,591
図書印刷費	3,589	2,306	2,589
燃料費	11,530	12,693	13,876
光熱水料費	38,523	38,811	35,480
賃借料	17,818	16,537	15,623
保険料	6,528	6,473	5,763
諸謝金	1,842	1,344	1,689
顧問料	1,682	1,643	1,537
租税公課	13,204	13,128	14,394
消費税	42,792	38,514	41,184
支払会費負担金	3,500	3,707	3,240
委託費	198,487	190,091	204,197
交際費	277	272	72
支払手数料	11,576	11,931	6,817
広告宣伝費	6,473	5,575	10,482
材料費	56,184	54,789	51,757
用地売渡原価	88,153	77,530	58,754
賃貸借料原価	293,398	464,959	600,218
貸倒損失	0	487	0
商品売上原価	25,312	20,736	17,153
外注費	1,633,479	1,350,336	1,659,910
肉用牛原価	188,261	196,144	0
雑費	183	214	369

科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
②管理費	12,898	18,026	16,750
役員報酬	4,465	4,514	6,174
給料手当	1,320	4,435	2,511
賞与	263	669	478
賞与引当金繰入額	126	388	198
退職給付引当金繰入額	68	286	68
法定福利費	969	1,633	1,496
福利厚生費	33	61	28
臨時雇賃金	37	61	60
共済費	6	9	7
会議費	16	38	77
旅費交通費	128	51	44
通信運搬費	100	159	174
減価償却費	706	843	800
備品費	0	6	12
消耗品費	351	311	487
修繕費	75	94	112
図書印刷費	13	14	9
燃料費	0	0	0
光熱水料費	538	593	646
賃借料	4	7	8
保険料	155	158	141
諸謝金	0	1	7
顧問料	22	35	33
租税公課	3,114	3,217	2,590
消費税	22	3	25
支払会費負担金	312	226	299
委託費	0	0	2
交際費	20	20	30
支払手数料	16	70	38
広告宣伝費	9	6	25
雑費	0	105	156
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 9,437	△ 32,364	23,626
特定資産評価損益等	0	122,462	17,243
投資有価証券評価損益等	0	754	729
評価損益計	0	123,216	17,973
当期経常増減額	△ 9,437	90,852	41,600
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	4,603	4,856	6,429
固定資産売却益	0	94	1,114
前期損益修正益	0	2,927	4,692
引当金繰入額	4,603	1,835	622
(2) 経常外費用	1,902	676	420
固定資産売却損	58	54	0
除却損失	9	0	420
引当金繰入額	1,835	622	0
当期経常外増減額	2,700	4,180	6,008
税引前当期一般正味財産増減額	△ 6,737	95,032	47,609
法人税、住民税及び地方税	1,398	71	2,719
当期一般正味財産増減額	△ 8,136	94,961	44,889
一般正味財産期首残高	3,720,271	3,712,135	3,807,096
一般正味財産期末残高	3,712,135	3,807,096	3,851,986
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	306	306	306
基本財産評価損益等	0	3,759	255
一般正味財産への振替額	△ 306	△ 306	△ 306
当期指定正味財産増減額	0	3,759	255
指定正味財産期首残高	19,160	19,160	22,919
指定正味財産期末残高	19,160	22,919	23,174
III 正味財産期末残高	3,731,295	3,830,016	3,875,161

貸借対照表

単位：千円

科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
資産の部			
1 流動資産	2,824,621	2,413,720	2,053,189
現金預金	745,518	771,344	702,549
未収金	572,483	451,753	482,117
未収補助金	1,059,350	859,185	629,384
たな卸品	2,696	1,721	2,393
事業用地	151,406	129,275	128,588
未成工事支出金	41,123	165,272	14,703
貸付肉用牛	196,144	0	0
前払費用	52,604	31,333	89,987
未収収益	3,254	3,812	3,452
立替金	41	21	13
2 固定資産	2,418,346	2,680,078	2,738,006
(1) 基本財産	19,160	22,919	23,174
普通預金	205	203	200
投資有価証券	18,954	22,716	22,974
(2) 特定資産	1,837,892	1,915,804	1,883,625
財団運営基本金引当資産	398,414	475,738	480,187
公益目的事業推進基金引当資産	902,236	944,420	920,700
管理運営基金引当資産	300,000	301,960	306,350
退職給付引当資産	237,241	193,686	176,388
(3) その他固定資産	561,294	741,354	831,207
土地	347,746	347,746	347,746
建物	263,012	263,966	263,966
建物減価償却累計額	△ 182,494	△ 188,862	△ 194,860
建物附属設備	103,250	104,449	104,449
建物附属設備減価償却累計額	△ 78,158	△ 82,317	△ 85,328
構築物	114,901	115,160	115,160
構築物減価償却累計額	△ 70,458	△ 74,233	△ 77,577
車両運搬具	130,739	130,785	130,349
車両運搬具減価償却累計額	△ 118,270	△ 121,150	△ 110,737
工具器具備品	69,816	72,590	75,121
工具器具備品減価償却累計額	△ 58,152	△ 63,998	△ 64,889
機械装置	96,309	105,219	103,425
機械装置減価償却累計額	△ 74,725	△ 82,344	△ 85,963
電話加入権	1,316	1,316	1,316
ソフトウェア	12,850	8,148	4,308
投資有価証券	0	200,754	301,483
長期未収金	4,430	3,858	2,336
出資金	350	350	350
長期前払費用	665	535	549
貸倒引当金	△ 1,835	△ 622	0
資産合計	5,242,968	5,093,799	4,791,197
負債の部			
1 流動負債	1,113,421	948,096	621,180
未払金	798,587	817,809	500,766
未払税金	18,515	2,814	11,154
前受収益	1,543	1,754	1,632
前受補助金	124,996	75,030	69,647
1年内返済予定長期借入金	20,947	10,183	3,180
預り金	15,321	9,765	3,890
前受金	165	283	310
仮受金	0	0	354
肉用牛前受金	108,844	0	0
賞与引当金	24,499	25,161	25,212
前受受益者負担金	0	5,294	5,031
2 固定負債	398,251	315,686	294,856
長期借入金	138,660	107,381	112,010
長期預り金	22,349	20,638	17,655
退職給付引当金	237,241	187,665	165,190
負債合計	1,511,673	1,263,782	916,036
資本の部			
1 指定正味財産	19,160	22,919	23,174
地方公共団体補助金	19,160	22,919	23,174
(うち基本財産への充当額)	(19,160)	(22,919)	(23,174)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2 一般正味財産	3,712,135	3,807,096	3,851,986
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(1,600,650)	(1,722,118)	(1,707,237)
正味財産合計	3,731,295	3,830,016	3,875,161
負債及び指定正味財産合計	5,242,968	5,093,799	4,791,197

3. 内部統制の状況

会計処理については、公益法人会計用の会計ソフトを利用している。財務管理課職員が起票し、総務部長が承認している。消費税の申告については、公社において会計ソフトの機能を利用し仕訳データを課税区分ごとに整理し、顧問の税理士事務所にて消費税等申告書を作成している。

令和元年度の消費税法改正による複数税率や経過措置等に効率的に対応するために、会計ソフトのバージョンアップによる新規課税区分を利用して、消費税の申告書用データを作成するとのことである。

モニタリングについては、公社の機関として監事2名（うち1名は公認会計士）が設置されており、それぞれ監査を実施している。

4. 監査の結果

指摘事項等は発見されなかった。

8.9 (一社)鹿児島県種豚改良協会

1. 概要

事業目的

一般社団法人鹿児島県種豚改良協会は、会員の協力のもと鹿児島県内における鹿児島黒豚の種豚改良・増殖を促進し、併せて養豚経営の健全な発展に資することを事業目的とする。

その事業内容は次のとおりである

- ①系統豚の維持・増殖に関する事業
- ②優良種豚の供給に関する事業
- ③種豚改良に関する事業
- ④その他目的を達するために必要な事業

系統豚は、一定の優れた形質をもつ基礎豚集団（概ね雄10頭、雌60頭）を基に、概ね7世代にわたり優れた形質を固定する操作を繰り返す閉鎖群育種法により造成された血縁係数20%以上の育種集団をいう。1系統を確立するためにおよそ10年を要する。これまで4系統豚を造成し、3系統が現役である（次項「沿革」参照）。

令和元年9月末時点でおよそ1900頭の豚を10名前後の職員で飼養している。

沿革

昭和51年5月	社団法人鹿児島県種豚改良協会として設立
昭和58年7月	第1系統豚「サツマ」認定
平成3年7月	第2系統豚「ニューサツマ」認定 「肉質・産肉性」を重視し鹿児島在来豚を基礎にイギリスバークシャー種を一部活用
平成11年11月	「かごしま黒豚」のかごしまブランド産地指定
平成13年7月	第3系統豚「サツマ2001」認定 「産肉能力、赤肉割合の向上」を重視し鹿児島在来豚のみを使用
平成25年4月	一般社団法人へ移行
平成27年5月	第1系統豚「サツマ」認定の取り消し
平成27年11月	第4系統豚「クロサツマ2015」認定 「背脂肪の厚さ、ロース断面積、離乳時子豚総体重」を重視し鹿児島在来豚のみを使用

県との取引等(平成29年度)

(単位:百万円、人)

所管課	県からの出資・出捐金	県からの補助金	県からの貸付金	県からの損失保証に係る債務残高	県からの損失補償に係る債務残高	県派遣職員数 (H30.4.1)
畜産課	5	3				

2. 消費税申告及び決算の状況

消費税		単位:千円		
項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
納税義務者かどうか	課税事業者	課税事業者	課税事業者	
課税方式	原則課税	原則課税	原則課税	
課税売上割合	99.9%	99.9%	99.9%	
控除税額の計算方法	全額控除	全額控除	全額控除	
特定収入割合	29.7%	2.2%	2.0%	
特定収入に係る仕入税額控除の計算	-	-	-	
消費税等額	2,318	4,816	5,970	

正味財産増減計算書		単位：千円		
科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益	135,298	151,110	166,682	
事業収益	94,923	147,329	162,185	
受取補助金等	40,317	3,317	3,304	
雑収益	57	464	1,193	
(2) 経常費用	98,644	136,989	142,118	
①事業費	35,754	69,090	68,507	
豚購入費	2,363	4,534	1,625	
飼料費	38,099	49,642	50,748	
衛生費	5,111	5,569	5,591	
諸材料費	79	39		
販売経費	3,743	5,550	6,026	
支払手数料	1,199	1,521	1,409	
燃料費	701	787	1,187	
期首期末たな卸差額	△ 15,543	1,445	1,919	
②補助事業費	3,318	3,331	3,304	
③事業費	59,570	64,567	70,307	
役員報酬	3,420	3,420	3,600	
給料手当	27,439	26,460	29,158	
労務費	3,560	5,843	6,208	
法定福利費	5,921	6,241	6,758	
退職給付費用	2,715	2,585	2,542	
消耗品費	701	1,541	1,897	
減価償却費	2,159	2,285	2,549	
修繕費	2,296	2,349	2,340	
水道光熱費	5,764	6,982	7,338	
車両費	1,865	1,203	2,151	
委託料	1,381	2,287	2,864	
雑費その他	2,345	3,367	2,897	
当期経常増減額	36,653	14,121	24,563	

2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	211	359	317
車両運搬具売却益		131	
家畜売却益	211	228	317
(2) 経常外収益	324	210	40,268
家畜売却損	324	208	268
災害見舞金			40,000
雑損失		2	
当期経常外増減額	△ 113	148	△ 39,950
税引前当期一般正味財産増減額	36,540	14,270	△ 15,387
法人税、住民税及び事業税	71	71	71
当期一般正味財産増減額	36,469	14,199	△ 15,458
一般正味財産期首残高	△ 16,896	19,573	33,772
一般正味財産期末残高	19,573	33,772	18,313
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	40,317	3,317	3,304
一般正味財産への振替額	△ 40,317	△ 3,317	△ 3,304
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	19,573	33,772	18,313

貸借対照表		単位：千円		
科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
資産の部				
1 流動資産	93,190	109,039	92,118	
現金預金	52,254	67,338	53,163	
未収金	7,675	9,943	9,116	
仕掛品棚卸高	30,846	29,524	28,122	
飼料棚卸高	1,819	1,387	1,005	
薬品諸材料棚卸高	536	845	710	
立替金	58			
2 固定資産	35,569	39,665	43,394	
(1) 基本財産				
(2) 特定資産	29,439	32,739	36,039	
退職給付引当資産	28,439	31,739	35,039	
寄託金引当資産	1,000	1,000	1,000	
(3) 投資その他の資産	6,129	6,926	7,355	
建物	291	255	224	
構築物	132	976	839	
機械	2	0	868	
車両運搬具	0	0	0	
家畜	4,171	4,161	3,883	
電話加入権	72	72	72	
出資金	1,460	1,460	1,466	
	資産合計	128,759	148,705	135,513
負債の部				
1 流動負債	9,201	14,678	16,711	
未払金	8,927	10,827	12,798	
仮受金	106	122	278	
未払消費税等	96	3,657	3,562	
未払法人税等	71	71	71	
2 固定負債	99,984	100,253	100,488	
長期借入金	30,000	27,684	25,377	
退職給付引当金	58,484	61,069	63,611	
寄託金	11,500	11,500	11,500	
	負債合計	109,186	114,932	117,199
資本の部				
1 指定正味財産				
2 一般正味財産	19,573	33,772	18,313	
	正味財産合計	19,573	33,772	18,313
	負債及び指定正味財産合計	128,759	148,705	135,513

3. 内部統制の状況

会計ソフトを利用し現預金の動きにかかわるものを総務課長が入力し、その他の取引については総務部次長が入力している。顧問税理士事務所の指導のもと定型的な取引を網羅した仕訳テンプレートが準備されておりそれを利用して日々の会計入力が行われている。税理士事務所からは毎月訪問を受け会計仕訳の点検が実施されている。

またタイムリーに入力が進んでいることから、業績の状況（結果および見通し）は随時専務理事へ報告されている。

なお、本協会特有の消費税の課非判定があるが、税理士事務所の指導を受け適切に判定されていた。それは家畜伝染病予防法に要請されていると畜前検査（と畜場法第14条第1項）及びオーエスキー病検査（家畜伝染病予防法第4条第1項）であり、いずれも非課税扱いとすべきものであるが適切に判定されていた。

4. 監査の結果

指摘事項等は発見されなかった。

8.10 (公社)鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会

1. 概要

畜産農家の組織化により、家畜の健康に関する技術の指導と自衛防疫の推進を図るとともに、畜産物の品質向上のための指導及び検査を行うことにより畜産経営の安定向上と健全なる畜産物の生産に貢献し、もって畜産の振興に寄与するとともに消費者への安心安全な畜産物を提供することを目的としている。家畜伝染病予防法⁵⁴第62条の2⁵⁵の規定に基づき、自主的措置による家畜伝染性疾病の発生予防と家畜の健康に関する技術の指導及び検査を行い、自主防疫の強化推進によって家畜の損耗を防止することで、生産コストの低減と生産性の高い畜産経営体を育成し、畜産の安定的発展と良質な畜産物の生産を図ることを基本方針としている。昭和49年2月に設立され、平成25年4月に公益社団法人へ移行している。

表 8.10.1 平成30年度 事業概要

【県補助事業】	①自衛防疫強化総合対策事業 ⁵⁶
【国補助事業】	①家畜生産農場清浄化支援対策事業 ⁵⁷ ②牛疾病検査円滑化推進対策事業 ⁵⁸
【(独)農畜産業振興機構・全国団体補助事業】	①家畜防疫互助基金支援事業 ⁵⁹ ②育成馬等予防接種推進事業 ⁶⁰ ③馬飼養衛生管理特別対策事業 ⁶¹ ④馬伝染性疾病预防推進対策事業 ⁶² ⑤地域自衛防疫取組促進対策事業 ⁶³ ⑥衛生体制強化基金事業 ⁶⁴

⁵⁴ 家畜伝染病予防法第1条（目的）

この法律は、家畜の伝染性疾病（寄生虫病を含む）の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的とした法律である。

⁵⁵ 家畜伝染病予防法第62条の2（予防のための自主的措置）

家畜の所有者は、その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾病発生を予防し、当該家畜に起因する家畜の伝染病、疾病のまん延を防止することについて重要な責任を有していることを自覚し、家畜の伝染性疾病の予防のために必要な消毒その他の措置を適切に実施するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、家畜の所有者又はその組織する団体が行なう家畜の伝染性疾病の予防のための自主的措置を助長するため、これらの者に対し、必要な助言及び指導を行なうように努めるものとする。

⁵⁶ 畜産農家の自衛防疫組織の育成強化と自主的な防疫措置の定着を図り、伝染性疾病の発生予防と生産性向上を図る目的で①家畜自衛防疫推進協会の開催、②広報活動事業を実施。

⁵⁷ 牛のヨーネ病、牛白血病（以下「EBL」という。）、牛ウイルス性下痢・粘膜病（以下「BVD-MD」という。）及び豚のオーエスキー病の清浄化対策、畜産農場における飼養衛生管理の向上に向けた取組、アカバネ病の流行防止対策など、家畜生産者による自主的な疾病対策を支援。

⁵⁸ 農家で発生した死亡牛の適正かつ円滑な処理を推進するとともに、BSE検査を円滑に実施するため協議会を開催し、その推進方法等について、具体的方策を検討するとともに、48か月齢以上の死亡牛の処理費及び輸送費等の一部について、農家に助成。また、死亡牛の適正な処理を推進するため検討会を開催。

⁵⁹ 口蹄疫、豚コレラ、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラの万一の発生に備え生産者が自ら行う互助基金の造成に対し、農畜産業振興機構が補助する互助補償制度の推進を図っている。

⁶⁰ 馬インフルエンザ、日本脳炎、破傷風の発生予防のため三種混合接種を実施。馬日本脳炎、馬インフルエンザの発生を防ぐため予防接種を実施。

⁶¹ 県整備委員会、馬防疫技術講習会、馬飼養衛生実態調査を実施。

⁶² 馬ワクチン接種等地域推進対策検討会、馬鼻肺炎ワクチン接種、馬インフルエンザワクチンの補強接種を実施。

⁶³ 自衛防疫体制推進検討会、地域防疫演習を実施。

⁶⁴ 各種の予防接種駐車事業等の効率的な実施と家畜飼養衛生管理基準遵守による損耗防止指導に努めると共に、各県・団体との連携により協会事業の推進を図るもの。家畜畜産物衛生指導協会等九州ブロック協議会、九州沖縄ブロック畜産協会関係会議の実施。

【全国団体等受託事業】	①野生獣衛生体制整備推進確立対策事業 ⁶⁵ ②地域豚疾病緊急対策推進事業 ⁶⁶ ③農場 HACCP 取組体制緊急強化事業 ⁶⁷ ④日本版畜産 GAP 指導推進支援事業 ⁶⁸
【単独事業】	①予防接種事業 ⁶⁹ ②予防注射事故対策事業 ⁷⁰ ③自衛防疫緊急対策事業 ⁷¹

県との取引等(平成29年度)

(単位:百万円、人)

所管課	県からの 出資・出捐 金	県からの 補助金	県からの 貸付金	県からの 債務保証に係 る債務残高	県からの 損失補償に係 る債務残高	県派遣職員数 (H30.4.1)
畜産課	20	0	0	0	0	0

2. 消費税申告及び決算の状況

消費税 項目	単位:千円		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
納税義務者かどうか	課税事業者	課税事業者	課税事業者
課税方式	原則課税	原則課税	原則課税
課税売上割合	99.9%	99.9%	99.9%
控除税額の計算方法	個別対応方式	個別対応方式	全額控除
特定収入割合	10.5%	10.9%	13.5%
特定収入に係る仕入税額控除の計算	-	-	-
消費税等額	7,110	6,111	6,017

⁶⁵ 野生獣による家畜への伝染病の伝搬拡散や人畜共通感染症の浸潤等、家畜飼養衛生管理上の危害の防止を図るため、家畜衛生関係者等を中心とした畜産分野での情報発信体制を構築整備するとともに、イノシシ、シカの野生獣に係る衛生実態等の調査、畜舎侵入防止強化対策及び衛生管理に関する情報の普及推進を図るもの。地域衛生技術連絡協議会・研修会の開催、野生獣(シカ・イノシシ)の衛生実態調査の実施。

⁶⁶ PED(豚流行性下痢)・PRRS(豚繁殖・呼吸障害症候群)・オーエスキー病などの生産性を阻害する疾病の発生低減・排除に取り組む対策を計画立案し、それを実施する農場を含む自衛防疫組織に対して、必要な防疫対策などに係る経費の助成を行い疾病発生の低減を図るもの。農場を含む関係者による地域推進会議、PRRS対策に取り組む農場への助成を実施。

⁶⁷ 農場 HACCP 関係者による普及推進協議会の開催、地域取組活動、構築指導構築意見交換会の開催、農場 HACCP に取組予定農場の構築指導を実施。

⁶⁸ 日本版畜産 GAP の指導員研修会の開催、生産現場における研修会の開催、内部監査委員研修会への派遣を実施。

⁶⁹ 各種家畜伝染性疾病に対する家畜への予防接種(農家負担)の実施。

⁷⁰ 予防注射事故に対する注射事故見舞金の交付を実施。

⁷¹ 口蹄疫等の畜産経営に重大な影響を与える疾病が発生した際に国及び県が行うまん延対策をより効果的なものにするため、ヨーネ病対策として、定性陽性牛3頭の自主とう汰に助成金を交付。

正味財産増減計算書		単位：千円		
科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常損益の部				
(1) 経常収益	687,282	684,609	613,215	
特定資産運用益	30	27	22	
事業収益	686,535	684,391	612,654	
注射事業農家負担金収益	585,204	578,644	498,943	
受取全国団体等受託事業	20,801	17,039	16,602	
受取補助金	80,530	88,707	97,107	
寄託金取崩額	500			
雑収益	216	190	538	
(2) 経常費用	683,955	686,563	619,496	
①事業費	675,153	677,056	611,168	
役員報酬	5,183	4,800	4,950	
給料手当	39,909	36,837	37,432	
賃金	5,779	7,291	8,995	
退職給付費用	2,652	2,641	1,905	
福利厚生費	7,181	7,197	7,137	
技術料	166,591	159,565	131,646	
薬剤費	356,477	357,667	311,614	
会議費	97	40	33	
旅費交通費	3,372	3,103	3,347	
通信運搬費	2,743	2,614	2,534	
減価償却費	706	628	751	
消耗什器備品費	509	3,050	194	
消耗品費	3,644	4,337	3,742	
修繕費	0	10	0	
印刷製本費	816	937	679	
光熱水料費	166	166	159	
賃借料	2,589	2,952	3,658	
保険料	716	658	658	
諸謝金	9,890	3,168	3,268	
租税公課	7,153	6,133	6,038	
渉外費	43	25	26	
支払負担金	935	1,952	2,942	
支払補助金	42,544	55,134	65,544	
支払交付金	323	305	179	
委託費	3,545	3,689	3,143	
事業推進費	11,581	12,118	10,515	
雑費	0	27	67	

②管理費	3,848	4,501	3,471
役員報酬	672	671	538
給料手当	1,145	1,060	989
退職給付費用	117	110	25
福利厚生費	407	420	398
会議費	170	187	194
旅費交通費	462	484	605
通信運搬費	51	78	53
減価償却費	120	150	73
消耗品費	215	274	216
消耗什器備品費	19	173	0
印刷製本費	49	48	45
光熱水料費	10	10	9
渉外費	173	69	54
賃借料	148	154	180
租税公課	1	2	3
支払負担金	76	77	74
雑費	7	525	9
③返還金支出	4,953	5,005	4,857
支払補助金返還金	4,953	5,005	4,857
当期経常増減額	3,327	△ 1,953	△ 6,282
2. 経常外損益の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	517	0	0
固定資産除却損	17	0	0
支払戻戻金	500	0	0
当期経常外増減額	△ 517	0	0
当期一般正味財産増減額	2,809	△ 1,953	△ 6,282
一般正味財産期首残高	326,977	329,787	327,833
一般正味財産期末残高	329,787	327,833	321,551
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	329,787	327,833	321,551

貸借対照表

単位：千円

科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
資産の部			
1 流動資産	461,554	452,135	444,185
普通預金	95,153	92,423	86,837
定期預金	245,670	245,670	245,670
未収金	116,846	109,270	108,009
仮払金	-	-	116
貯蔵品	3,883	4,771	3,551
2 固定資産	77,291	79,651	72,185
(1) 基本財産	-	-	-
(2) 特定資産	74,974	77,725	70,332
寄託金引当資産	40,990	40,990	40,990
退職給付引当資産	33,984	36,735	29,342
(3) その他固定資産	2,317	1,925	1,853
什器備品	276	485	942
ソフトウェア	1,967	1,367	837
電話加入権	72	72	72
資産合計	538,845	531,787	516,371
負債の部			
1 流動負債	134,084	126,227	124,486
未払金	130,945	124,347	121,583
預り金	715	1,101	1,252
仮受金	0	0	216
未払消費税	2,423	778	1,434
2 固定負債	74,974	77,725	70,332
寄託金	40,990	40,990	40,990
退職給付引当金	33,984	36,735	29,342
負債合計	209,058	203,953	194,819
資本の部			
1 指定正味財産	-	-	-
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
2 一般正味財産	329,787	327,833	321,552
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
正味財産合計	329,787	327,833	321,552
負債及び指定正味財産合計	538,845	531,787	516,371

3. 内部統制の状況

会計処理については、公益法人会計用の会計ソフトを利用している。担当者が起票し、事務局長が承認している。消費税の申告については、会計ソフトの機能を利用し顧問会計事務所にて仕訳データを課税区分ごとに整理し、消費税等申告書を作成した上で公社にて結果を確認している。消費税申告の承認は専務理事にてなされ、申告は顧問会計事務所にて行われている。

令和元年度の消費税法改正による複数税率や経過措置等に効率的に対応するために、同年度において会計ソフトのバージョンアップを行った上で消費税の申告書用基礎データを作成するとのことである。

モニタリングについては、公社の機関として監事（2名）が設置されており、それぞれ監査を実施している。

4. 監査の結果

【指摘 11】消費税等関係書類の保存期間について

1. 現状、問題点

消費税法において、帳簿の保存期間は課税期間の翌日から2月を経過した月から7年間とされている。また、仕入れに係る消費税額の控除（以下、「仕入税額控除」とする）を実施しているが、この適用をうけるためには、帳簿の記載と請求書の保存が求められる（帳簿と請求書の記載要件については概要を参照）。過去の帳簿については全て保存されているとのことだったが、文書・公印規程において消費税等に関する帳簿類のうち保存期間については十分に明示されてはならず、規程の内容が不十分と考えられる。

2. 改善案

文書・公印規程において、法が求める保存期間まで帳簿類が保存されるよう明示した上で、各文書に関しそれに従い適切に保管すべきである。

【指摘 12】全国団体等受託事業の課税区分について

1. 現状、問題点

事業収益のうち受取全国団体等受託事業の課税区分について、現状は不課税取引（特定収入）として区分されているが、これは全て委託事業であり課税取引と判断される。このことから、当該収益については課税売上に区分した上で、対応する事業費に関してもそれに応じた集計区分の変更が必要と考えられる。また、当該収益を課税売上とし課税売上高が5億円を超える場合には、仕入税額控除については現在の全額控除方式から個別対応方式もしくは一括比例配分方式の選択適用となることについても留意すべきである。

2. 改善案

各事業の受託契約の内容を精査したうえで、課税区分に関する検討、見直しを行うべきと考える。また、必要に応じて顧問税理士等の専門家の見解や税務署に質疑し文書回答等を求めるべきである。なお、当該てん末については、文書化し結果を保管しておくことが有用である。

【指摘 13】 特定収入の集計方法について

1. 現状、問題点

特定収入を算出するにあたり、特定収入の金額には受取補助金の金額全額が集計対象となっているが、本来特定収入には該当しない「特定収入以外の収入（特定支出にのみ使用される収入）」（人件費等）が含まれていると判断される。

2. 改善案

「特定収入以外の収入（特定支出にのみ使用される収入）」（人件費等）について精査したうえで、特定収入の算出方法の見直しを行うべきと考える。また、必要に応じて顧問税理士等の専門家の見解や税務署に質疑し文書回答等を求めるべきである。なお、当該てん末については、文書化し結果を保管しておくことが有用である。

【指摘 14】 固定資産の取得に係る仕入税額控除の金額の集計について

1. 現状、問題点

仕入税額控除の集計において、期中に取得した固定資産（課税）について集計がなされていないものが存在した。当協会では、当該金額は会計システムでの自動集計ではなく、別途エクセル表を用いて集計を行っているため、資本的支出に関するものが漏れていたものと考えられる。

2. 改善案

消費税の区分における集計方法として、会計システムから抽出した消費税のデータを用い自動抽出させることにより集計漏れは防ぐことが出来ると考えられるが、会計システムの機能によるところも大きいことから、集計時の留意点などを顧問会計事務所と慎重に検討し、マニュアルとして記録しておくべきと考える。

8.11 (公財)鹿児島県建設技術センター

1. 概要

(1) 概要

鹿児島県建設技術センターは、県及び県内市町村の建設行政に関する円滑かつ能率的な運営を支援するため、昭和50年7月に県の出捐により設立され、公共工事の積算や施工管理、建設に関する技術研修や広報活動、大規模災害時における人的・技術的支援など社会資本の整備及び維持管理、それらを担う人材育成等の様々な建設行政に係る支援を実施してきた。その後、平成24年4月には、当センター事業の公益性が認められ、「公益財団法人」へ移行している。

公共工事については、人口減少・少子高齢化による担い手不足、近年の激甚化する災害、今後更に加速するインフラの老朽化など、多くの課題を抱えているが、このような状況を背景に、当センターでは、①工事費積算業務や工事の施工管理など「公共工事の発注関係事務支援事業」、②施設台帳の電子化や橋梁点検の地域一括発注など「公共土木施設の管理者支援事業」、③県・市町村職員等の研修会や公共事業の広報など「社会資本の整備を担う人材育成等支援事業」、④地域づくり活動や新技術・新工法の研究への支援を行う「建設行政に係わる研究・地域活動支援事業」の4事業を中心に、県や市町村の建設行政に関する支援機関として、更なる業務の充実に努めている。また、平成30年度から無人航空機（ドローン）を新たに導入し、地域振興局等からの要請に応じて、ドローン操縦に関する資格認定を受けた職員を工事現場、災害現場等に派遣するなどの空撮支援を開始している。

表 8.11.1 鹿児島県建設技術センターの概要

設立年月日	平成24年4月1日 財団法人鹿児島県建設技術センターを名称変更し移行設立
基本財産	3,000千円
出捐金	鹿児島県 3,000千円
所在地	公益財団法人鹿児島県建設技術センター（総務部、建設技術部） 〒890-0073 鹿児島市宇宿二丁目9番3号
	公益財団法人 鹿児島県建設技術センター（試験研究係） 〒890-0115 鹿児島市東開町1番

(2) 設立目的

すべての鹿児島県民が生涯を通じて安心して暮らすことができ、自らの人生やふるさとに夢と誇りを持てる、優しく温もりのある地域社会を目指し、社会資本の整備及び維持管理並びにそれらを担う人材の育成等の様々な建設行政に係る支援を行うことなどにより、快適で活力ある生活空間の形成を担う社会資本の品質の確保を図り、もって、広く県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(3) 県との取引等(平成29年度)

鹿児島県との取引等は次のとおりである。

(単位：百万円、人)

所管課	県からの 出資・出捐金	県からの 補助金	県からの 貸付金	県からの債務保 証に係る債務残 高	県からの損失補償 に係る債務残高	県派遣 職員数 (H30.4.1)
監理課 技術管理室	3	0	0	0	0	6

県からの補助金や貸付金は発生していない。なお、当センター往査日(令和元年12月24日)現在の県派遣職員数も6人であった。

2 消費税申告及び決算の状況

(1) 消費税申告の状況

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
納税義務者かどうか	課税事業者	課税事業者	課税事業者
課税方式	原則課税方式	原則課税方式	原則課税方式
課税売上割合	99.8%	99.8%	99.8%
控除税額の計算方法	一括比例配分方式	一括比例配分方式	一括比例配分方式
特定収入割合	—	—	—
特定収入に係る仕入税 額控除の計算	—	—	—
消費税等額	30,958	27,186	31,284

表のとおり課税売上割合が99.8%となっているが、非課税収入は雑収入で処理されている借上住宅(駐在職員用)の個人負担分収入等となっている。

(2) 正味財産増減計算書

(単位:千円)			
区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
I 一般正味財産の部			
1.経常増減の部			
(1)経常収益			
基本財産運用益	[0]	[0]	[0]
特定資産運用益	[1,934]	[389]	[368]
事業収益	[680,926]	[781,667]	[648,469]
公共工事発注関係事務支援事業収益	390,681	389,719	384,355
公共土木施設管理者支援事業収益(注)	268,656	375,480	252,742
人材育成等支援事業収益	21,588	16,467	11,372
雑収益	[915]	[1,920]	[1,095]
経常収益計	683,777	783,978	649,933
(2)経常費用			
事業費	[624,862]	[737,900]	[601,392]
役員報酬、給料手当、賃金、法定福利費	284,713	279,481	291,414
旅費	7,913	13,519	14,274
減価償却費	27,597	28,663	30,666
備品費	1,071	10,109	925
消耗品費	11,652	14,804	13,361
手数料	10,584	12,635	12,596
委託費(注)	205,805	285,799	164,870
賃借料	19,952	24,793	24,638
助成金	8,924	11,230	10,729
その他事業費	略	略	略
管理費	[15,620]	[15,742]	[14,180]
役員報酬、給料手当、賃金、法定福利費	12,904	12,606	11,168
その他管理費	略	略	略
経常費用計	640,482	753,642	615,573
当期経常増減額	43,295	30,335	34,360
2.経常外増減の部			
(1)経常外収益	65	-	18
(2)経常外費用	83	39	-
当期経常外増減額	△18	△39	18
当期一般正味財産増減額	43,276	30,296	34,379
一般正味財産期首残高	795,183	838,460	868,757
一般正味財産期末残高	838,460	868,757	903,136
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	3,000	3,000	3,000
指定正味財産期末残高	3,000	3,000	3,000
III 正味財産期末残高	841,450	871,757	906,136

(注)公共土木施設長寿命化支援事業として、県や市町村を対象に、橋梁等の効率的・効果的な点検、診断、補修工事等の業務を支援(点検業務等は設計コンサルタントに委託)しているが、この事業は5年サイクル(平成26年度から30年度まで、令和元年度はサイクル2巡目の初年度)のため、29年度をピークとし、最終年度の30年度は収入と委託費が減少している。

(3) 貸借対照表

(単位:千円)				
区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
I 資産の部				
1.流動資産				
現金預金	117,159	161,122	99,330	
未収金	242,326	303,413	225,898	
棚卸資産、貯蔵品	2,013	961	871	
立替金:県、道路公社の派遣職員の人件費	32,637	32,362	34,665	
前払費用	487	428	330	
流動資産合計	394,623	498,288	361,096	
2.固定資産				
(1)基本財産	3,000	3,000	3,000	
(2)特定資産				
退職給付引当資産	169,402	181,447	185,207	
減価償却引当資産	62,451	23,332	23,332	
本社新築費用積立資産	120,094	145,930	175,790	
駐車場整備費用積立資産	—	4,500	9,000	
特定資産合計	351,948	355,210	393,331	
(2)その他固定資産				
土地	344,950	344,950	344,950	
建物	28,260	50,228	44,866	
構築物、車両運搬具、什器備品	3,489	8,952	7,641	
リース資産	50,527	39,910	22,539	
建設仮勘定:受変電設備 31 年度振替済み ※	—	—	22,376	
ソフトウェア	2,783	4,181	5,276	
その他	621	843	783	
その他固定資産合計	430,632	449,065	448,434	
固定資産合計	785,581	807,276	844,765	
資産合計	1,180,204	1,305,565	1,205,861	
II 負債の部				
1.流動負債				
未払金	100,850	204,178	75,019	
短期リース債務	21,229	22,526	15,866	
預り金	1,199	1,108	4,125	
未払消費税等	11,826	3,969	10,895	
その他	919	—	134	
流動負債合計	136,035	231,783	106,041	
2.固定負債				
長期リース債務	33,306	20,577	8,476	
退職給付引当金	169,402	181,447	185,207	
固定負債合計	202,708	202,025	193,683	
負債合計	338,744	433,808	299,724	
III 正味財産の部				
1.指定正味財産	3,000	3,000	3,000	
2.一般正味財産	838,460	868,757	903,136	
(うち特定資産への充当額)	(182,546)	(173,763)	(208,123)	
正味財産合計	841,460	871,757	906,136	
負債及び正味財産合計	1,180,204	1,305,565	1,205,861	

3 公益財団法人鹿児島県建設技術センター往査

当センターに往査し、消費税等処理に関する管理状況等を聴取し、帳簿等の閲覧を行った。その他、取引のうち次の建設仮勘定及びリース取引についての処理を検討した。

[処理検討①] 建設仮勘定の処理

貸借対照表に建設仮勘定が計上されていたので消費税等の会計処理を確かめた。

表 8.11.2 平成 31 年 3 月末の建設仮勘定残高内訳

(単位：千円)

内 容	本体	消費税等	貸借対照表計上額
設計委託料	960	77	1,037
受変電設備改修工事	19,109	1,528	20,637
工事管理委託	650	52	702
計	20,719	1,657	22,376

当初計画では、令和元年9月に始まる九州電力からの配電に合わせ、工事を行う予定であったが、元年度になってからの発注では9月の受配電切り替えに間に合わないことが想定されたため、平成30年度に「受変電設備改修工事」、元年度に「幹線ケーブル盛替工事」と分割して発注したことにより、「幹線ケーブル盛替工事」（本体900千円、消費税72千円、計972千円）が元年11月29日付の伝票（建物勘定への振替日は9月21日）で処理されている。

なお、当該処理は次の【参考】に記載のとおり、認められた方法であり会計处理的には問題ないが、原則とは異なる処理が採用されていたため取引内容を記載した。

【参考】国税庁タックスアンサー

No.6483 建設仮勘定の仕入税額控除の時期 [平成31年4月1日現在法令等]

～ 省略 ～

ところで、建設工事の場合は、通常、工事の発注から完成引渡しまでの期間が長期に及ぶため、一般的に、工事代金の前払金又は部分的に引渡しを受けた工事代金や経費（設計料、資材購入費等）の額を一旦建設仮勘定として経理し、これを目的物の全部が引き渡されたときに、固定資産などに振り替える処理を行っています。

しかし、消費税法においては、建設仮勘定に計上されている金額であっても、原則として物の引渡しや役務の提供があった日の課税期間において課税仕入れに対する税額の控除を行うこととなりますから、当該設計料に係る役務の提供や資材の購入等の課税仕入れについては、その課税仕入れを行った日の属する課税期間において仕入税額控除を行うこととなります。

ただし、建設仮勘定として経理した課税仕入れについて、物の引渡しや役務の提供又は一部が完成したことにより引渡しを受けた部分をその都度課税仕入れとしな
いで、工事の目的物のすべての引渡しを受けた日の属する課税期間における課税仕入れとして処理する方法も認められます。（消法30、消基通11-3-1、11-3-6）

(注)着手金や中間金などその支出とサービスの提供との対応関係が明確でない支出は支出時に課税仕入れにはできない。

[処理検討②] リース取引の処理

リース取引の金額が大きいことから当該取引に係る消費税の取扱いについて処理を確かめたが、次の【参考】の処理が採用されていた。

【参考】国税庁タックスアンサー

No.6163 リース取引についての消費税の取扱いの概要[平成31年4月1日現在法令等]

～ 省略 ～

2 リース取引の賃借人における処理

リース取引による資産の譲受けが課税仕入れに該当する場合には、その課税仕入れを行った日はそのリース資産の引渡しを受けた日となります。

したがって、その課税仕入れについては、そのリース資産の引渡しを受けた日の属する課税期間において仕入税額控除の規定の適用を受けることとなります。

4 内部統制の状況

(1) 経理処理は熟練した担当者が担当している。

(2) 経理処理は公益法人会計パッケージソフトのクラウド版により行われている。

当会計ソフトは平成24年に公益認定を受けた時に採用され、それ以降は継続して使用されており特段の問題は発生していない。

(3) 消費税申告書作成業務は税理士事務所に委託されている。

公益認定を受けて以降、継続して同一税理士事務所に申告書作成業務を依頼しており、会計ソフトもクラウド版であることから、税理士事務所においても常時監視が可能となっている。

なお、四半期に1回は当法人に来て処理状況を確認しており、それとは別に、日常的な質問等はメールでのやり取りで解決しているとのことであった。

5 監査の結果

指摘事項や意見として記載し、特に改善を要する事項は発見されなかった。

・引継書等の整備・保管について

前掲の表のように99.8%が課税取引であり、寄付金や会費などの費用は発生しておらず、会計担当者も経験が長いため、勘定科目の設定においても特に留意するような取引は発生していないようである。消費税等の申告においても、税理士事務所に委託されており、特段の問題も発生していない。

ただ、法人内の管理体制としては、消費税についても、税理士事務所に質問して解決した事項、自ら調査して判明した事項、(受けたことはないとの説明であるが)税務調査において質問された事項や指摘された事項などを引継書として整備し、内容を充実させながら保管し参照することは、有用ではないかと考えるので今後の参考として記載する。

8.12 鹿児島県住宅供給公社

1. 概要

鹿児島県住宅供給公社は、昭和38年に財団法人として、つづいて、昭和40年に地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき、鹿児島県が設立した公的住宅供給機関で、中堅勤労者を対象に、良質で快適な環境に恵まれた住宅の供給等を行っている。

これまで55団地、約9,400戸の住宅供給を行っており、今後も多様化する県民のニーズ等を踏まえながら、真に心の豊かさを実感できるゆとりのあるすぐれた住まいづくり・街づくりを追求している。

所在地 〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番205号（公社ビル2階）

設立 昭和40年11月（財団法人昭和38年8月）

基本金 2,050万円

性格 法律に基づく特別法人

従業員数 11人（常勤役員2人，職員9人） ※平成31年4月1日現在



図 8.12.1 現在の分譲中の団地及び分譲済団地

●現在分譲中の団地

妙円寺団地（日置市伊集院町）、パークヒルズ鹿屋（鹿屋市新生町）

●分譲済の団地

希望ヶ丘団地、原良団地、冷水団地、緑ヶ丘団地、伊敷ニュータウン、皇徳寺ニュータウン、こまつばら団地、雀ヶ宮団地、大明ヶ丘団地、星ヶ峯ニュータウン、エミネンス谷山、エミネンス谷山式番館、鴨池ニュータウン、中町市街地住宅、武町市街地住宅、船津町市街地住宅、公社ビル、アーバンシャトー加治屋、ファミリープラザめいわ、フレッセ高見馬場、尾之上団地、柳団地、ハーモニータウン加世田、大田原団地、朝日団地、福島団地、朝日ヶ丘団地、立野団地、日置団地、加治木団地、加治木駅前団地、ゆたか団地、錦原団地、俵原団地、重富団地、隼人塚団地、亀山団地、川内団地、勝目団地、泉ヶ丘団地、有仲団地、小宿団地、出水星ヶ丘団地、御座屋敷団地、国分団地、ウッドタウン知覧、知覧新興団地、ウッドタウン宮之城、始良ニュータウン、隼人団地、ウッドタウン串木野、永利ホープタウン、ガーデンヒルズ松陽台（順不同）

（参考）ガーデンヒルズ松陽台は平成29年度に分譲済となっている。

【鹿児島県住宅供給公社の事業体系】

①分譲住宅

①-1 積立分譲住宅

一定期間に自己資金(譲渡予定価格－公庫融資額等)を計画的に積立てて、その間に公社では住宅を建設し、積立金の積立完了後、住宅の引き渡しを行う。

①-2 一般分譲住宅

公社が公庫融資を受け住宅を建設し、自ら居住するための住宅を必要とする個人に対して、自己資金の完納後、住宅の引き渡しを行う。

②土地分譲

公社が開発・整備した良質で低廉な宅地及び店舗用地等の分譲を行う。

③賃貸事業

③-1 賃貸住宅

県民の皆様の居住水準向上のため良質で専有面積の広い賃貸住宅を建設し、賃貸・管理を行う。

③-2 賃貸施設

県民の皆様の利便性向上のため貸店舗及び貸事務所を建設し、賃貸・管理を行う。

④市街地環境の整備

細分化された宅地の統合や不燃化された共同建築物の建設及び、広場などの公共施設の整備を総合的に行う、市街地再開発を進め、土地の高度利用を図り良好な居住環境を創出する。

⑤関連公共・公益施設整備

造成団地等の住環境整備と生活利便向上のため、小中学校や商店街などの建設を行う。

⑥宅地造成事業

鹿児島県民の皆様に良質で低廉な土地を供給するため、設計や施工方法等の創意工夫を行い、住環境の優れた良好な宅地の開発を行う。

⑦受託事業

公社がこれまで培ってきた土木・建築・設備に関する設計・工事監理等の豊富な実績・技術力・ノウハウを活かし、市町村や都市基盤整備公団等から委託を受け、建設工事の設計・工事監理及び施設建設を行う。

事業体系としては現在も上記のとおりではあるが、近年の住宅環境の変化により「賃貸管理事業が事業の中心となっていており、平成30年度事業収益に占める賃貸

管理事業収益の割合は、次のように分譲事業収益の割合 24.9%の約3倍の75.0%である。

表 8.12.1 事業収益の割合

(金額単位：千円)

区 分	平成 30 年度	割合 (%)
【事業収益】	702,791	100.0
①分譲事業収益	174,796	24.9
住宅宅地分譲事業収益	174,796	24.9
②賃貸管理事業収益	527,494	75.0
賃貸住宅管理事業収益		
一般賃貸住宅管理事業収益	78,753	11.2
賃貸施設管理事業収益		
賃貸店舗等管理事業収益	247,889	35.2
賃貸宅地管理事業収益	19,691	2.8
賃貸構築物管理事業収益	537	0.1
テレビ施設使用料収益	18,990	2.7
駐車場施設管理事業収益	161,631	23.0
③その他事業収益	501	0.1
長期割賦事業収益	501	0.1

● 県との取引等(平成 29 年度)

(単位：百万円、人)

所管課	県からの 出資・出捐金	県からの 補助金	県からの 貸付金	県からの債務保証に 係る債務残高	県からの損失補償に 係る債務残高	県派遣 職員数 (H30.4.1)
住宅政策課	21	0	11,478	0	785	1

県からの貸付金は平成 19 年 4 月 2 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなっており、貸付金額 11,478 百万円については、29 年度末からの増減はない。

2. 消費税申告及び決算の状況

(1) 消費税申告の状況

(単位:千円)			
項 目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
納税義務者かどうか	納税義務者	納税義務者	納税義務者
課税方式	原則課税	原則課税	原則課税
課税売上割合	44.6%	44.0%	61.5%
控除税額の計算方法	個別対応方式	個別対応方式	個別対応方式
特定収入割合	—	—	—
特定収入に係る仕入税額控除の計算	—	—	—
消費税等額	24,711	24,663	23,032

課税売上割合が平成 30 年度において 61.5%となっており、前年度の 44.0%に比較して 17.5%増加しているが、これは 29 年度に「ガーデンヒルズ松陽台」の土地分譲（非課税売上）が終了したことにより、相対的に課税売上割合が増加したものである。

消費税額においても平成 30 年度は減少しているが、特に異常な増減はみられない。

税務調査は平成 15・16 年頃に受けているが、それ以降はなく、現状における消費税についての懸案事項もないとの説明であった。

(2) 消費税計算における管理体制

会計処理全般は経験豊富な経理担当者により行われている。会計処理を行っている会計ソフトは平成 29 年 9 月に変更されているが、現在のものは消費税申告書の付表まで出力されるので、これを転記して申告書を作成している。その後、税務署から送られてくるチェックシートによる検証が行われている。

消費税の申告事務については、税理士への委託契約はないが、監事に公認会計士・税理士資格者が就任しているため、処理過程において生じた疑問点については問い合わせで解決している。

なお、消費税計算ソフトウェアの課税・非課税等、勘定科目の設定の際にも同監事の指導を受け、その後も必要に応じて相談等を行っているが、日常業務においても複数人での入力伝票のチェックが実施され処理誤りが生じないようにしているとのことであった。

また、消費税等に関する研修もこの 7 月に全国住宅供給公社等連合会主催（神戸）で行われており、出席して受講している。

(4) 貸借対照表 (税抜方式)

(単位:千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
流動資産	4,205,184	3,777,665	3,639,696
現金預金	538,146	537,107	580,736
未収金	70,091	69,116	67,897
分譲事業資産	3,624,196	3,199,500	3,018,655
前払金	1,847	2,032	1,845
その他流動資産	2,548	1,455	2,068
貸倒引当金	△31,646	△31,547	△31,507
固定資産	6,559,152	6,415,650	6,268,961
賃貸事業資産	6,517,140	6,374,960	6,233,604
その他事業資産	19,661	13,663	10,675
有形固定資産	23,184	22,535	21,099
無形固定資産	684	5,781	4,648
その他の固定資産	546	545	545
貸倒引当金	△2,064	△1,835	△1,611
資産合計	10,764,336	10,193,315	9,908,657
流動負債	306,851	180,095	242,606
短期借入金	—	—	—
次期返済長期借入金	204,278	104,278	158,513
未払金	79,879	57,654	67,127
前受金	12,295	10,900	13,065
預り金	10,398	7,263	3,900
固定負債	13,350,754	12,862,138	12,475,271
長期借入金	12,716,033	12,258,755	11,946,007
預り保証金	155,900	154,385	152,082
繰延建設補助金	1,428	1,190	952
引当金	383,087	356,366	284,789
退職給付引当金	97,424	103,121	87,161
計画修繕引当金	230,551	196,594	139,436
駐車場原状回復引当金	55,111	56,651	58,191
その他固定負債	94,304	91,439	91,439
負債合計	13,657,606	13,042,234	12,717,878
資本金	20,500	20,500	20,500
剰余金	△2,913,769	△2,869,418	△2,829,720
特定目的積立金	—	—	—
繰越欠損金	△2,913,769	△2,869,418	△2,829,720
資本合計	△2,893,269	△2,848,918	△2,809,220
負債及び資本合計	10,764,336	10,193,315	9,908,657

固定負債に計上されている計画修繕引当金は年々減少してきているが、現在作成している令和元年度から10年間の長期計画においては、公社ビルをはじめとして、他の施設についても引当金の計上が計画されている。

また、流動資産に計上されている貸倒引当金の債権残高に対する割合が高くなっているが、回収困難先の程度に応じて、個別引当及び実積率により引き当てているとの説明を受けた。

(5) 事業収益及び事業原価に係る消費税の課税・非課税区分の状況

公社往査時に、事業内容を考慮して検討した主な事項の結果は次のとおりであった。

- ① 土地付建物の一括譲渡取引は平成17年に終了しており現在は発生していない。
- ② 住宅用は非課税取引となるが、「居住」目的とする旨が賃貸契約書にも明記されていた。
- ③ 当公社の取引では「礼金」は発生しない。
- ④ 退去後に返金する敷金は預り金として不課税としていた。
- ⑤ 土地付建物の賃貸は該当がない。
- ⑥ 店舗、事務所等の賃貸収入は課税売上となるが、公社では住宅部分と店舗部分を面積按分した処理が行われていた。
これについては件数も多くないため（妙円寺連店7件、加治木連店10件）、「連店家賃明細」が別途作成され、賃貸先別に店舗部分（課税）と住宅部分（非課税）に区分して家賃が管理され、課税・非課税の区分確認が行われていた。
- ⑦ 土地の貸付期間が1か月未満の課税取引となるような賃貸は該当がなかった。
- ⑧ 駐車場は状況から判断が行われ、駐車場その他施設の利用に伴う土地の使用として課税取引で処理されていた。
- ⑨ 会社が従業員等の社宅として借り上げている物件は該当がなかった。
- ⑩ 立ち退き料についても該当がなかった。

その他、消費税等に関して聴取した事項については特に修正すべき事項は発見されなかった。

3. 監査の結果

指摘事項や意見として記載し、特に改善を要する事項は発見されなかった。

・ 引継ぎ資料等の整備・保管について

公社の消費税計算上の留意点をまとめた引継ぎ資料等の整備・保管については、往査日現在、消費税額の概算金額をチェックする「消費税納入額簡易計算」がファイルされていたが、その他については、現状では特段の必要性はないとのことであった。

実務的には消費税区分に応じた（細分化した）勘定科目の設定が行われ、また、前記のとおり、賃貸管理事業が全体の75.0%を占めている中で、特に検討しなければならない新規取引等も発生していない。

ただ、時の経過により、勘定科目設定時の状況と異なる処理が生じることもあることから、やはり、消費税計算で留意すべき課税区分等に関する基本的事項や関連する税務情報については、一つのファイルにまとめて整理し、充実させながら引き継いでおくことの有用性はあるように考えるので今後の参考として記載する。

9 外部監査の結果

9.1 個別の監査結果

個別事項等の指摘事項等は、以下のとおりである。14の指摘事項と10の意見が検出された。

表 9.1.1 個別の監査結果

Index	【指摘】(意見)	内 容
6.1	1	港湾空港課 課税区分の誤りについて
	1	港湾空港課 作成要領の整備の必要性について
	2	鹿児島地域振興局 係船料、港湾施設使用料及び目的外使用料の課税区分誤りについて
	3	港湾空港課及び鹿児島地域振興局 消費税等関係書類の保存期間について
	2	鹿児島地域振興局 徴収資料記載内容の正確性について
	3	鹿児島地域振興局 事務処理要領について
	4	鹿児島地域振興局 集計作業の効率化について
7.1	4	消費税等関係書類の保存期間について
7.2	5	消費税等関係書類の保存期間について
	5	会計処理変更と消費税課税区分の取り扱いについて
	6	県一般会計との取引における消費税課税区分の検討
	7	令和元年度以降の消費税申告の留意点
8.3	6	消費税等関係書類の保存期間について
	7	課税区分ごとの取引内訳について
	8	消費税の適切な申告体制の持続について
8.4	9	消費税課税区分検討対象の網羅性について
	8	課税売上割合の算定について
8.7	9	鹿児島6次産業化サポートセンター 運營業務事業収益について
	10	農林水産物認証受取手数料の徴収について
	10	消費税の届出・申告の承認について
8.10	11	消費税等関係書類の保存期間について
	12	全国団体等受託事業の課税区分について
	13	特定収入の集計方法について
	14	固定資産の取得に係る仕入税額控除の金額の集計について

監査の結果、消費税等の申告業務に関して、留意してほしい事項は以下のとおりである。

表 9.1.2 消費税等申告業務の留意事項

区分	項目	内容
課税区分	諸会費	対価関係の判定が困難なものは「不課税取引」。ただし、役務の提供(出版物の提供等)との間に明白な対価関係があるものは「課税取引」であることに留意する。
課税区分	土地の譲渡・貸付	「非課税取引」(ただし、契約期間が1か月未満の貸付は除く)
課税区分	固定資産税の還付	「不課税取引」税金関係の還付は「不課税取引」であるが、雑収入等に紛れやすいので留意する。
課税区分	補償補填及び賠償金	対価性のないものは、「不課税取引」。全額「課税取引」としている事例があった。
課税区分	負担金補助及び交付金	対価性のないものは、「不課税取引」。全額「課税取引」としている事例があった。
課税区分	法定検査手数料	国等の手数料等に該当し、「非課税取引」。「不課税取引」としている事例があった。
課税区分	通信費	切手の譲渡は「非課税取引」であるが、切手の使用は「課税取引」であることに留意する。
課税売上割合	有価証券の譲渡	「非課税売上」であるが、譲渡額5%を分母に算入。譲渡額ではなく、売却額の5%を分母に算入している誤りもあったため、留意する。
仕入税額控除	固定資産	「損益計算書」や「正味財産増減計算書」に記載がないため、検討対象から漏れている事例が発見された。
仕入税額控除等の特例	特定収入の区分	翌年度の職員給与費、一般管理費、公債費の財源に充当される「特定収入」を、「課税仕入れ等に係る特定収入」としていた。「用途不特定の特定収入」とする。
仕入税額控除等の特例	特定収入	本来特定収入には該当しない「特定収入以外の収入(特定支出にのみ使用される収入)(人件費等)を含めて算定していた。

*上記には金額的に僅少であったため、口頭指導事項とした項目も含めている。
課税区分は、「国内取引」を前提として判定している。

9.2 総合監査結果

個別の監査結果を総合的に勘案して、以下の監査結果をまとめた。

(総合意見 1) 内部統制の整備・運用の必要性について

当監査で 15 の団体等を対象としたが、消費税に関する内部統制の整備・運用の状況と指摘事項の発生は、一定の相関関係があるという結論に達した。これを図示すると、以下のとおりになる。

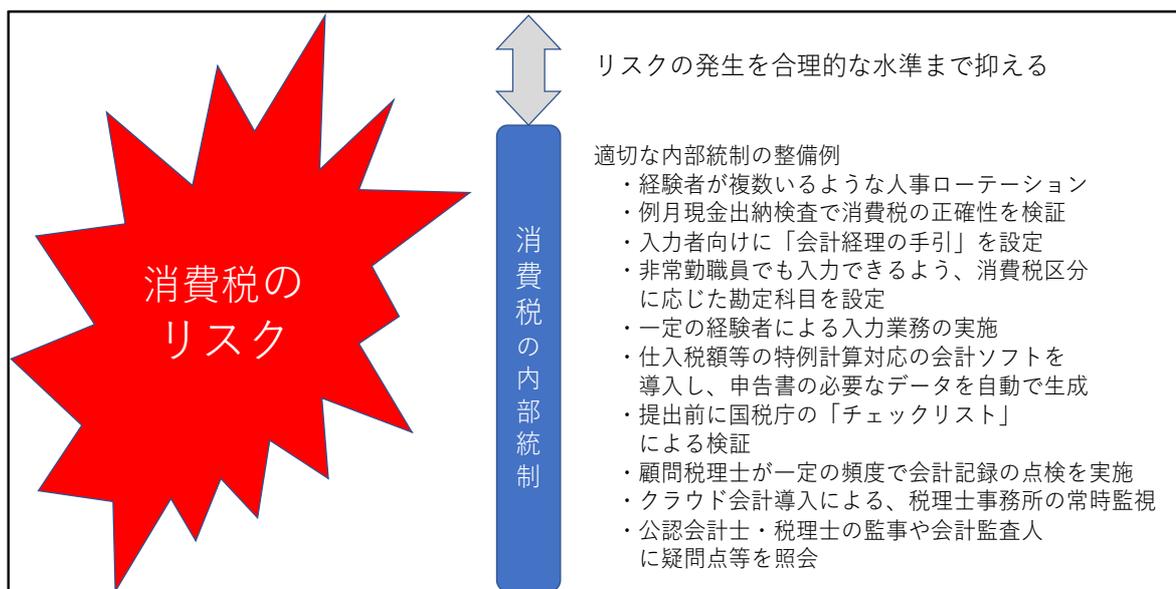


図 9.2.1 適切な内部統制の整備例

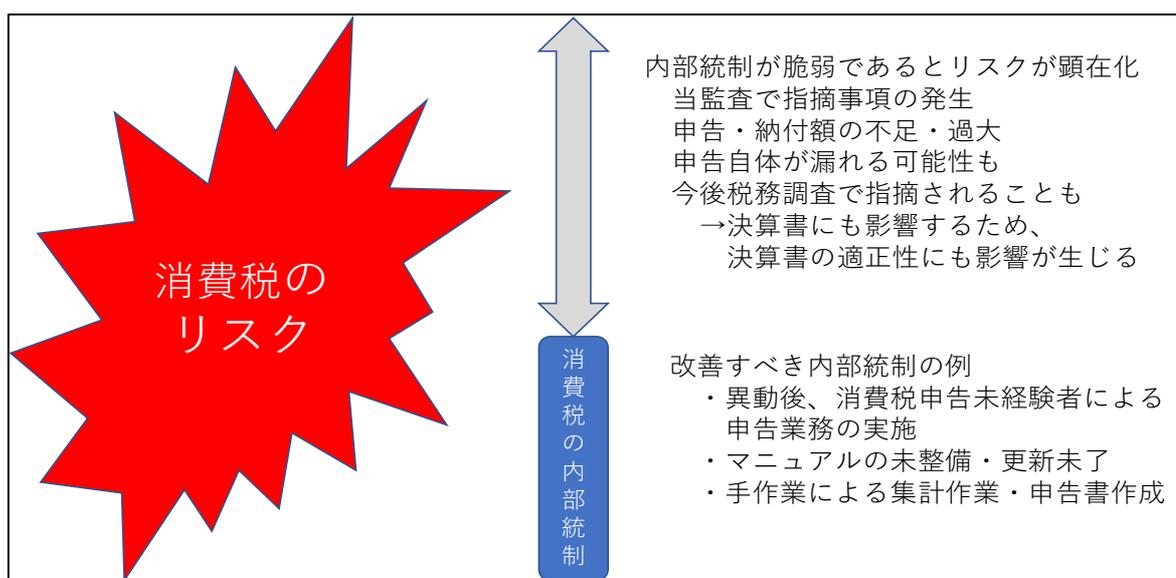


図 9.2.2 改善すべき適切な内部統制の整備例とその影響

このように、内部統制の未整備に起因して誤りが発生しやすい状況となっていたため、単に指摘事項を翌期以降の申告業務で修正するだけでは不十分であり、持続的に適切な申告を実施するために消費税関連の内部統制を見直し、リスクの発生を合理的な水準まで抑える必要がある。

内部統制の見直しでは、内部統制が適切に整備されている事例が参考となる。担当者の異動が想定される団体等では、人事ローテーションを実施し、経験者が複数いるようにすべきである。また、マニュアルや消費税区分に応じた勘定科目の整備、提出前の「国税庁チェックリスト⁷²⁾」による検証も有効である。

複数税率制度やインボイス制度導入により、消費税計算はさらに複雑になっている。よって、消費税申告まで対応する会計ソフトの導入は、正確性のみならず効率性の点においても有用であると考ええる。

最後に専門家の導入であるが、特に関与がされていない団体等で、今後申告業務等に懸念があれば、導入の検討を実施すべきである。

(総合意見 2) モニタリング部門の今後の対応について

当監査の指摘事項等を受けて、監査委員事務局は来年度の監査で措置の状況を確認することになる。総合意見 1 で指摘したとおり、単に指摘事項の改善確認だけではなく、監査対象団体がリスクの発生を合理的な水準まで抑える内部統制が構築されているかという観点で確認して欲しい⁷³⁾。また、地方公社及び第 3 セクターはサンプリングによる検証であり、他の団体も申告業務の不備等があるおそれがあり、留意する必要がある。

なお、消費税等関連の誤りが決算に与える影響が大きい場合、決算書の適正性が問題となるため、その際は必要な手続を実施すべきである。

(総合意見 3) 適切な人員の配置について

1. 現状、問題点

県の特別会計、地方公営企業及び一部の第三セクター等については、県職員が消費税等の申告業務を実施している。消費税の申告業務で最も負荷がかかるのは、一般的には 4 月から 5 月の申告書作成の業務である。県の人事異動は、4 月 1 日が一般的である。4 月 1 日で担当者が変更となると期中の状況を引き継ぐ必要があり、さらに他部署から異動してきた職員が引き継ぐ場合、団体等の概要把握から必要となる。4 月の着任から、消費税の申告期限である 5 月末までの、わずか 2 か月間で消費税の申告書を作成するに足る知識を補うには相当に困難であろう。さらに令和元年度は、複

⁷²⁾ 巻末資料として「国税庁チェックリスト」を添付している。

⁷³⁾ 消費税の内部統制の確認についても一定の専門性が必要となる。

数税率制度が導入され、旧税率を含め3つの税率ごとに区分する必要があるため、集計手続等を変更する必要があるため、難易度は増すと思われる。

なお、消費税等の申告業務は、一定の専門性が要求される。この確保も今後の課題である。

2. 改善案

消費税の申告業務は、確定申告書の提出及び確定納付までが、一サイクルである。よって、業務を円滑に推進するためには、一年を通して業務遂行できる環境を構築することが必要であろう。申告まで完了して業務を引き継げば、次の申告までは余裕があるため、必要な研修の受講等も可能と思われる。また、専門的な業務について、ローテーション間隔を長期化することも有効であると考えられる。

専門性の確保について、人事課にヒアリングしたところ、

- ・業務経験者の配置
- ・有資格者の配置
- ・担当者等研修の実施

等により確保しているとのことであった。専門性の不足による誤謬も散見されたため、業務の推進を支えるため、さらなる施策が必要である。

(総合意見4) 県の消費税申告等に対する対応について

課税区分の判定において、「非課税取引」の中には、料金の徴収等が県の法令に基づくものかどうかの判断が必要なものがあり、この判断は第3セクター等では判断が困難であった。このような事象について、第3セクター等から照会がある場合、適切な消費税申告のため対応する必要がある。

県の一般会計から発行された請求書について、課税取引かどうか判別できないものがあった。相手方の適正な消費税等申告のためには、課税取引かどうか明らかにする必要がある。令和元年10月以降は、「区分記載請求書」に準拠した請求書を提出する必要がある。令和5年10月以降、インボイス制度が導入されると、県の一般会計は「課税事業者」ではないため、「適格請求書」を発行することはできない。ただし、令和11年10月までは免税事業者からの仕入について経過措置があり、一定の控除が認められるため、「区分記載請求書」に準拠した請求書の提出が求められる。

(総合意見5) 帳簿及び請求書等の保管について

帳簿及び請求書等の保管について、6事業所等で保管期間が短かった。これは、県の会計規則が会計帳簿を原則5年としていることに起因していると思われ、今後留意する必要がある。

法律等で定める保管期間が、規則等が求める保管期間よりも長い書類は、他にもあると思われる。よって、県は法律等の保管年限等を満たしているか調査し、法律等の保管年限で延長される書類について把握し保管する必要がある。

参考文献

- 国税庁 「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」 平成30年6月
- 森田修編 「図解消費税 令和元年版」 大蔵財務協会
- 松本正春著 「消費税法 理論と計算」 税務経理協会
- 中田ちず子著 「ワークシート方式による公益法人等、国・地方公共団体の消費税」
全訂四版 税務研究会出版局
- あいわ税理士法人編 「新しい消費税 完全マスター」 税務研究会出版局

包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見

3年間の包括外部監査期間を振り返って

包括外部監査期間3年間の振り返って、私は、鹿児島県を取り巻く外部環境及び内部環境を、以下のように捉えている。

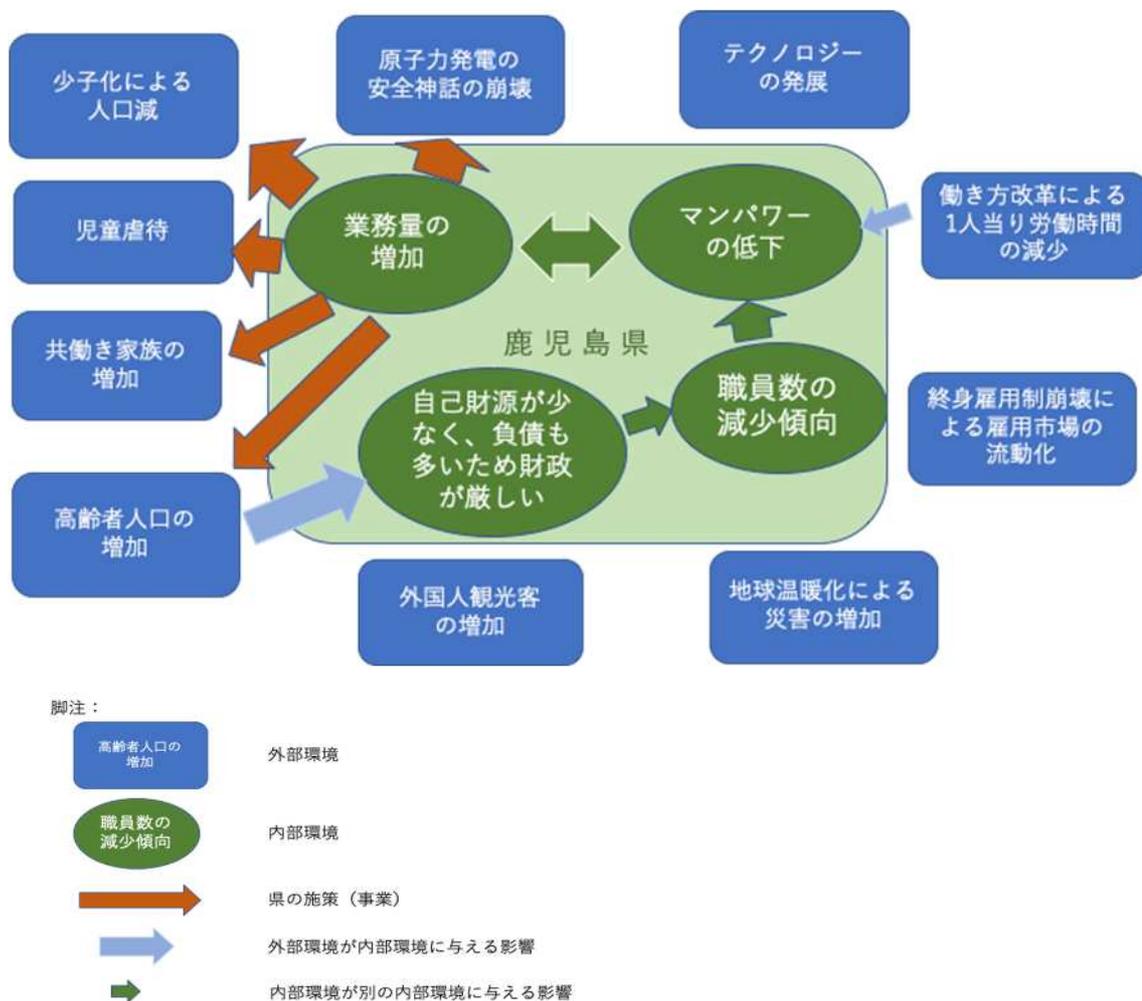


図 鹿児島県を取り巻く外部環境と、内部環境

県内の人口は少子高齢化により減少局面に入っているが、県が担う業務量は人口減少に比例して減少していない。むしろ、少子高齢化を克服するための「子育て支援」と「高齢者の生き生き支援」は県政の重大施策（2本柱）として年々予算と業務量を増加させている。また、「原子力発電の安全神話の崩壊」により原子力発電所の立地県として求められる安全確保や、「共働き家族の増加」に対応する保育環境の整備等も業務量の増加要因となっている。

内部環境に着目すると、鹿児島県は「自己財源が少なく、負債が多いため財政が厳しい」ことを要因のひとつとして、行財政改革に取り組んでいる。平成31年度の一

般行政部門の職員数は、平成 18 年度と比較すると 1,094 人⁷⁴減少しており、職員の数という意味でマンパワーは低下していると考えられる。

このため、もし仮に「マンパワーの低下」と「業務量の増加」をそのまま放置し、恒常的にこのような状態が続けば、誤謬等の発生の増加や職員のやる気の低下の要因となる。

県人事課に業務量と人員の対応について確認したところ、業務量に応じた職員の適正な配置を行うとともに、新たな行政需要にも留意しながら、職員数の適正な管理に努めているとのことであった。人事課の見解に全体としては特に異論はないが、過去 3 年間の監査対象先では、明らかにマンパワーが業務量に見合っておらず、事務作業が停滞している事例も確認されたので、今後留意すべきである。

ひとつの解決策として、近年の「テクノロジーの発展」により事務作業の効率化や省力化が、期待される。テクノロジーを活用した業務改善をさらに推し進め、事務作業等に従事していた人員を、鹿児島県が直面する課題に対して投入できる環境を構築することをより積極的に検討されたい。

⁷⁴ 鹿児島県 HP「鹿児島県における人事行政の運営の状況」より
一般行政部門職員数 平成 18 年度 6,120 人、平成 31 年度 5,026 人

消費税申告チェックシート<国、地方公共団体及び公共法人用>

対象期間	(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日	担当者	役職:
確認日			役職:

このチェックシートは、誤りが生じやすいと認められる事項について取りまとめたもので、皆様が申告書を作成される前の自主的な確認や、申告書を提出される直前の自主的な点検にご活用いただくことを目的として作成しております。皆様の適正申告の一助となればとの趣旨でご提供するものですので、当局へ提出していただく必要はありません。

チェックポイント		チェック欄		
		適	否	無
I 納税義務				
1	<p>消費税の納税義務者に該当しますか。</p> <p>以下のいずれかに該当する場合には消費税の納税義務があります。</p> <p>① 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える場合</p> <p>② 特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合</p> <p>※特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与支払額の合計額によることもできます（いずれの基準で判断するかは納税者の任意です。）。</p> <p>③ 「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、適用課税期間が開始している場合</p> <p>④ 新設法人の特例、高額特定資産を取得した場合の特例等により事業者免税点制度が制限される場合</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
II 課税売上げ				
2	<p>対価性のある負担金、分担金等の収入を課税売上げに含めていますか。</p> <p>各種事業の実施に伴う役務の提供と負担金等との間に明白な対価関係がある場合には、当該負担金等は課税売上げに含める必要があります。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	<p>建物などの資産（土地は除きます）を売却した場合、譲渡対価の額が課税売上げとなりますが、売却益を課税売上げとしていませんか。又は、売却損を課税仕入れとしていませんか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	<p>非課税とした土地の貸付に、貸付に係る期間が1か月未満の場合や駐車場等の施設利用に伴って土地が使用される場合などの課税売上げとなる土地の貸付けが含まれていませんか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	<p>非課税とした住宅の貸付に、貸付に係る期間が1か月未満の場合などの課税売上げとなる住宅の貸付けが含まれていませんか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	<p>非課税とした行政手数料等に、法令に定められていない事務に係る手数料などの課税売上げとなる行政手数料等が含まれていませんか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	<p>対価補償金以外の補償金は不課税ですが、課税売上げとしていませんか。</p> <p>例えば、水道管移設補償金、ガス管移設補償金などの資産の移転に要する費用の補填に充てるものとして交付を受ける補償金は不課税です。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	<p>資産の譲渡等の時期は適切ですか。</p> <p>例えば、棚卸資産の譲渡については引渡しの日、資産の貸付については使用料等の支払を受けるべき日、役務の提供については目的物の全部を完成して引き渡した日又は役務の提供の全部を完了した日が資産の譲渡等の時期となります。</p> <p>ただし、国又は地方公共団体が行った資産の譲渡等の時期については、それぞれ予算決算及び会計令又は地方自治法施行令の規定により、その対価を収納すべき会計年度の末日において行われたものとすることができます。また、消費税法別表第三に掲げる公共法人等についても、国又は地方公共団体に準ずる法人として納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、その対価を収納すべき課税期間の末日に行われたものとすることができます。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
III-① 課税仕入れ（全般）				
9	<p>簡易課税制度の適用はありますか。</p> <p>簡易課税制度が適用される場合、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はなくなりますので、以下「III課税仕入れ」の検討は不要です。</p> <p>なお、基準期間の課税売上高が5,000万円を超える場合は簡易課税制度は適用されません。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	<p>課税仕入れ等の事実を記載した帳簿等を保存していますか。</p> <p>課税仕入れ等の事実を記録した帳簿や課税仕入れ等の事実を証する請求書等の保存がない場合、その保存がない課税仕入れ等に係る消費税額については、仕入税額控除の適用を受けることができません。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
III-② 課税仕入れ（課否判定・計上時期）				
11	<p>給与等を対価とする役務の提供は不課税ですが、課税仕入れとしていませんか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

消費税申告チェックシート<国、地方公共団体及び公共法人用>

チェックポイント		チェック欄		
		適	否	無
12	出向者を受け入れている場合に出向元に支払う給与負担金は不課税ですが、課税仕入れとしていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	通勤手当、出張旅費、宿泊費、日当等のうち、通勤や旅行に通常必要と認められない部分は給与に該当するため不課税ですが、課税仕入れとしていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	海外出張に係る旅費、宿泊費、日当等は免税又は不課税ですが、課税仕入れとしていませんか。 国内での鉄道運賃や宿泊費等を他の海外出張旅費と区分しているときは、その国内出張旅費等については課税仕入れとして取り扱って差し支えありません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	商品券、ギフト券、旅行券等の購入対価は非課税ですが、課税仕入れとしていませんか。 商品券等を使って商品の購入をしたり、サービスの提供を受けた場合には、その対価を課税仕入れとすることができます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	信販会社へ支払うクレジット手数料は非課税ですが、課税仕入れとしていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	損害賠償金は不課税ですが、課税仕入れとしていませんか。 解約手数料や取消手数料などは、解約等の請求に応じて行われる役務提供の対価であることから課税仕入れとすることができます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	同業者団体や組合等に支払った通常会費や一般会費は不課税ですが、課税仕入れとしていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	車両等の買換えを行った場合に、購入額から下取額を控除した金額を課税仕入れとしていませんか。 資産の買換えにおいては、課税資産の譲渡等（旧車両等の譲渡）と課税仕入れ（新車両等の購入）の二つの取引が同時に行われていますので、下取額が課税売上げ、購入額が課税仕入れとなります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20	資産の引渡しを受けていない又は役務の提供が完了していないにもかかわらず支払時の課税仕入れとしていませんか。 国又は地方公共団体が行った課税仕入れ等の時期については、それぞれ予算決算及び会計令又は地方自治法施行令の規定により、その費用の支払をすべき会計年度の末日において行われたものとしてすることができます。また、消費税法別表第三に掲げる公共・公益法人等についても、国又は地方公共団体に準ずる法人として納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、その費用の支払をすべき課税期間の末日に行われたものとしてすることができます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21	建設工事等において目的物の引渡し又は役務提供の完了を伴わずに支払った着手金、中間金、前渡金等を課税仕入れとしていませんか。 建設工事等において、出来高を検収した上で出来高検収書を作成し、それに基づき代金を支払うこととしている場合には、その支払時において課税仕入れとすることができます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
Ⅲ－③ 課税仕入れ（課税売上割合）				
22	消費税額及び地方消費税額を課税売上割合の計算の際の分母、分子に含めていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23	国外取引に係る対価の額、配当金収入、保険金収入等の不課税取引の額を課税売上割合の計算の際の分母、分子に含めていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24	売上対価の返還等の額を課税売上割合の計算の際の分母、分子から控除していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25	分母に含める有価証券や金銭債権の譲渡対価について、当該譲渡対価の全額ではなく5%に相当する金額としていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26	算出された課税売上割合について、端数を切り上げていませんか。 課税売上割合は、原則端数処理できませんが、任意の位以下の端数の切り捨ては認められます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
Ⅲ－④ 課税仕入れ（控除対象仕入税額）				
27	課税仕入れに係る消費税額を課税仕入れに係る支払対価の8%相当額としていませんか。 課税仕入れに係る消費税額は、課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）に6.3/108を乗じて算出します。また、旧税率（3%又は4%）が適用された取引がある場合には、それぞれ3/103、4/105を乗じて算出します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28	課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れ等の消費税額の全額を仕入税額控除の対象としていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

消費税申告チェックシート<国、地方公共団体及び公共法人用>

チェックポイント		チェック欄		
		適	否	無
29	個別対応方式により仕入控除税額を計算する場合において、「課税資産の譲渡等」にのみ要するものに「その他の資産の譲渡等」にのみ要するもの又は「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するものを含めていませんか。 「その他の資産の譲渡等」には、例えば、販売用の土地の造成費用、賃貸住宅の建築費用、有価証券の売買手数料等が該当し、「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するものには、例えば、両者に共通して使用される資産の取得や、福利厚生費、消耗品費、電話料金、電気料金、ガス料金、水道料金等が該当します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30	課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、特定課税仕入れ（例えば、国外事業者が行うネット広告の配信等）に係る支払対価の額を仕入税額控除の対象外としていませんか。 又は、課税売上割合が95%以上であるにもかかわらず、特定課税仕入れに係る支払対価の額を仕入税額控除の対象としていませんか。 課税売上割合が95%未満である場合には、特定課税仕入れに係る支払対価の額を課税標準額にも含める必要があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
31	登録国外事業者以外の国外事業者から受けた「消費者向け電気通信利用役務の提供」を仕入税額控除の対象としていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
Ⅲ-⑤ 課税仕入れ（特定収入）				
32	租税、補助金、交付金、寄附金、出資に対する配当金、保険金、損害賠償金、負担金（対価性のないものに限り、）他会計からの繰入金（対価性のないもので、国、地方公共団体に限り、）、会費等（対価性のないものに限り、）、喜捨金等（対価性のないものに限り、）は特定収入に該当しますが、特定収入から除いていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33	法令又は交付要綱等において特定支出に充てるよう用途が特定されている補助金等は特定収入に該当しませんが、特定収入に含めていませんか。 「特定支出」とは、課税仕入れに係る支出以外の支出等をいい、例えば、給与、利子、土地購入費などが該当します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34	通常の借入金等は特定収入に該当しませんが、特定収入に含めていませんか。 「通常の借入金等」とは、借入金及び債券の発行に係る収入で、法令においてその返済又は償還のための補助金、負担金等の交付を受けることが規定されているもの以外のものをいいます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35	特殊な借入金等のうち、法令において特定支出のためにのみ使用するとされているものは特定収入に該当しませんが、特定収入に含めていませんか。 「特殊な借入金等」とは、借入金及び債券の発行に係る収入で、法令においてその返済又は償還のための補助金、負担金等の交付を受けることが規定されているものをいいます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
36	通常の借入金等が特定支出のためにのみ使用される場合で、借入れ後に法令、交付要綱等でその借入金等の返済のためにのみ用途を特定された補助金等が交付されたとき、その補助金等は特定収入に該当しませんが、特定収入に含めていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
37	特殊な借入金等の借入れ後に法令、交付要綱等でその借入金等の返済のためにのみ用途を特定された補助金等が交付された場合、その補助金等は特定収入に該当しませんが、特定収入に含めていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
38	消費税の還付金は特定収入に該当しませんが、特定収入に含めていませんか。また、消費税の還付加算金は特定収入に該当しますが、特定収入から除いていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
39	補助金等の繰越金は、実際に收受した年度において特定収入に該当するか否かの判定を行うこととなりますが、歳入として受け入れた年度で特定収入の判定を行っていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
40	免税事業者である課税期間に通常の借入金等を財源として課税仕入れを行っている場合において、当該借入金等の返済に充てるための補助金等は特定収入に該当しませんが、特定収入に含めていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
41	国外取引に係る対価の額を特定収入割合の計算の際の分母から除いていませんか。 課税売上割合の計算とは異なり、特定収入割合の計算では国外取引に係る対価の額を計算に含める必要があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
42	売上対価の返還等の額を特定収入割合の計算の際の分母から除いていませんか。 課税売上割合の計算とは異なり、特定収入割合の計算では売上対価の返還等の額を控除する必要はありません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

消費税申告チェックシート<国、地方公共団体及び公共法人用>

チェックポイント		チェック欄		
		適	否	無
43	有価証券や金銭債権の譲渡対価について、当該譲渡対価の全額ではなく5%に相当する金額を特定収入割合の計算の際の分母に含めていませんか。	□	□	□
	課税売上割合の計算とは異なり、特定収入割合の計算では有価証券や金銭債権の譲渡対価の全額を計算に含める必要があります。			
44	特定収入割合が5%超であるにもかかわらず、課税仕入れ等の消費税額の全額を仕入税額控除の対象としていませんか。	□	□	□
45	使途不特定の特定収入がある場合に、調整割合による調整計算を行っていますか。	□	□	□
	「使途不特定の特定収入」とは、課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入をいい、例えば、寄附金収入、出資に対する配当金収入、保険金収入等が該当します。			
46	借入金等を財源として旧税率が適用される課税仕入れを行い、当該借入金等の返済等のために補助金等が後日交付された場合に、当該補助金等に係る仕入控除税額の調整計算は、課税仕入れ等に係る特定収入に4/105を乗じて計算していますか。	□	□	□
	3%の税率が適用される課税仕入れに補助金等の使途が特定された場合でも4/105により計算します。			
IV その他				
47	申告書の添付書類に漏れはありませんか。	□	□	□
	・別表（特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書） 課税売上割合が95%未満であり、かつ特定課税仕入れがある場合に、一般用申告書とともに提出するものです。			
	・付表2（課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表） 一般用申告書に添付するものです。ただし、旧税率（3%又は4%）が適用される取引がある場合には、付表1及び付表2-②を使用することになります。			
	・付表5（控除対象仕入税額の計算表） 簡易課税用申告書に添付するものです。ただし、旧税率（3%又は4%）が適用される取引がある場合には、付表4及び付表5-②を使用することになります。			
48	・消費税の還付申告に関する明細書 消費税の還付申告書を提出する場合に添付するものです。	□	□	□
	48 特定収入がある場合に、「特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表」を利用して控除対象仕入税額を算出していますか。			
49	「特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表」は国税庁ホームページに掲載していますので是非ご利用ください。	□	□	□
	49 法令又は交付要綱等により使途が特定されない補助金等について、消費税法基本通達16-2-2(2)に基づき、国又は地方公共団体が合理的な方法により補助金等の使途を明らかにした文書によって使途を特定している場合、その補助金等の使途を明らかにした文書を申告書に添付していますか。			
50	消費税確定申告書とともに「使途を明らかにした文書」の提出をお願いします。	□	□	□
	50 一般用申告書及びその添付書類は正しく記載されていますか。			
	申告書①欄の金額は、付表2①欄（又は付表2-②①D欄）の金額（千円未満の金額がある場合、これを切り捨てた金額）と一致していますか。 ただし、申告書⑤欄に記載した場合は、申告書①欄に返還等対価の額に相当する金額を加算しますので一致しません。			
	申告書⑥欄の金額は、貸倒れとなった売掛金等（税込額）の6.3/108相当額（貸倒れとなった課税資産の譲渡等を行った期間に応じて3/103又は4/105相当額）を記載していますか。 また、不課税取引又は非課税取引（貸付金等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。			
50	申告書⑩欄及び⑪欄の金額について、それぞれの金額の配賦誤りや、中間申告11回目分の記載漏れはありませんか。	□	□	□
	申告書⑰欄又は⑱欄の金額は、それぞれ⑧欄又は⑨欄の金額と一致していますか。 また、付表1を添付する場合、申告書⑰欄又は⑱欄の金額は付表1⑬D欄の金額と、申告書⑲欄又は⑳欄の金額は付表1⑯D欄の金額と、それぞれ一致していますか。			